（別紙）

平成13年7月5日付課法3－57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」（法令解釈通達）のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

（注）下線を付した部分が改正部分である。

改正後

（1　法人設立届出書）

法人設立届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

新たに内国法人を設立したので届け出ます。

本店又は主たる事務所の所在地	〒　電話（　）　－	
納税地	〒	
（フリガナ）		
法人名		
法人番号		
（フリガナ）		
代表者氏名	㊞	
代表者住所	〒　電話（　）　－	

設立年月日	平成　年　月　日	事業年度	（自）　月　日（至）　月　日
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成　年　月　日

事業の目的	（定款等に記載しているもの） （現に営んでいる又は営む予定のもの）	支店・出張所・工場等	名称	所在地

設立の形態

1　個人企業を法人組織とした法人である場合
2　合併により設立した法人である場合
3　新設分割により設立した法人である場合（□分割型・□分社型・□その他）
4　現物出資により設立した法人である場合
5　その他（　　）

設立の形態が1～4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等

設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	添付書類等	1　定款等の写し 2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用 （照会番号：　　） （発行年月日：　年　月　日） 3　株主等の名簿 4　設立趣意書 5　設立時の貸借対照表 6　合併契約書の写し 7　分割計画書の写し 8　その他（　　）
事業開始（見込み）年月日	平成　年　月　日		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有　・　無		
関与税理士 氏名			
関与税理士 事務所所在地	電話（　）　－		

設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名		
	連結親法人の納税地	〒　電話（　）　－	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日	連結親法人　年　月　日	連結子法人　年　月　日

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

28.06改正

改正前

（1　法人設立届出書）

法人設立届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

新たに内国法人を設立したので届け出ます。

本店又は主たる事務所の所在地	〒　電話（　）　－	
納税地	〒	
（フリガナ）		
法人名		
法人番号		
（フリガナ）		
代表者氏名	㊞	
代表者住所	〒　電話（　）　－	

設立年月日	平成　年　月　日	事業年度	（自）　月　日（至）　月　日
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成　年　月　日

事業の目的	（定款等に記載しているもの） （現に営んでいる又は営む予定のもの）	支店・出張所・工場等	名称	所在地

設立の形態

1　個人企業を法人組織とした法人である場合
2　合併により設立した法人である場合
3　新設分割により設立した法人である場合（□分割型・□分社型・□その他）
4　現物出資により設立した法人である場合
5　その他（　　）

設立の形態が1～4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等

設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	添付書類等	1　定款等の写し 2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用 （照会番号：　　） （発行年月日：　年　月　日） 3　株主等の名簿 4　設立趣意書 5　設立時の貸借対照表 6　合併契約書の写し 7　分割計画書の写し 8　その他（　　）
事業開始（見込み）年月日	平成　年　月　日		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有　・　無		
関与税理士 氏名			
関与税理士 事務所所在地	電話（　）　－		

設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名		
	連結親法人の納税地	〒　電話（　）　－	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日	連結親法人　年　月　日	連結子法人　年　月　日

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

27.06改正

改　　正　　後

（１　法人設立届出書）

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第３に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後２月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して１通提出してください。

なお、資本金１億円以上の内国普通法人の場合は２通提出してください。

①　定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し

②　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

（注）１　「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号　　)及び(発行年月日：　年　月　日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

２　当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を送信（提出）した後、ｅ－Ｔａｘ によりこの届出書をオンラインで提出することもできます（その他の添付書類については、イメージデータ（ＰＤＦ）又は別途書面により提出していただく必要があります。）。

③　株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者（以下「株主等」といいます。）の名簿（次の様式によってください。）

氏　　名	住　　所	株数又は口　数	金　　額	役職名及び当該法人の役員又は、他の株主等との関係
			円	

④　設立趣意書

⑤　設立の時における貸借対照表

⑥　合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し

⑦　分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

２　各欄の記載方法

(1)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2)　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(3)　「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

(4)　「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

（注）　合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

(5)　「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

(6)　「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。

(7)　「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。

(8)　「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

（注）　新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第１期目及び第２期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第３期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第３期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第１号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

(9)　「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(10)　「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第２条第 12 号の９（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同第 12 号の 10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」、又は分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。

なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が１から４である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。

(11)　「適格区分」欄は、「設立の形態」が２から４である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第２条第 12 号の８（適格合併）、同第 12 号の 11（適格分割）又は同第 12 号の 14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。

(12)　「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。

(13)　「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。

（注）給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(14)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(15)　「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。

(16)　「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記載しないでください。
なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

(17)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(18)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　前

（１　法人設立届出書）

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第３に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後２月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して１通提出してください。

なお、資本金１億円以上の内国普通法人の場合は２通提出してください。

①　定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し

②　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

（注）１　「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号　　)及び(発行年月日：　年　月　日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

２　当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を送信（提出）した後、ｅ－Ｔａｘ によりこの届出書をオンラインで提出することもできます（その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。）。

③　株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者（以下「株主等」といいます。）の名簿（次の様式によってください。）

氏　　名	住　　所	株数又は口　数	金　　額	役職名及び当該法人の役員又は、他の株主等との関係
			円	

④　設立趣意書

⑤　設立の時における貸借対照表

⑥　合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し

⑦　分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

２　各欄の記載方法

(1)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2)　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(3)　「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。

(4)　「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

（注）　合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

(5)　「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

(6)　「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。

(7)　「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。

(8)　「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

（注）　新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が１千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第１期目及び第２期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第３期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第３期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第１号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

(9)　「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(10)　「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第２条第 12 号の９（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同第 12 号の 10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」、又は分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。

なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が１から４である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。

(11)　「適格区分」欄は、「設立の形態」が２から４である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第２条第 12 号の８（適格合併）、同第 12 号の 11（適格分割）又は同第 12 号の 14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。

(12)　「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。

(13)　「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。

（注）給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(14)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(15)　「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。

(16)　「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記載しないでください。
なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

(17)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(18)　「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（２　外国普通法人となった旨の届出書）

※税務署受付分

外国普通法人となった旨の届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
本店又は主たる事務所の所在地	
所在国	
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 責任者氏名	㊞
責任者住所	〒 電話(　　)　－

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日	平成　年　月　日	国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日	平成　年　月　日
事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日	事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日

国内において行う事業の目的及び種類		国内にある資産の種類及び所在地	種類 / 所在地
国内にある事務所等	名称 / 所在地		

（備　考）

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無　　有　・　無

添付書類
1　定款等の和訳文
2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本
3　貸借対照表、財産目録
4　事業の概要を記載した書類

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

28.06 改正

改　正　前

（２　外国普通法人となった旨の届出書）

※税務署受付分

外国普通法人となった旨の届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
本店又は主たる事務所の所在地	
所在国	
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 責任者氏名	㊞
責任者住所	〒 電話(　　)　－

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日	平成　年　月　日	国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日	平成　年　月　日
事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日	事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日

国内において行う事業の目的及び種類		国内にある資産の種類及び所在地	種類 / 所在地
国内にある事務所等	名称 / 所在地		

（備　考）

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無　　有　・　無

添付書類
1　定款等の和訳文
2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本
3　貸借対照表、財産目録
4　事業の概要を記載した書類

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（２　外国普通法人となった旨の届出書）	（２　外国普通法人となった旨の届出書）

外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後２月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して２通を納税地（２の「各欄の記載方法」により記載した納税地）の所轄税務署長に提出してください。

(1)　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの和訳文

(2)　国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(3)　国内に恒久的施設を有することとなった時、国内において人的役務の提供事業を開始した時又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった時における貸借対照表並びに国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表及び財産目録

(4)　国内源泉所得に係る事業の概要を記載した書類

２　各欄の記載方法

(1)　「納税地」欄は、次により記載してください。

イ　恒久的施設を有する外国法人にあっては、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地

ロ　イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人にあっては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

ハ　イ及びロ以外の法人にあっては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(2)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3)　「所在国」欄は、本店又は主たる事務所が所在する国名を記載してください。

(4)　「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(5)　「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。

(6)　「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。

(7)　「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。

(8)　「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。

(9)　「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。

(10)　「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。

(11)　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(12)　「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

(13)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14)　「※」欄は、記載しないでください。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後２月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して２通を納税地（２の「各欄の記載方法」により記載した納税地）の所轄税務署長に提出してください。

(1)　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの和訳文

(2)　国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

(3)　国内に恒久的施設を有することとなったとき、国内において人的役務の提供事業を開始したとき又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなったときにおける、国内において行う事業又は国内にある資産についての貸借対照表及び財産目録ならびに当該外国普通法人のそれらの時の属する事業年度の直前事業年度の貸借対照表

(4)　国内において行う事業の概要を記載した書類

２　各欄の記載方法

(1)　「納税地」欄は、次により記載してください。

イ　国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第１号から第３号までに規定するもの)にあっては国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地

ロ　イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人にあっては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

ハ　イ及びロ以外の法人にあっては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(2)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3)　「所在国」欄は、本店又は主たる事務所が所在する国名を記載してください。

(4)　「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(5)　「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。

(6)　「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。

(7)　「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。

(8)　「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。

(9)　「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。

(10)　「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。

(11)　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(12)　「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

(13)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14)　「※」欄は、記載しないでください。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（３　国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

本店又は主たる事務所の所在地　〒

納税地　〒　電話（　）　－

（フリガナ）

法人名等

法人番号

（フリガナ）

代表者氏名

（フリガナ）

責任者氏名　㊞

税務署長殿

責任者住所　〒　電話（　）　－

国内事業管理親法人株式の　交付を受けた／数の増加又は減少があった　ので届け出ます。

交付を受けた場合

事業年度	自　平成　年　月　日　～　至　平成　年　月　日			
交付を受けた日	交付を受けた株式の銘柄	交付の基因となった事実	交付を受けた株式の数（又は出資の金額）	交付を受けた日の属する事業年度終了の時に有する株式の数（又は出資の金額）
平成　年　月　日		□合　併 □分割型分割 □株式交換		
平成　年　月　日		□合　併 □分割型分割 □株式交換		

増加又は減少があった場合

事業年度	自　平成　年　月　日　～　至　平成　年　月　日			
増加又は減少があった日	増加又は減少した株式の銘柄	増加又は減少した株式の数（又は出資の金額）	増加又は減少の基因となった事実	増加又は減少があった日の属する事業年度終了の時に有する株式の数（又は出資の金額）
平成　年　月　日				
平成　年　月　日				

参考事項

税理士署名押印　㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

28.06 改正

改　正　前

（３　国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書）

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

本店又は主たる事務所の所在地　〒

納税地　〒　電話（　）　－

（フリガナ）

法人名等

法人番号

（フリガナ）

代表者氏名

（フリガナ）

責任者氏名　㊞

税務署長殿

責任者住所　〒　電話（　）　－

国内事業管理親法人株式の　交付を受けた／数の増加又は減少があった　ので届け出ます。

交付を受けた場合

事業年度	自　平成　年　月　日　～　至　平成　年　月　日			
交付を受けた日	交付を受けた株式の銘柄	交付の基因となった事実	交付を受けた株式の数（又は出資の金額）	交付を受けた日の属する事業年度終了の時に有する株式の数（又は出資の金額）
平成　年　月　日		□合　併 □分割型分割 □株式交換		
平成　年　月　日		□合　併 □分割型分割 □株式交換		

増加又は減少があった場合

事業年度	自　平成　年　月　日　～　至　平成　年　月　日			
増加又は減少があった日	増加又は減少した株式の銘柄	増加又は減少した株式の数（又は出資の金額）	増加又は減少の基因となった事実	増加又は減少があった日の属する事業年度終了の時に有する株式の数（又は出資の金額）
平成　年　月　日				
平成　年　月　日				

参考事項

税理士署名押印　㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（３　国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書）	（３　国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書）
国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書の記載要領等	**国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書の記載要領等**
国内に恒久的施設を有する外国法人（平成26年改正前の法人税法第141条第１号から第３号までに規定するものをいいます。以下同じです。）が、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合又は既に有する国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合には、その交付を受けた日又はその増加若しくは減少のあった日の属する事業年度終了の日の翌日から２月以内に、その事業年度終了の時に有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し提出してください。	国内に恒久的施設を有する外国法人（法人税法第141条第１号から第３号までに規定するものをいいます。以下同じです。）が、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合又は既に有する国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合には、その交付を受けた日又はその増加若しくは減少のあった日の属する事業年度終了の日の翌日から２月以内に、その事業年度終了の時に有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し提出してください。
（注）　国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する外国法人が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、内国法人が行う合併、金銭等不交付分割型分割、株式交換（それぞれ法人税法第61条の２第２項、第４項、第８項に規定するものに限ります。）により、当該国内事業管理株式に対応して交付を受けた合併親法人株式等（外国法人の株式に限ります。）をいいます。	（注）　国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する外国法人が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下、「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、内国法人が行う合併、金銭等不交付分割型分割、株式交換（それぞれ法人税法第61条の２第２項、第４項、第８項に規定するものに限ります。）により、当該国内事業管理株式に対応して交付を受けた合併親法人株式等（外国法人の株式に限ります。）をいいます。
記	記
１　届出書の提出部数 この届出書は、２通を納税地（３の「各欄の記載方法」により記載した納税地）の所轄税務署長に提出してください。	１　届出書の提出部数 この届出書は、２通を納税地（３の「各欄の記載方法」により記載した納税地）の所轄税務署長に提出してください。
２　この届出書は、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合とその数の増加又は減少があった場合に使用することになっていますので、いずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。 なお、同時に双方の届出を行う場合には、抹消は不要です。	２　この届出書は、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合とその数の増加又は減少があった場合に使用することになっていますので、いずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。 なお、同時に双方の届出を行う場合には、抹消は不要です。
３　各欄の記載方法 (1)　「納税地」欄は、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地（ただし、国税局長又は国税庁長官からの納税地の指定を受けている場合には、その指定を受けている納税地）を記載してください。 (2)　「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。 (3)　「交付の基因となった事実」欄には、いずれか該当する□にレ印を付してください。 (4)　「交付を受けた日」及び「事業年度」の各欄には、国内事業管理親法人株式の交付を受けた日及びその日の属する当該外国法人の事業年度を記載してください。 (5)　「交付を受けた株式の銘柄」及び「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄及び数（出資にあっては金額。以下同じです。）を記載してください。 (6)　「増加又は減少の基因となった事実」欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の数が増加又は減少することとなった事由を、例えば、「株式分割」、「第三者への譲渡」、「本店移管」又は「株式併合」と記載してください。 (7)　「増加又は減少があった日」及び「事業年度」の各欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の増加又は減少があった日及びその日の属する当該外国法人の事業年度を記載してください。 (8)　「増加又は減少した株式の銘柄」、「増加又は減少した株式の数（又は出資の金額）」及び「増加又は減少があった日の属する事業年度終了の時に有する株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の銘柄、増加又は減少した数（その増加又は減少があった日の属する事業年度中における合計）及び当該事業年度終了の時に有する数を記載してください。 (9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)　「※」欄は、記載しないでください。	３　各欄の記載方法 (1)　「納税地」欄は、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地（ただし、国税局長又は国税庁長官からの納税地の指定を受けている場合には、その指定を受けている納税地）を記載してください。 (2)　「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。 (3)　「交付の基因となった事実」欄には、いずれか該当する□にレ印を付してください。 (4)　「交付を受けた日」及び「事業年度」の各欄には、国内事業管理親法人株式の交付を受けた日及びその日の属する当該外国法人の事業年度を記載してください。 (5)　「交付を受けた株式の銘柄」及び「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄及び数（出資にあっては金額。以下同じです。）を記載してください。 (6)　「増加又は減少の基因となった事実」欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の数が増加又は減少することとなった事由を、例えば、「株式分割」、「第三者への譲渡」、「本店移管」又は「株式併合」と記載してください。 (7)　「増加又は減少があった日」及び「事業年度」の各欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の増加又は減少があった日及びその日の属する当該外国法人の事業年度を記載してください。 (8)　「増加又は減少した株式の銘柄」、「増加又は減少した株式の数（又は出資の金額）」及び「増加又は減少があった日の属する事業年度終了の時に有する株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の銘柄、増加又は減少した数（その増加又は減少があった日の属する事業年度中における合計）及び当該事業年度終了の時に有する数を記載してください。 (9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)　「※」欄は、記載しないでください。
４　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	４　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（４　収益事業開始届出書）

収益事業開始届出書

※整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地	〒　電話（　）　－
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒　電話（　）　－

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収益事業開始日	平成　年　月　日	事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日
事業の目的		収益事業の種類	

収益事業を営む事業場等	収益事業の種類	事業場等の名称	所在地	収益事業の経営責任者

関与税理士			添付書類
	氏名		1　収益事業の概要を記載した書類 2　収益事業についての貸借対照表 3　定款等の写し 4　登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用 （照会番号：　） （発行年月日：　年　月　日） 5　合併契約書の写し
	事務所所在地	電話（　）　－	

（備　考）

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無　　有　・　無

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

28.06 改正

改　正　前

（４　収益事業開始届出書）

収益事業開始届出書

※整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地	〒　電話（　）　－
納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒　電話（　）　－

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収益事業開始日	平成　年　月　日	事業年度	自　月　日　自　月　日 至　月　日　至　月　日
事業の目的		収益事業の種類	

収益事業を営む事業場等	収益事業の種類	事業場等の名称	所在地	収益事業の経営責任者

関与税理士			添付書類
	氏名		1　収益事業の概要を記載した書類 2　収益事業についての貸借対照表 3　定款等の写し 4　登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用 （照会番号：　） （発行年月日：　年　月　日） 5　合併契約書の写し
	事務所所在地	電話（　）　－	

（備　考）

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無　　有　・　無

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（４　収益事業開始届出書）	（４　収益事業開始届出書）

収益事業開始届出書の記載要領等

公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後２月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等

(1)　内国法人である公益法人等（法人税法別表第２に掲げる法人）又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合

(2)　外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるもの（以下「特定国内源泉所得」という。）を有することとなった場合（特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき、租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる場合を除く。）

２　収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して１通（外国法人(人格のない社団等に限ります。)の場合は２通）提出してください。

(1)　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等

イ　収益事業の概要を記載した書類

ロ　収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表

ハ　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し

ニ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

（注）「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号　　)及び(発行年月日：　年　月　日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

ホ　合併により法人が設立され、かつ、その設立の時に収益事業を開始した場合における合併契約書の写し

(2)　外国法人(人格のない社団等に限ります。)

イ　収益事業の概要を記載した書類

ロ　国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表

３　各欄の記載方法

(1)　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合には、次により記載します。

イ　「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。

(ｲ) 公益法人等にあっては、主たる事務所の所在地を記載してください。

(ﾛ) 人格のない社団等にあっては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地（移動販売業等のように事業場が転々移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々移転するときは代表者又は管理人の住所とする。）を記載してください。

ロ　「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

ハ　「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあっては管理人の氏名を記載してください。

ニ　「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。

ホ　「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。

ヘ　「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。

ト　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合も含みます。）。

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

チ　「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。

リ　「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

(2)　外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合は、「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。

イ　「納税地」欄は、次により記載します。

(ｲ) その法人が国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第１号から第３号までに規定するもの)に該当するときは、その収益事業についての国内にある事務所、事業所、その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。

(ﾛ) その法人が(ｲ)以外で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人に該当するときは、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。

(ﾊ) その法人が(ｲ)及び(ﾛ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。

ロ　「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。

(3)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(4)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5)　「※」欄は記載しないでください。

収益事業開始届出書の記載要領等

公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後２月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等

(1)　内国法人である公益法人等（法人税法別表第２に掲げる法人）又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合

(2)　外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合

２　収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して１通（外国法人(人格のない社団等に限ります。)の場合は２通）提出してください。

(1)　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等

イ　収益事業の概要を記載した書類

ロ　収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表

ハ　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し

ニ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

（注）「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号　　)及び(発行年月日：　年　月　日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

ホ　合併により法人が設立され、かつ、その設立の時に収益事業を開始した場合における合併契約書の写し

(2)　外国法人(人格のない社団等に限ります。)

イ　収益事業の概要を記載した書類

ロ　国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表

３　各欄の記載方法

(1)　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合には、次により記載します。

イ　「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。

(ｲ) 公益法人等にあっては、主たる事務所の所在地を記載してください。

(ﾛ) 人格のない社団等にあっては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地（移動販売業等のように事業場が転々移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々移転するときは代表者又は管理人の住所とする。）を記載してください。

ロ　「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

ハ　「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあっては管理人の氏名を記載してください。

ニ　「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。

ホ　「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。

ヘ　「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。

ト　「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合も含みます。）。

（注）　給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から１月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

チ　「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。

リ　「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

(2)　外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合は、「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。

イ　「納税地」欄は、次により記載します。

(ｲ) その法人が国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第１号から第３号までに規定するもの)に該当するときは、その収益事業についての国内にある事務所、事業所、その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。

(ﾛ) その法人が(ｲ)以外で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人に該当するときは、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。

(ﾊ) その法人が(ｲ)及び(ﾛ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。

ロ　「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。

(3)　「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(4)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5)　「※」欄は記載しないでください。

改　正　後	改　正　前
（19　更正の請求書（外国法人用））	（19　更正の請求書（外国法人用））
	（新　設）

更正の請求書（外国法人用）

※整理番号

収受印

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話（　）　－		
本店又は主たる事務所の所在地		代表者氏名	
（フリガナ） 法人名		事業責任者氏名	㊞
法人番号		事業種目	業

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条、租税特別措置法第66条の４の規定に基づき、自平成　年　月　日、至平成　年　月　日　事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分			①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
			この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	所得金額又は欠損金額	1	円	円	円	円
	同上の内訳 軽減税率適用所得金額	2				
	同上の内訳 その他の金額（１－２）	3				
	法人税額	4				
	法人税額の特別控除額	5				
	差引法人税額（４－５）	6				
	リース特別控除取戻税額等	7				
	使途秘匿金に対する税額	8				
	法人税額計（６＋７＋８）	9				
	控除税額	10				
	差引所得に対する法人税額(9-10)	11				
	控除しきれなかった金額	12				
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	13				

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	12①のうち その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除できる金額	14	円	円
	12①のうち 控除しきれなかった金額(12①-14)	15		
	12②のうち 恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額	16		
	12②のうち 控除しきれなかった金額(12②-16)	17		
	合計（11①-16）＋（11②-14）	18		
	中間申告分の法人税額	19		
	差引 納付すべき法人税額	20		
	差引 還付金額	21		

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
地方法人税額	課税標準法人税額の計算(9①+9②)	22	円	円
	所得地方法人税額	23		
	外国税額の控除額	24		
	差引地方法人税額（２３－２４）	25		
	中間申告分の地方法人税額	22		
	差引 納付すべき地方法人税額	23		
	差引 還付金額	24		

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	平成　年　月　日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成　年　月　日		

還付を受けようとする金融機関等

1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行・金庫・組合・漁協・農協　＿＿＿＿　本店・支店・出張所・本所・支所
預金　口座番号

2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号　－

3　郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

28.06

改　　正　　後	改　　正　　前
（19　更正の請求書（外国法人用）） **更正の請求書（外国法人用）の記載要領等** 1　この請求書は、外国法人の平成28年４月１日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の４第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。 (1)　税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合 イ　納付すべき税額が過大となったこと。 ロ　申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。 ハ　申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。 (2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合） 2　この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。 | 区　　分	提　　出　　期　　限
(1)　国税通則法第23条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から５年以内(注)
(2)　国税通則法第23条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内
(4)　租税特別措置法第66条の４第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から６年以内 | (注)　純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、９年以内となります。 3　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。 4　この請求書は、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。 5　この請求書の各欄の記載は、次によります。 (1)　「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。 (2)　「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、 記載してください。 (3)　「リース特別控除取戻税額等７」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。 (4)　「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。 (5)　「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法145第条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。 (6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)　「※」欄は、記載しないでください。 6　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（19　更正の請求書（外国法人用）） （新　設）

改　正　後

（22　会社事業概況書）

会社事業概況書　（総括表）

□　内国法人　□　外国法人

法人番号	
事業年度(至)	

① 事業の内容

応答者	
氏名	
部・課	
役職名	
電話	

② 関与税理士

氏名	電話

③ 加入組合等

加入組合等	役職名

④ 上場している場合の市場名

市場名1		市場名2		未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1 有、2 無）	

⑤ 子会社及び支店等数

子会社			支店等						
	国内	海外		国内				海外	
				工場	店舗	営業所	その他	工場	その他

⑥ 当期の業績の概要（単位：百万円）

区分＼科目	売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期利益	所得金額
当期							
前期							
前年対比							

⑦ 売上構成比

品名、事業部等	売上高（単位：百万円）	構成割合
その他		
合計		

前期と比較して当期の業績に著しい変化がある場合は、その主な理由を簡記してください。

⑧ 主要役員の状況

氏名	役職名	就任年月	所有株数（千株）
	代表取締役		

⑨従業員数

人

⑩ 申告書確認表等の活用状況（※）

申告書確認表の活用の有無（1 有、2 無）		大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無（1 有、2 無）	

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は、平成27年3月より国税庁ホームページに掲載している様式です。詳細は、記載要領をご覧ください。

改　正　前

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（総括表）

□　内国法人　□　外国法人

部門	＊	法人番号	＊
業種番号	＊	事業年度(至)	
法人名			

① 事業の内容

応答者	
氏名	
部・課	
役職名	
電話	

② 関与税理士

氏名	電話

③ 加入組合等

加入組合等	役職名

④ 上場している場合の市場名

市場名1		市場名2		未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1 有、2 無）	

⑤ 子会社及び支店等数

子会社			支店等						
	国内	海外		国内				海外	
				工場	店舗	営業所	その他	工場	その他

⑥ 当期の業績の概要（単位：百万円）

区分＼科目	売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期利益	所得金額
当期							
前期							
前年対比							

⑦ 売上構成比

品名、事業部等	売上高（単位：百万円）	構成割合
その他		
合計		

前期と比較して当期の業績に著しい変化がある場合は、その主な理由を簡記してください。

⑧ 主要役員の状況

氏名	役職名	就任年月	所有株数（千株）
	代表取締役		

⑨従業員数

人

⑩ 申告書確認表等の活用状況（※）

申告書確認表の活用の有無（1 有、2 無）		大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無（1 有、2 無）	

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は、平成27年3月より国税庁ホームページに掲載している様式です。詳細は、記載要領をご覧ください。

改　　正　　後	改　　正　　前

（22　会社事業概況書）

会社事業概況書　（子会社の状況）

＊	
法　人　名	
事業年度(至)	

法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（子会社の状況）

部　　門	＊	法人番号	＊
業種番号	＊	事業年度(至)	
法　　人　　名			

法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	
法人名						資本金	
所在地						事業種目	
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額（百万円）	売上高 仕入高 その他（　）	

改　正　後	改　正　前

（22　会社事業概況書）

会社事業概況書　（コンピュータ処理の概要）

＊	
法人名	
事業年度(至)	

① システムの形態(該当するシステムに○をしてください。)		応答者	氏名
ホスト・端末型システム	パソコン(スタンドアロン)		部・課
クライアント/サーバー型システム	その他(　　)		役職名
② 申告書作成ソフト名			電話

③ システムにおける機器の構成状況

区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所
ホスト(サーバー)					
D/Bサーバー					
パソコン					
専用端末機					

④ 適用業務

区分＼項目	システムの導入(コンピュータ利用) 使用プログラム等(1自社開発、2市販ソフト)	データの保存期間	ERPシステムの導入 パッケージソフト名	データの保存期間
財務会計				
管理会計				
購買管理				
販売管理				
(　　)				
(　　)				

⑤ システム関連部門(委託会社)の状況

区分＼項目	委託等の状況 自社	委託	派遣	担当部門又は委託会社の名称及び所在地	自社従業員数
システム開発	␣	␣	␣		
システム運用	␣	␣	␣		
システム監査	␣	␣	␣		

⑥ 電子メールの状況

利用プログラム	メールソフト		監視ツール等	
保存状況等	メールサーバーの管理(1自社、2委託)		電子メール取扱規定(1有、2無)	
	電子メールの保存期間(送信文書)		電子メールの保存期間(受信文書)	

⑦ 電子商取引の状況

電子決済の利用業務(1 売上、2 仕入、3 材料、4 経費、5 その他)		その他(　　)	
EDI取引(1 有、2 無)			
ネット販売取扱商品(1 デジタルコンテンツ、2 金融商品、3 物品等)		主要商品名	

⑧ その他

電子決裁の利用業務(1 稟議、2 営業報告、3 その他)		その他(　　)		
電子決裁データの保存期間	情報記録媒体等		紙	
EUC(1 有、2 無)				

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（コンピュータ処理の概要）

部門	＊	法人番号	＊
業種番号	＊	事業年度(至)	
法人名			

① システムの形態(該当するシステムに○をしてください。)		応答者	氏名
ホスト・端末型システム	パソコン(スタンドアロン)		部・課
クライアント/サーバー型システム	その他(　　)		役職名
② 申告書作成ソフト名			電話

③ システムにおける機器の構成状況

区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所
ホスト(サーバー)					
D/Bサーバー					
パソコン					
専用端末機					

④ 適用業務

区分＼項目	システムの導入(コンピュータ利用) 使用プログラム等(1自社開発、2市販ソフト)	データの保存期間	ERPシステムの導入 パッケージソフト名	データの保存期間
財務会計				
管理会計				
購買管理				
販売管理				
(　　)				
(　　)				

⑤ システム関連部門(委託会社)の状況

区分＼項目	委託等の状況 自社	委託	派遣	担当部門又は委託会社の名称及び所在地	自社従業員数
システム開発	␣	␣	␣		
システム運用	␣	␣	␣		
システム監査	␣	␣	␣		

⑥ 電子メールの状況

利用プログラム	メールソフト		監視ツール等	
保存状況等	メールサーバの管理(1自社、2委託)		電子メール取扱規定(1有、2無)	
	電子メールの保存期間(送信文書)		電子メールの保存期間(受信文書)	

⑦ 電子商取引の状況

電子決済の利用業務(1 売上、2 仕入、3 材料、4 経費、5 その他)		その他(　　)	
EDI取引(1 有、2 無)			
ネット販売取扱商品(1 デジタルコンテンツ、2 金融商品、3 物品等)		主要商品名	

⑧ その他

電子決裁の利用業務(1 稟議、2 営業報告、3 その他)		その他(　　)		
電子決裁データの保存期間	情報記録媒体等		紙	
EUC(1 有、2 無)				

改　　正　　後	改　　正　　前

（22　会社事業概況書）

会社事業概況書　（海外取引等の概要）

＊	
法　人　名	
事業年度（至）	

① 外国子会社数等				
外国子会社のうち100％子会社数	社	応答者	氏名	
特定外国子会社数	社		部・課	
海外工事現場を保有している事業所数	所		役職名	
			電話	

② 貿易取引等

項目 / 取引形態	取引金額（億円）	主な取扱品目等	主な取引先、国名
輸　出			
輸　入			
海外工事			
その他			

③ 貿易外取引

項目 / 取引形態		取引金額（百万円）	主な取引先、国名
手数料	支払		
	受取		
ロイヤリティー	支払		
	受取		
役務の提供	支払		
	受取		
利息	支払		
	受取		
証券の売買	取得		
	譲渡		
不動産の売買	取得		
	譲渡		
その他			

④ 外国為替取引

為替予約	個別予約対象通貨	
	包括予約対象通貨	

⑤ オフバランス取引	内　容
スワップ	
オプション	
先物	
その他	

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（海外取引等の概要）

部門番号	＊	法人番号	＊
業種番号	＊	事業年度（至）	
法　人　名			

① 外国子会社数等				
外国子会社のうち100％子会社数	社	応答者	氏名	
特定外国子会社数	社		部・課	
海外工事現場を保有している事業所数	所		役職名	
			電話	

② 貿易取引等

項目 / 取引形態	取引金額（億円）	主な取扱品目等	主な取引先、国名
輸　出			
輸　入			
海外工事			
その他			

③ 貿易外取引

項目 / 取引形態		取引金額（百万円）	主な取引先、国名
手数料	支払		
	受取		
ロイヤリティー	支払		
	受取		
役務の提供	支払		
	受取		
利息	支払		
	受取		
証券の売買	取得		
	譲渡		
不動産の売買	取得		
	譲渡		
その他			

④ 外国為替取引

為替予約	1個別、2包括		対象通貨	

⑤ オフバランス取引	内　容
スワップ	
オプション	
先物	
その他	

改　正　後	改　正　前

（22　会社事業概況書）

会社事業概況書　（外国法人）

＊	
法人名	
事業年度(至)	

応答者	氏名		責任者	氏名	
	部・課			部・課	
	役職名			役職名	
	所在地			所在地	
	電話			電話	

① 本店の概要

所在地		資本金	

主要株主又は出資者	氏名又は名称	住所又は所在地	保有割合
			%
			%
			%
			%

② 日本国内に所在する支店の概要

主な取引先	1	名称		所在地	
		取引内容			
	2	名称		所在地	
		取引内容			

事業部の状況	事業部名	主な業務内容	責任部署の状況		
			部・課	担当者名	所在地

主要役員の状況	氏名	役職名及び担当業務 本店における役職名	国外からの給与有無	支払者の氏名又は名称 支払者の住所又は所在地
			□	
			□	
			□	

従業員数	人	従業員のうち国外からの給与がある者の数	人

	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目	配賦計算方法
本店からの配賦収益	□	円		
本店からの配賦費用	□	円		

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（外国法人）

部門	＊	法人番号	＊
業種番号	＊	事業年度(至)	
法人名			

応答者	氏名		責任者	氏名	
	部・課			部・課	
	役職名			役職名	
	所在地			所在地	
	電話			電話	

① 本店の概要

所在地		資本金	

主要株主又は出資者	氏名又は名称	住所又は所在地	保有割合
			%
			%
			%
			%

② 日本国内に所在する支店の概要

主な取引先	1	名称		所在地	
		取引内容			
	2	名称		所在地	
		取引内容			

事業部の状況	事業部名	主な業務内容	責任部署の状況		
			部・課	担当者名	所在地

主要役員の状況	氏名	役職名及び担当業務 本店における役職名	国外からの給与有無	支払者の氏名又は名称 支払者の住所又は所在地
			□	
			□	
			□	

従業員数	人	従業員のうち国外からの給与がある者の数	人

	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目	配賦計算方法
本店からの配賦収益	□	円		
本店からの配賦費用	□	円		

改　正　後

（22　会社事業概況書）

会社事業概況書　（連結子法人）

＊	
法　人　名	
連結親法人名	
事業年度(至)	

① 連結グループ内での位置づけ等の概要

応答者	
氏　名	
部・課	
役職名	
電　話	

② 主要役員の出向受入の状況

氏名	出向元法人

③ 他の連結法人からの管理等の状況

管理部署等		被管理部署	主な管理内容
法人名	管理部署		

④ 連結親法人との取引状況

売上高（百万円）	仕入高（百万円）	その他			
		科目	金額（百万円）	科目	金額（百万円）

⑤ 他の連結子法人との取引状況

法人名	売上高（百万円）	仕入高（百万円）	その他	
			主な科目	金額（百万円）
その他				
合計				

⑥ 連結グループ法人以外の法人との取引状況

法人名	売上高（百万円）	法人名	仕入高（百万円）

改　正　前

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書　（連結子法人）

部門	＊	法人番号	＊
		グループ番号	＊
業種番号	＊	事業年度(至)	
法人名			
連結親法人名			

① 連結グループ内での位置づけ等の概要

応答者	
氏　名	
部・課	
役職名	
電　話	

② 主要役員の出向受入の状況

氏名	出向元法人

③ 他の連結法人からの管理等の状況

管理部署等		被管理部署	主な管理内容
法人名	管理部署		

④ 連結親法人との取引状況

売上高（百万円）	仕入高（百万円）	その他			
		科目	金額（百万円）	科目	金額（百万円）

⑤ 他の連結子法人との取引状況

法人名	売上高（百万円）	仕入高（百万円）	その他	
			主な科目	金額（百万円）
その他				
合計				

⑥ 連結グループ法人以外の法人との取引状況

法人名	売上高（百万円）	法人名	仕入高（百万円）

改　　正　　後

（22　会社事業概況書）

会社事業概況書の記載要領等

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第４号、同第37条の12第５号、同第37条の17第４号、同第61条の５第１号ト及び同条第２号ト に規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年六月一日大蔵省令第四十九号）に規定する調査課所管法人の場合に使用してください。
なお、記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点の現況を記載してください。
当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」、「海外取引等の概要」、「外国法人」及び「連結子法人」について次により記載します。

1　【総括表】

(1)　法人が法人税法（以下「法」といいます。）第２条第３号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□　内国法人」の□にレ印を付してください。また、法人が同条第４号に規定する外国法人(以下「外国法人」といいます。)の場合には、「□　外国法人」の□にレ印を付してください。
(2)　法人が外国法人の場合、当該【総括表】の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。
(3)　「①　事業の内容」欄は、法人が営む事業について記載してください。また、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」（本店が営む事業）と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。
(4)　「②　関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。
(5)　「③　加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
(6)　「④　上場している場合の市場名」の各欄は、次により記載してください。
イ　法人が一の市場に上場している場合には「市場名１」欄にその市場名を記載してください。また、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を２つ「市場名１」欄及び「市場名２」欄に記載してください。

ロ　「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（１有、２無）」欄は、法人が未上場の場合で、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間（以下「当期」といいます。）内に株主又は株式所有異動があった場合には「１」を、異動がなかった場合には「２」を記載してください。
(7)　「⑤　子会社及び支店等数」の各欄は、次により記載してください。
イ　「子会社」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50％超の子会社について、子会社の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。

ロ　「支店等」欄は、所在地が国内の「工場」、「店舗」、「営業所（支店を含む）」、「その他（出張所、駐在員事務所、倉庫等）」については、「国内」欄のそれぞれの欄にその総数を記載し、所在地が海外の「工場」、「その他（店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等）」については、「海外」欄のそれぞれの欄にその総数を記載してください。
(8)　「⑥　当期の業績の概要」欄は、掲記の各項目の決算額及び申告額を記載してください。また、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間（以下、「前期」といいます。）と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。
(9)　「⑦　売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。
※　「合計」欄は、「⑥　当期の業績の概要」の当期の「売上高」欄と合致します。
(10)　「⑧　主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、法人が外国法人の場合には、本店の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。

(11)　「⑨　従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。
なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。
また、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。
(12)　「⑩　申告書確認表等の活用状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「申告書確認表の活用の有無（１有、２無）」欄は、法人が「申告書確認表」を活用している場合には「１」を、していない場合には「２」を記載してください。
※　自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を織り込むなどのように間接的に活用している場合も「１」を記載してください。
ロ　「大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無（１有、２無）」欄は、法人が「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を活用している場合には「１」を、していない場合には「２」を記載してください。

※　自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の確認項目の全部又は一部を織り込むなどのように間接的に活用している場合も「１」を記載してください。
（注）　国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム＞申告・納税手続＞法人税＞申告手続に各種参考情報）に掲載しています。
「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。
これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

改　　正　　前

（21　会社事業概況書）

会社事業概況書の記載要領等

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、第37条の12第5号、第37条の17第4号、第61条第1項及び同条第2項第2号に規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年六月一日大蔵省令第四十九号）に規定する調査課所管法人の場合に使用してください。
なお、記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点の現況を記載してください。
当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」、「海外取引等の概要」、「外国法人」及び「連結子法人」について次により記載します。

1　【総括表】

(1)　法人が法人税法（以下「法」といいます。）第２条第３号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□　内国法人」の□にレ印を付してください。また、法人が同条第４号に規定する外国法人(以下「外国法人」といいます。)の場合には、「□　外国法人」の□にレ印を付してください。
(2)　法人が外国法人の場合、当該【総括表】の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。
(3)　「①　事業の内容」欄は、法人が営む事業について記載してください。また、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」（本店が営む事業）と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。
(4)　「②　関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。
(5)　「③　加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
(6)　「④　上場している場合の市場名」の各欄は、次により記載してください。
イ　法人が一の市場に上場している場合には「市場名１」欄にその市場名を記載してください。また、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を２つ「市場名１」欄及び「市場名２」に記載してください。

ロ　「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（１有、２無）」欄は、法人が未上場の場合で、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間（以下「当期」といいます。）内に株主又は株式所有異動があった場合には「１」を、異動がなかった場合には「２」を記載してください。
(7)　「⑤　子会社及び支店等数」の各欄は、次により記載してください。
イ　「子会社」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50％超の子会社について、子会社の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。

ロ　「支店等」欄は、所在地が国内の「工場」、「店舗」、「営業所（支店を含む）」、「その他（出張所、駐在員事務所、倉庫等）」については、「国内」欄のそれぞれの欄にその総数を記載し、所在地が海外の「工場」、「その他（店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等）」については、「海外」欄のそれぞれの欄にその総数を記載してください。
(8)　「⑥　当期の業績の概要」欄は、掲記の各項目の決算額及び申告額を記載してください。また、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間（以下、「前期」といいます。）と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。
(9)　「⑦　売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。
※　「合計」欄は、「⑥　当期の業績の概要」の当期の「売上高」欄と合致します。
(10)　「⑧　主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、法人が外国法人の場合には、本店の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。

(11)　「⑨　従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。
なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。
また、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。
(12)　「⑩　申告書確認表等の活用状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「申告書確認表の活用の有無（１有、２無）」欄は、法人が「申告書確認表」を活用している場合には「１」を、していない場合には「２」を記載してください。
※　自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を織り込むなどのように間接的に活用している場合も「１」を記載してください。
ロ　「大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無（１有、２無）」欄は、法人が「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を活用している場合には「１」を、していない場合には「２」を記載してください。

※　自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の確認項目の全部又は一部を織り込むなどのように間接的に活用している場合も「１」を記載してください。
（注）　国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム＞申告・納税手続＞法人税＞申告手続に各種参考情報）に掲載しています。
「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。
これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

改　　正　　後

（22　会社事業概況書）

2　【子会社の状況】

(1)　直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。ただし、法人が別表十七（四）「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

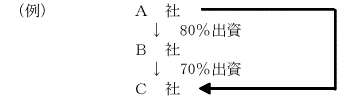
(2)　当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。

(3)　「資本金」欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国子会社の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。

(4)　「事業種目」欄は、当該子会社が現実に営んでいる業種について簡記してください。

(5)　「出資割合等」の「間接」欄は、掛け算方式で算出した割合を記載してください。

（例）



80%×70%＝56%
この場合、A社のC社に対する出資割合等は、
間接出資56%となります。

(6)　「子会社との当期の取引額」欄は、掲記の各項目について、子法人との当期の取引金額を記載してください。

3　【コンピュータ処理の概要】

(1)　「①　システムの形態」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。
「その他」に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「（　　）」に記載してください。

(2)　「②　申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。

(3)　「③　システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
ロ　「ＯＳ」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。

(4)　「④　適用業務」の各欄は、次により記載してください。
イ　「システムの導入（コンピュータの利用）」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「１　自社開発」か「２市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「１　自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「２市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。
適用業務のうち区分欄に記載のない業務（例えば在庫管理、原価管理、人事給与など）がある場合は「（　）」に記載してください。
ロ　「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。
ハ　「データ保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(5)　「⑤　システム関連部門（委託会社）の状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「委託等の状況」欄は、該当する□にレ印を付してください。
ロ　「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。

(6)　「⑥　電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。
ロ　「保存状況等」の「メールサーバーの管理」及び「電子メールの取扱規定」の各欄は、該当番号を記載してください。また、「電子メールの保存期間」欄には、「送信文書」「受信文書」それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(7)　「⑦　電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「電子決済の利用業務」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他（　）」に簡記してください。
ロ　「ＥＤＩ取引」欄は、該当番号を記載してください。
ハ　「ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載の上、主要商品名を記載してください。

(8)　「⑧　その他」の各欄は、次により記載してください。
イ　「電子決裁の利用業務」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他（　）」に簡記してください。
ロ　「電子決裁データの保存期間」欄には、「情報記録媒体等」と「紙」に区分して、それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。
ハ　「ＥＵＣ」欄は、該当番号を記載してください。

(9)　用語の意味
イ　「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動（生産・販売・財務会計など）に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。

ロ　「EUC（End User Computing）」
企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者（エンドユーザ）が、自らシステムの構築や運用・管理に携わることです。
ハ　「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。

改　　正　　前

（21　会社事業概況書）

2　【子会社の状況】

(1)　直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。ただし、法人が別表十七（四）「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

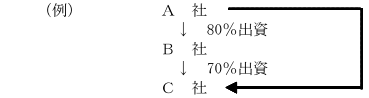
(2)　当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。

(3)　「資本金」欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国子会社の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。

(4)　「事業種目」欄は、当該子会社が現実に営んでいる業種について簡記してください。

(5)　「出資割合等」の「間接」欄は、掛け算方式で算出した割合を記載してください。

（例）



80%×70%＝56%
この場合、A社のC社に対する出資割合等は、
間接出資56%となります。

(6)　「子会社との当期の取引額」欄は、掲記の各項目について、子法人との当期の取引金額を記載してください。

3　【コンピュータ処理の概要】

(1)　「①　システムの形態」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。
「その他」に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「（　　）」に記載してください。

(2)　「②　申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。

(3)　「③　システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
ロ　「ＯＳ」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。

(4)　「④　適用業務」の各欄は、次により記載してください。
イ　「システムの導入（コンピュータの利用）」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「１　自社開発」か「２市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「１　自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「２市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。
適用業務のうち区分欄に記載のない業務（例えば在庫管理、原価管理、人事給与など）がある場合は「（　）」に記載してください。
ロ　「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。
ハ　「データ保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(5)　「⑤　システム関連部門（委託会社）の状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「委託等の状況」欄は、該当する□にレ印を付してください。
ロ　「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。

(6)　「⑥　電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。
ロ　「保存状況等」の「メールサーバの管理」及び「電子メールの取扱規定」の各欄は、該当番号を記載してください。また、「電子メールの保存期間」欄には、「送信文書」「受信文書」それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(7)　「⑦　電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。
イ　「電子決済の利用業務」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他（　）」に簡記してください。
ロ　「ＥＤＩ取引」欄は、該当番号を記載してください。
ハ　「ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載の上、主要商品名を記載してください。

(8)　「⑧　その他」の各欄は、次により記載してください。
イ　「電子決裁の利用業務」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他（　）」に簡記してください。
ロ　「電子決裁データの保存期間」欄には、「情報記録媒体等」と「紙」に区分して、それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。
ハ　「ＥＵＣ」欄は、該当番号を記載してください。

(9)　用語の意味
イ　「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動（生産・販売・財務会計など）に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。

ロ　「EUC（End User Computing）」
企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者（エンドユーザ）が、自らシステムの構築や運用・管理に携わることです。
ハ　「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。

改　　正　　後	改　　正　　前
（22　会社事業概況書）	（21　会社事業概況書）
4　【海外取引等の概要】 (1)　「①　外国子会社数等」の各欄は、次により記載してください。 イ　「外国子会社のうち100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。 ロ　「特定外国子会社数」欄は、租税特別措置法第66条の６第1項に規定する特定外国子会社等に該当する子会社の総数を記載してください。 ハ　「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。 (2)　「②　貿易取引等」の各欄は、次により記載してください。 イ　「取引金額（億円）」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ　「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、２、３種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。 ハ　「主な取引先、国名」欄は、取引金額の多いところから取引先２、３社とそれぞれの国名を記載してください。 ニ　「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。 (3)　「③　貿易外取引」の各欄は、次により記載してください。 なお、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。 イ　「取引金額（百万円）」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ　「主な取引先、国名」欄は、取引金額の多いところから取引先２、３社とそれぞれの国名を記載してください。 (4)　「④　外国為替取引」の「為替予約」欄は、「個別予約対象通貨」欄及び「包括予約対象通貨」欄にそれぞれ該当通貨を記載してください。 (5)　「⑤　オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。	**4　【海外取引等の概要】** (1)　「①　外国子会社数等」の各欄は、次により記載してください。 イ　「外国子会社のうち100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。 ロ　「特定外国子会社数」欄は、租税特別措置法第66条の６第1項に規定する特定外国子会社等に該当する子会社の総数を記載してください。 ハ　「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。 (2)　「②　貿易取引等」の各欄は、次により記載してください。 イ　「取引金額（億円）」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ　「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、２、３種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。 ハ　「主な取引先、国名」欄は、取引金額の多いところから取引先２、３社とそれぞれの国名を記載してください。 ニ　「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。 (3)　「③　貿易外取引」の各欄は、次により記載してください。 なお、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。 イ　「取引金額（百万円）」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ　「主な取引先、国名」欄は、取引金額の多いところから取引先２、３社とそれぞれの国名を記載してください。 (4)　「④　外国為替取引」の「為替予約」欄は、該当番号を記載し、「対象通貨」欄に該当通貨を記載してください。 (5)　「⑤　オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。
5　【外国法人】 (1)　外国法人である場合に記載してください。 (2)　「応答者」欄は、当該会社事業概況書（外国法人）を記載した者の氏名、部・課、役職名、所在地及び日本から日中連絡の取れる電話番号を記載してください。 (3)　「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。 (4)　「①　本店の概要」の各欄は、次により記載してください。 イ　「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。 ロ　「資本金」欄は、外国法人の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。 ハ　「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。 (5)　「②　日本国内に所在する支店の概要」の各欄は、次により記載してください。 イ　「主な取引先」欄は、取引金額が多い取引先について記載してください。 ロ　「事業部の状況」欄の「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。 ハ　「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「□国外からの給与有無」の「□」にレ印を付してください。 ニ　「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。 なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。 ホ　「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。 ヘ　「本店からの配賦収益」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。 ト　「本店からの配賦費用」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。 チ　「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。 リ　「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。	**5　【外国法人】** (1)　外国法人である場合に記載してください。 (2)　「応答者」欄は、当該会社事業概況書（外国法人）を記載した者の氏名、部・課、役職名、所在地及び日本から日中連絡の取れる電話番号を記載してください。 (3)　「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。 (4)　「①　本店の概要」の各欄は、次により記載してください。 イ　「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。 ロ　「資本金」欄は、外国法人の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。 ハ　「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。 (5)　「②　日本国内に所在する支店の概要」の各欄は、次により記載してください。 イ　「主な取引先」欄は、取引金額が多い取引先について記載してください。 ロ　「事業部の状況」欄の「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。 ハ　「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「□国外からの給与有無」の「□」にレ印を付してください。 ニ　「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。 なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。 ホ　「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。 ヘ　「本店からの配賦収益」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。 ト　「本店からの配賦費用」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。 チ　「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。 リ　「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。
6　【連結子法人】 (1)　法人が法第２条第12号の７に規定する連結子法人（以下「連結子法人」といいます。）である場合に記載してください。 (2)　「①　連結グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。 イ　法人が連結グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日 ロ　連結グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等	**6　【連結子法人】** (1)　法人が法第２条第12の７の３号に規定する連結子法人（以下「連結子法人」といいます。）である場合に記載してください。 (2)　「①　連結グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。 イ　法人が連結グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日 ロ　連結グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等

改　　正　　後	改　　正　　前
（22　会社事業概況書）	（21　会社事業概況書）
６　【連結子法人】 (1)　法人が法第２条第12号の７に規定する連結子法人（以下「連結子法人」といいます。）である場合に記載してください。 (2)　「①　連結グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。 イ　法人が連結グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日 ロ　連結グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等 (3)　「②　主要役員の出向受入の状況」欄は、【総括表】の「⑧　主要役員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。 (4)　「③　他の連結法人からの管理等の状況」の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は連結グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。 イ　「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。 ロ　「被管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。 ハ　「主な管理内容」欄には親法人等へ報告等している内容等を記載してください。 (5)　「④　連結親法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人との当期の取引金額を記載してください。 (6)　「⑤　他の連結子法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、他の連結子法人との当期の取引金額を記載してください。 (7)　「⑥　連結グループ法人以外の法人との取引状況」欄は、連結親法人及び他の連結子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。 ７　【その他】 「＊」欄は、記載しないでください。	６　【連結子法人】 (1)　法人が法第２条第12の７の３号に規定する連結子法人（以下「連結子法人」といいます。）である場合に記載してください。 (2)　「①　連結グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。 イ　法人が連結グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日 ロ　連結グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等 (3)　「②　主要役員の出向受入の状況」欄は、【総括表】の「⑧　主要役員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。 (4)　「③　他の連結法人からの管理等の状況」の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は連結グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。 イ　「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。 ロ　「被管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。 ハ　「主な管理内容」欄には親法人等へ報告等している内容等を記載してください。 (5)　「④　連結親法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、法第２条第12の７の２号に規定する連結親法人との当期の取引金額を記載してください。 (6)　「⑤　他の連結子法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、他の連結子法人との当期の取引金額を記載してください。 (7)　「⑥　連結グループ法人以外の法人との取引状況」欄は、連結親法人及び他の連結子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。 ７　【その他】 「＊」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（22　会社事業概況書）	（21　会社事業概況書）

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

法人が、当該法人との間に完全支配関係（注１）がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第４号、同第37条の12第５号、同第61条の５第１号ト及び同条第２号ト）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします（注２）。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます（法人税法第２条第12号の７の６）。

２　連結確定申告書についても同様です。

なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります（決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。）。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係（注１）がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第４号、同第37条の12第５号）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします（注２）。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます（法人税法第２条第12の７の６号）。

２　連結確定申告書についても同様です。

なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

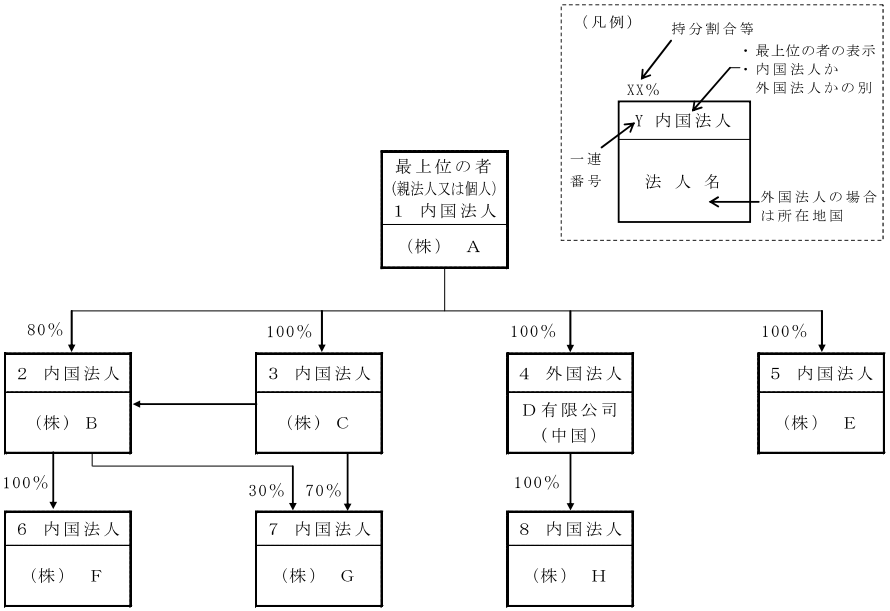
⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります（決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。）。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

改　　正　　後	改　　正　　前
(22　会社事業概況書)	(21　会社事業概況書)
≪出資関係図の作成例≫	(同　左)

⑴　出資関係を系統的に記載した図



(注)　原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

⑵　グループ一覧

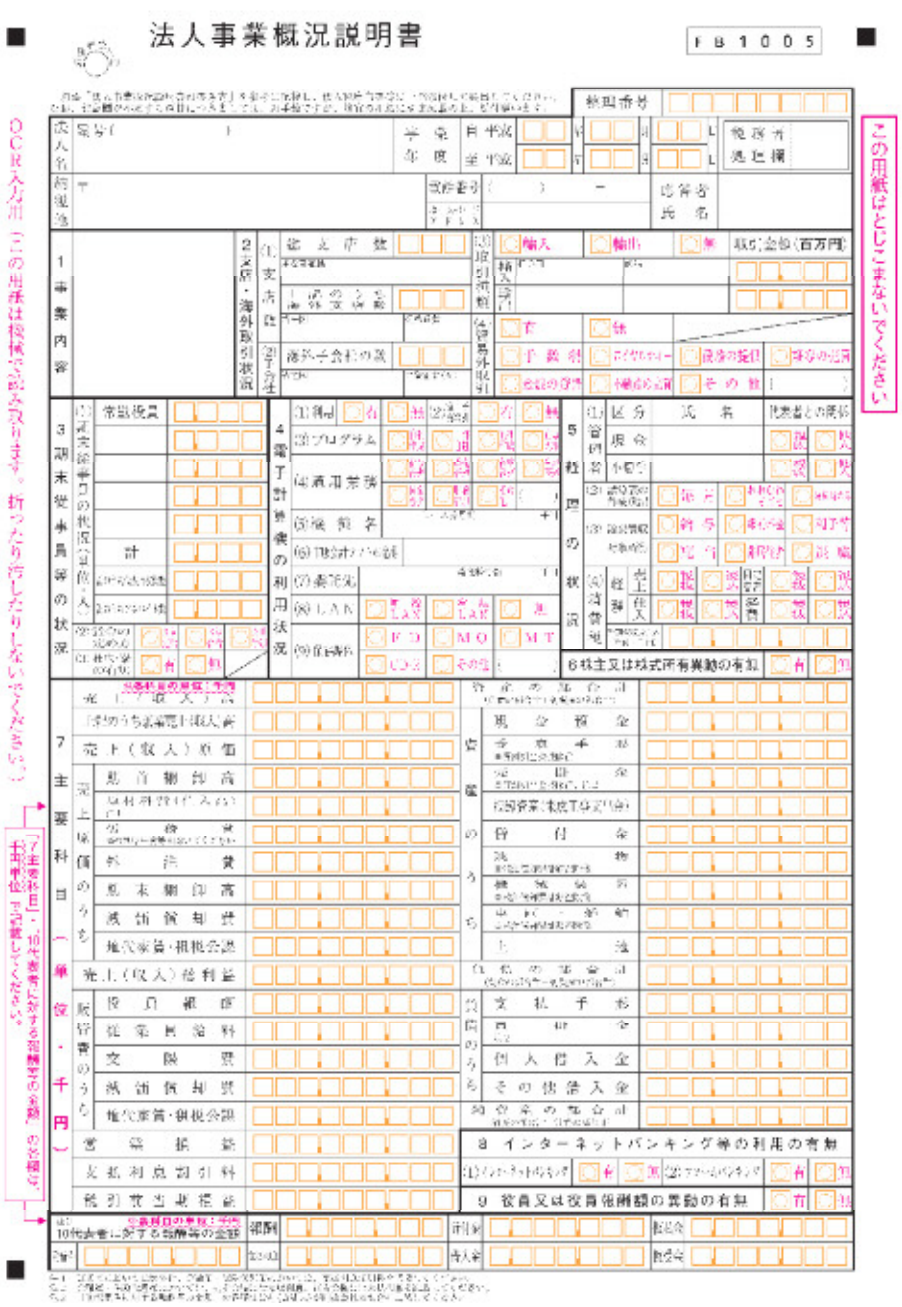
平成XX年X月XX日現在

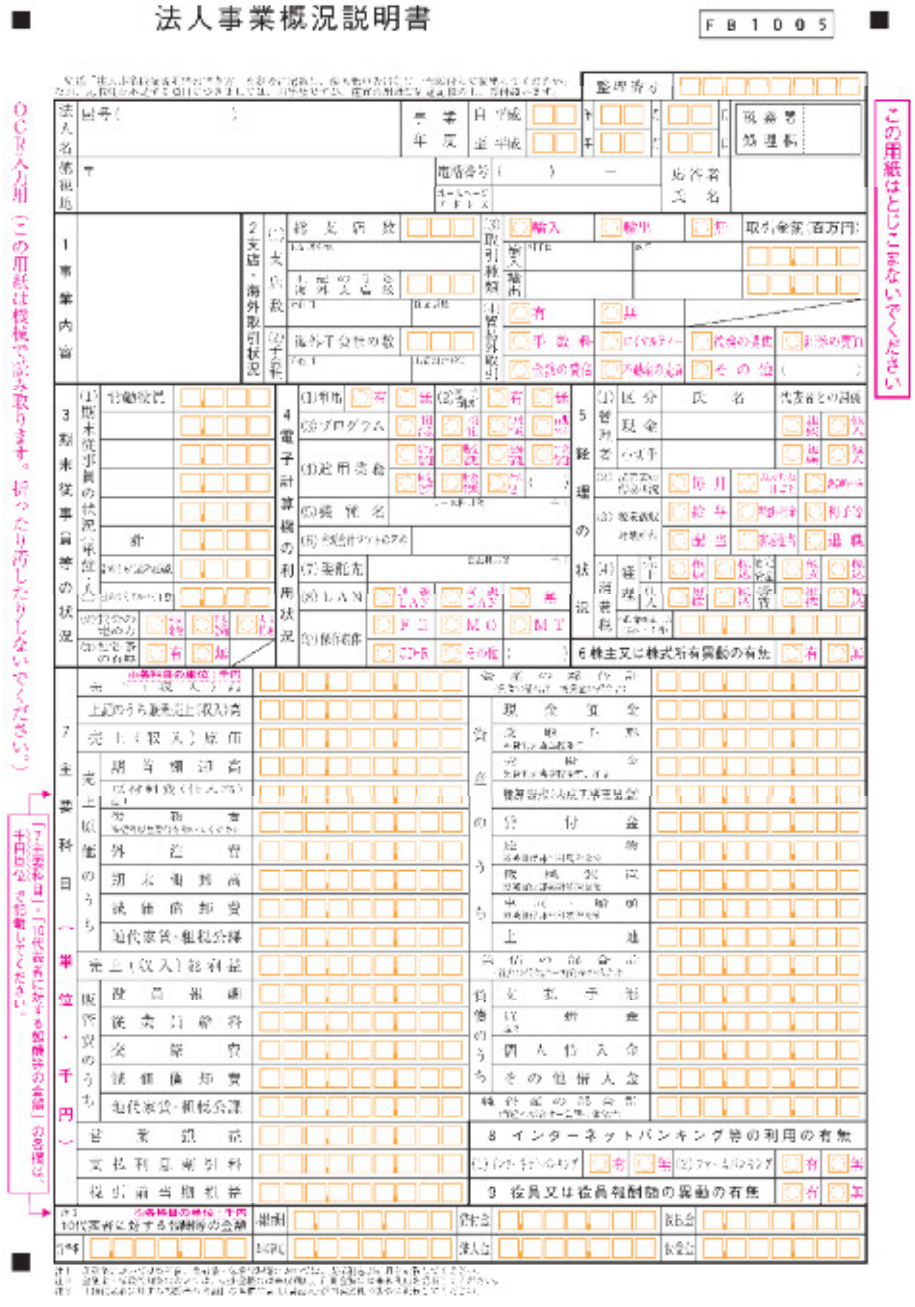
一連番号	所轄税務署名	法人名	納　税　地	代表者氏名	事業種目	資本金等（千円）	決算期	備考
1	麹　町	㈱　A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱　B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1　一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

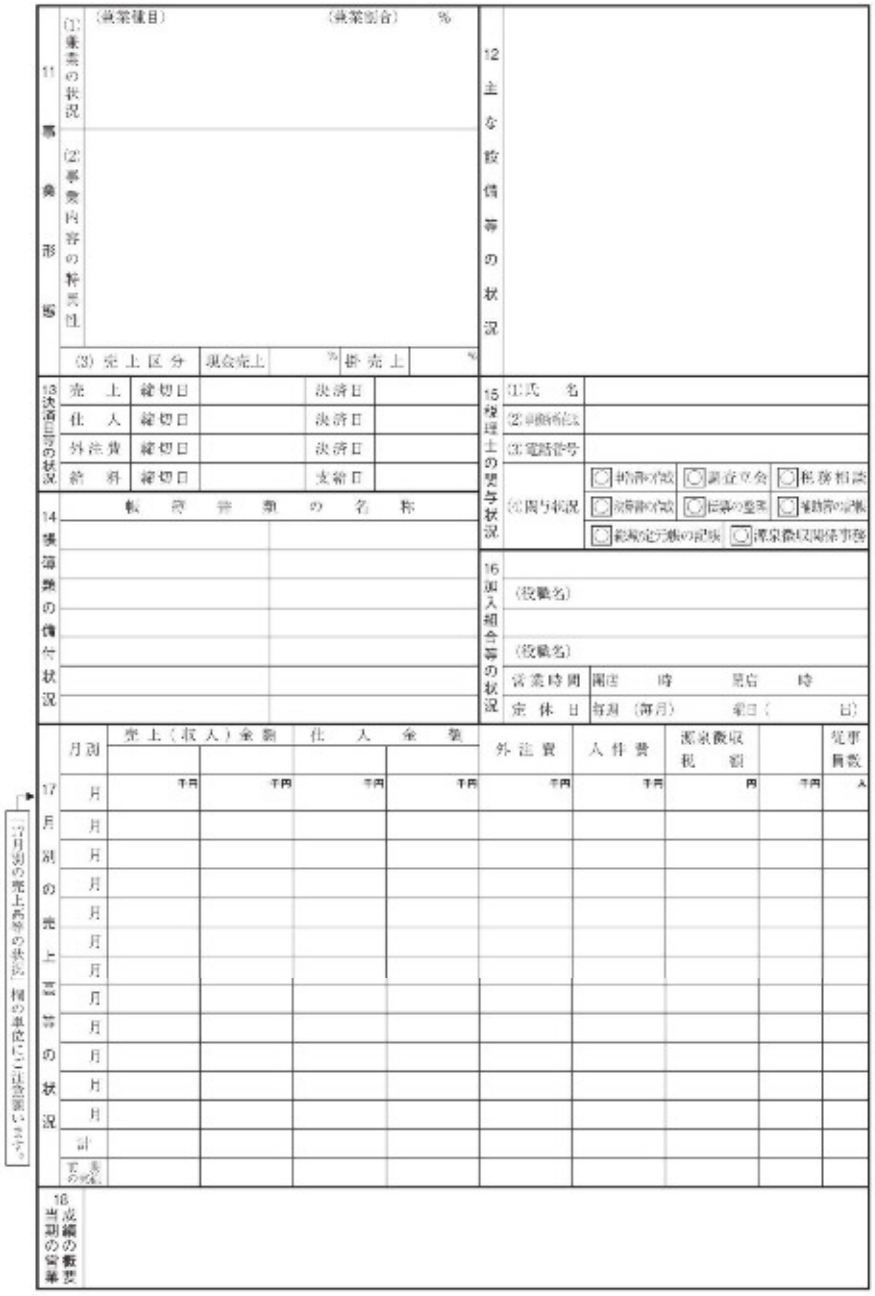
2　最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

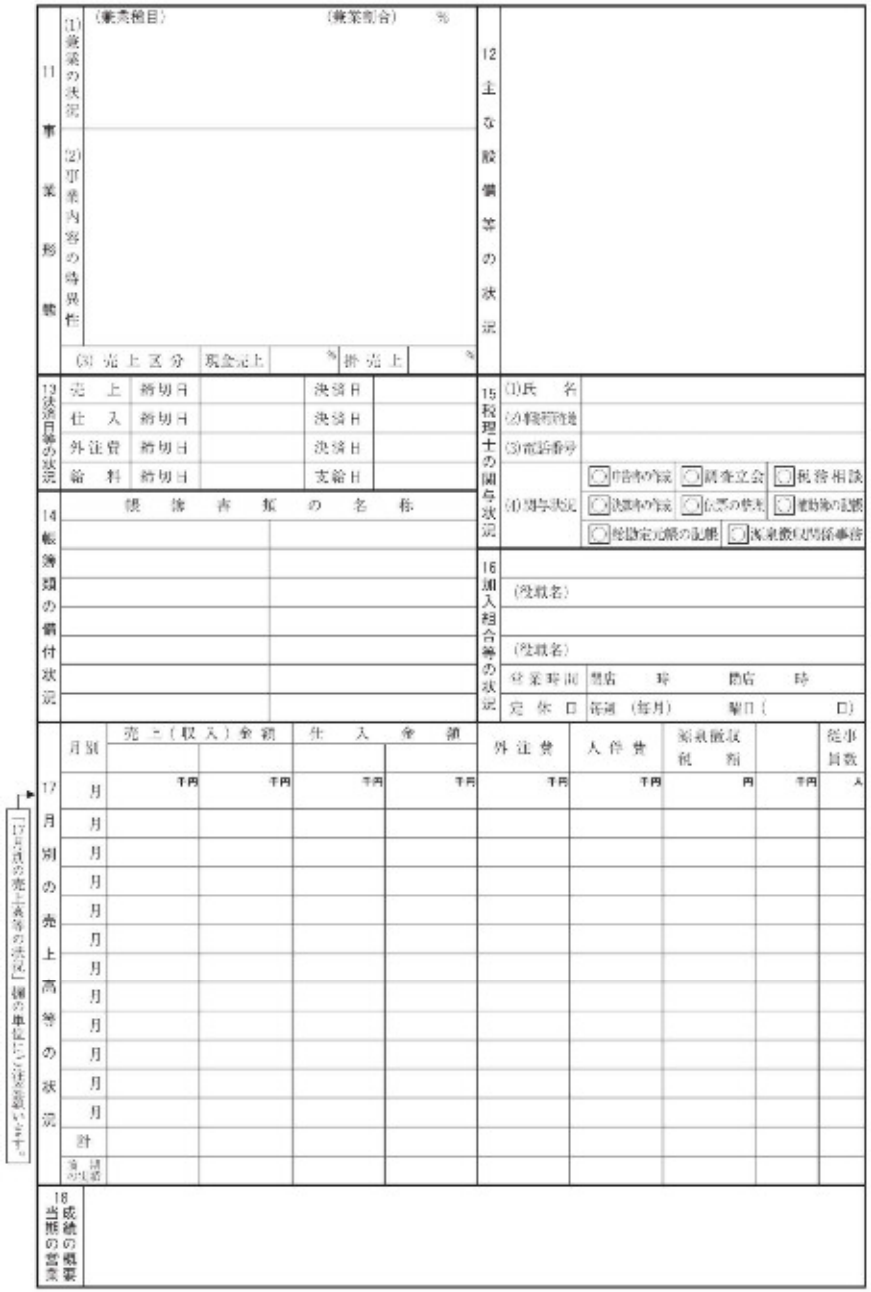
改　正　後	改　正　前
（23　法人事業概況説明書）	（22　法人事業概況説明書）





改　　正　　後	改　　正　　前
（23　法人事業概況説明書）	（22　法人事業概況説明書）





改　　正　　後

（23　法人事業概況説明書）

法人税確定申告書を提出する際には、「法人事業概況説明書」を添付してください。

税務署

法人事業概況説明書の書き方

1　はじめに

（1）　この「法人事業概況説明書の書き方」は、特に記載要領を明らかにしておく必要があると思われる項目のみを取りまとめたもので、記載事項の全てを説明しているものではありません。
　記載に当たりなお不明の点がありましたら、税務署へお問い合わせください。

（2）　記載を了した法人事業概況説明書は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んでご提出ください。

2　一般的留意事項

次の事項に留意して、黒のボールペン等で丁寧に記載してください。

（1）　□の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を、右詰めで記載してください。
　なお、桁あふれが生ずる場合は、枠を無視して記載してください。

（2）　金額は、**千円単位（千円未満切捨て）**で記載してください（「取引金額」欄については、百万円単位（百万円未満切捨て）で、「源泉徴収税額」欄については、円単位で記載してください。）。
　なお、千円未満（「取引金額」欄については、百万円未満）を切り捨てたことにより記載すべき金額がなくなった場合又はもともと記載すべき金額がない場合には、空欄のままとしてください。

（3）　記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
　なお、「▲」は使用しないでください。

（4）　複数の項目から該当項目を選択する欄については、該当項目の□内に○印を付して表示してください。

3　記載要領

記載欄			記　載　要　領
1　事業内容			営む事業の内容を記載してください。 （注）　詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。
2 支店・海外取引状況	（1）支店数	・総支店数 ・主な所在地	支店、営業所、出張所、工場、倉庫等の総数を記載するとともに、主要支店等の所在地を記載してください。
		・上記のうち海外支店数 ・所在国 ・従業員数	総支店数のうち、海外に所在する支店の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外支店において勤務する従業員数を記載してください。
	（2）　子会社		海外子会社の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外子会社に対する出資割合を記載してください（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が一番高いものを記載してください。）。
	（3）　取引種類		海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、貿易取引がある場合には、輸入及び輸出の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を**百万円単位**で記載してください。 （注）　輸入及び輸出がいずれもある場合には、両方に○印を付してください。
	（4）　貿易外取引		貿易外取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、貿易外取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記の貿易外取引以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（　　）内に取引内容を記載してください。

改　　正　　前

（22　法人事業概況説明書）

法人税確定申告書を提出する際には、「法人事業概況説明書」を添付してください。

税務署

法人事業概況説明書の書き方

1　はじめに

（1）　この「法人事業概況説明書の書き方」は、特に記載要領を明らかにしておく必要があると思われる項目のみを取りまとめたもので、記載事項の全てを説明しているものではありません。
　記載に当たりなお不明の点がありましたら、税務署へお問い合わせください。

（2）　記載を了した法人事業概況説明書は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んでご提出ください。

2　一般的留意事項

次の事項に留意して、黒のボールペン等で丁寧に記載してください。

（1）　□の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を、右詰めで記載してください。
　なお、桁あふれが生ずる場合は、枠を無視して記載してください。

（2）　金額は、**千円単位（千円未満切捨て）**で記載してください（「取引金額」欄については、百万円単位（百万円未満切捨て）で、「源泉徴収税額」欄については、円単位で記載してください。）。
　なお、千円未満（「取引金額」欄については、百万円未満）を切り捨てたことにより記載すべき金額がなくなった場合又はもともと記載すべき金額がない場合には、空欄のままとしてください。

（3）　記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
　なお、「▲」は使用しないでください。

（4）　複数の項目から該当項目を選択する欄については、該当項目の□内の○印を実線でなぞる方法により表示してください。

3　記載要領

欄			記　載　要　領
1　事業内容			営む事業の内容を記載してください。 （注）　詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。
2 支店・海外取引状況	（1）支店数	・総支店数 ・主な所在地	支店、営業所、出張所、工場、倉庫等の総数を記載するとともに、主要支店等の所在地を記載してください。
		・上記のうち海外支店数 ・所在国 ・従業員数	総支店数のうち、海外に所在する支店の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外支店において勤務する従業員数を記載してください。
	（2）　子会社		海外子会社の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外子会社に対する出資割合を記載してください（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が一番高いものを記載してください。）。
	（3）　取引種類		海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、貿易取引がある場合には、輸入及び輸出の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を**百万円単位**で記載してください。 （注）　輸入及び輸出がいずれもある場合には、両方に○印を付してください。
	（4）　貿易外取引		貿易外取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、貿易外取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記の貿易外取引以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（　　）内に取引内容を記載してください。

改　正　後

（23　法人事業概況説明書）

記載欄			記　載　要　領
3 期末従事員等の状況	（1）期末従事員の状況		常勤役員以下の空欄には該当の職種を記載するとともに、それぞれの人数を記載してください。 （職種の記載例） 工員、事務員、技術者、販売員、労務者、料理人、ホステス等
		・計のうち代表者家族数	期末従事員のうち代表者の家族の人数を記載してください。 （注）　同居、別居は問いません。
4 電子計算機の利用状況	（1）　利用		電子計算機の利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注）　電子計算機とは、パーソナルコンピュータ（パソコン）、タブレット端末、オフィスコンピュータ（オフコン）、ワークステーション、メインフレームなどのコンピュータをいいます。
	（4）　適用業務		電子計算機の適用業務について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の適用業務以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（　　）内に適用業務を記載してください。 （注）　電子計算機の利用形態（自己所有、リース、外部委託）にかかわらず記載してください。
	（5）　機種名		利用している電子計算機の機種の名称を記載するとともに、リースの場合にはそのリース料の月額を記載してください。
	（6）　市販会計ソフトの名称		市販会計ソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。
	（7）　委託先		電子計算機の利用形態が外部委託である場合に、その委託先の名称等及び委託料の月額を記載してください。 （注）　電子計算機による処理業務以外の業務を併せて委託している場合で、その電子計算機による処理業務に係る委託料を区分できないときは、委託料の月額の記載を省略して差し支えありません。
	（8）　ＬＡＮ		社内でＬＡＮを使用している場合について、該当項目の□内に○印を表示してください。
	（9）　保存媒体		データの保存媒体について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の保存媒体以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（　　）内にその媒体を記載してください。
5 経理の状況	（1）　管理者		現金出納及び小切手振出しの管理責任者の氏名を記載するとともに、当該管理責任者と代表者との関係を該当項目の□内に○印を付して表示してください。
	（3）　源泉徴収対象所得		当期の取り扱った源泉徴収の対象所得について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。
	（4）消費税	・経理	掲記の各項目の消費税の経理処理の方法を、それぞれの□内に○印を付して表示してください。
		・当期課税売上高	当期の消費税の課税売上高を**千円単位**で記載してください。
6　株主又は株式所有異動の有無			自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。

改　正　前

（22　法人事業概況説明書）

欄			記　載　要　領
3 期末従事員等の状況	（1）期末従事員の状況		常勤役員以下の空欄には該当の職種を記載するとともに、それぞれの人数を記載してください。 （職種の記載例） 工員、事務員、技術者、販売員、労務者、料理人、ホステス等
		・計のうち代表者家族数	期末従事員のうち代表者の家族の人数を記載してください。 （注）　同居、別居は問いません。
4 電子計算機の利用状況	（1）　利用		電子計算機の利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注）　電子計算機とは、パーソナルコンピュータ（パソコン）、タブレット端末、オフィスコンピュータ（オフコン）、ワークステーション、メインフレームなどのコンピュータをいいます。
	（4）　適用業務		電子計算機の適用業務について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の適用業務以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（　　）内に適用業務を記載してください。 （注）　電子計算機の利用形態（自己所有、リース、外部委託）にかかわらず記載してください。
	（5）　機種名		利用している電子計算機の機種の名称を記載するとともに、リースの場合にはそのリース料の月額を記載してください。
	（6）　市販会計ソフトの名称		市販会計ソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。
	（7）　委託先		電子計算機の利用形態が外部委託である場合に、その委託先の名称等及び委託料の月額を記載してください。 （注）　電子計算機による処理業務以外の業務を併せて委託している場合で、その電子計算機による処理業務に係る委託料を区分できないときは、委託料月額の記載を省略して差し支えありません。
	（8）　ＬＡＮ		社内でＬＡＮを使用している場合について、該当項目の□内に○印を表示してください。
	（9）　保存媒体		データの保存媒体について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の保存媒体以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（　　）内にその媒体を記載してください。
5 経理の状況	（1）　管理者		現金出納及び小切手振出しの管理責任者の氏名を記載するとともに、当該管理責任者と代表者との関係を該当項目の□内に○印を付して表示してください。
	（3）　源泉徴収対象所得		当期の取り扱った源泉徴収の対象所得について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。
	（4）消費税	・経理	掲記の各項目の消費税の経理処理の方法を、それぞれの□内に○印を付して表示してください。
		・当期課税売上高	当期の消費税の課税売上高を**千円単位**で記載してください。
6　株主又は株式所有異動の有無			自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。

改　正　後

（23　法人事業概況説明書）

記載欄		記　載　要　領
7　主要科目		基本的には決算額によりますが、申告調整（申告書別表四又は申告書別表五（一）での加減算）がある場合には、「交際費」を除き、その調整後の額を記載するほか、以下に留意してください。 なお、**千円単位**で記載してください。 ⑴　値引き、割戻し等がある場合の該当科目欄の記載は、それを控除した後の額を記載してください。 ⑵　退職金は、掲記の人件費に関する各科目には含めないでください。 ⑶　「労務費」欄には、福利厚生費等を除いた金額を記載してください。 ⑷　「交際費」欄には、交際費等の支出額の合計額を記載してください。 ⑸　「地代家賃・租税公課」 欄は、支払地代家賃及び租税公課の合計額を記載してください。 ⑹　「受取手形」、「売掛金」欄は、貸倒引当金の控除前の額を記載してください。 ⑺　「受取手形」欄には、融通手形の額を含めないでください。 ⑻　「建物」、「機械装置」、「車両・船舶」欄は、減価償却累計額控除後の額を記載してください。 ⑼　「土地」 欄には、借地権等の額を含めてください。 ⑽　「支払手形」欄には、固定資産の購入に係るもので区分可能なもの及び融通手形を含めないでください。 ⑾　「買掛金」欄には、原価性を有する未払金等を含めてください。 ⑿　「個人借入金」 欄には、銀行・信用金庫・信用組合からの借入金以外の借入金の合計額を記載してください。 ⒀　「その他借入金」欄には、「個人借入金」欄に記載した以外の借入金の合計額を記載してください。 ⒁　「資産の部合計」欄は、「負債の部合計」欄と「純資産の部合計」欄の計と一致するよう検算願います。 （注）1　不動産賃貸業における原価性を有する支払地代家賃・リース料は、「原材料費（仕入高）」欄に含めてください。 2　運送業における原価性を有する燃料費は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 3　金融業・保険代理業における原価性を有する支払利息割引料は、「原材料費(仕入高)」欄に記載してください。 4　金融業・保険代理業における未収利息は「売掛金」欄に記載してください。 5　金融業・保険代理業における未払利息は「買掛金」欄に記載してください。
8　利用の有無　インターネットバンキング等の	（1）　インターネットバンキング	インターネットバンキングの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注）　インターネットバンキングとは、インターネットを利用した金融機関の取引サービスをいいます。
	（2）　ファームバンキング	ファームバンキングの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注）　ファームバンキングとは、１対１の専用（通信）回線を利用した金融機関の取引サービスをいいます。
9　役員又は役員報酬額の異動の有無		役員の異動又は役員報酬の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。
10　代表者に対する報酬等の金額		同族会社の場合には、代表者に対する「報酬」、「賃借料」、「支払利息」、「貸付金」、「仮払金」及び代表者からの「借入金」、「仮受金」の額を**千円単位**で記載してください。

改　正　前

（22　法人事業概況説明書）

欄		記　載　要　領
7　主要科目		基本的には決算額によりますが、申告調整（申告書別表四又は申告書別表五（一）での加減算）がある場合には、「交際費」を除き、その調整後の額を記載するほか、以下に留意してください。 なお、**千円単位**で記載してください。 ⑴　値引き、割戻し等がある場合の該当科目欄の記載は、それを控除した後の額を記載してください。 ⑵　退職金は、掲記の人件費に関する各科目には含めないでください。 ⑶　「労務費」欄には、福利厚生費等を除いた金額を記載してください。 ⑷　「交際費」欄には、交際費等の支出額の合計額を記載してください。 ⑸　「地代家賃・租税公課」 欄は、支払地代家賃及び租税公課の合計額を記載してください。 ⑹　「受取手形」、「売掛金」欄は、貸倒引当金の控除前の額を記載してください。 ⑺　「受取手形」_欄には、融通手形の額を含めないでください。 ⑻　「建物」、「機械装置」、「車両・船舶」_欄は、減価償却累計額控除後の額を記載してください。 ⑼　「土地」 欄には、借地権等の額を含めてください。 ⑽　「支払手形」_欄には、固定資産の購入に係るもので区分可能なもの及び融通手形を含めないでください。 ⑾　「買掛金」欄には、原価性を有する未払金等を含めてください。 ⑿　「個人借入金」_欄には、銀行・信用金庫・信用組合からの借入金以外の借入金の合計額を記載してください。 ⒀　「その他借入金」欄には、「個人借入金」欄に記載した以外の借入金の合計額を記載してください。 ⒁　「資産の部合計」欄は、「負債の部合計」欄と「純資産の部合計」欄の計と一致するよう検算願います。 （注）1　不動産賃貸業における原価性を有する支払地代家賃・リース料は、「原材料費（仕入高）」欄に含めてください。 2　運送業における原価性を有する燃料費は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 3　金融業・保険代理業における原価性を有する支払利息割引料は、「原材料費(仕入高)」欄に記載してください。 4　金融業・保険代理業における未収利息は「売掛金」欄に記載してください。 5　金融業・保険代理業における未払利息は「買掛金」欄に記載してください。
8　利用の有無　インターネットバンキング等の	（1）　インターネットバンキング	インターネットバンキングの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注）　インターネットバンキングとは、インターネットを利用した金融機関の取引サービスをいいます。
	（2）　ファームバンキング	ファームバンキングの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注）　ファームバンキングとは、１対１の専用（通信）回線を利用した金融機関の取引サービスをいいます。
9　役員又は役員報酬額の異動の有無		役員の異動又は役員報酬の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。
10　代表者に対する報酬等の金額		同族会社の場合には、代表者に対する「報酬」、「賃借料」、「支払利息」、「貸付金」、「仮払金」及び代表者からの「借入金」、「仮受金」の額を**千円単位**で記載してください。

改　　正　　後

（23　法人事業概況説明書）

記載欄		記　　載　　要　　領
11 事業形態	（1）　兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、売上（収入）高に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。
	（2）　事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。
	（3）　売上区分	売上（収入）高に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。
12　主な設備等の状況		事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 （例） ○　機械装置の状況には、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○　車両等の状況には、名称・用途・台数等について記載してください。 ○　店舗等の状況には、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○　倉庫等の利用状況には、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○　客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 （注）　機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。
14　帳簿類の備付状況		作成している帳簿類について記載してください。 （記載例） 受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌等。
15　税理士の関与状況		税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注）　複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。
16　加入組合等の状況		主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。
17　月別の売上高等の状況		売上（収入）金額、仕入金額等の月別の状況を記載してください。 （注）1　複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2　「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3　「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含む。）を記載してください。 4　「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額(年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額)を**円単位**で記載してください。 5　「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含む。）を記載してください。
18　当期の営業成績の概要		経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 （注）　同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。

改　　正　　前

（22　法人事業概況説明書）

欄		記　　載　　要　　領
11 事業形態	（1）　兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、売上（収入）高に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。
	（2）　事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。
	（3）　売上区分	売上（収入）高に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。
12　主な設備等の状況		事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 （例） ○　機械装置の状況には、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○　車両等の状況には、名称・用途・台数等について記載してください。 ○　店舗等の状況には、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○　倉庫等の利用状況には、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○　客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 （注）　機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。
14　帳簿類の備付状況		作成している帳簿類について記載してください。 （記載例） 受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌等。
15　税理士の関与状況		税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注）　複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。
16　加入組合等の状況		主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。
17　月別の売上高等の状況		売上（収入）高、売上（収入）原価等の月別の状況を記載してください。 （注）1　複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2　「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3　「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含む。）を記載してください。 4　「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額__(年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額)__を**円単位**で記載してください。 5　「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含む。）を記載してください。
18　当期の営業成績の概要		経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 （注）　同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。

改　　正　　後	改　　正　　前
（23　法人事業概況説明書）	（22　法人事業概況説明書）

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

法人が、当該法人との間に完全支配関係（注１）がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第４号、同第37条の12第５号、同第61条の５第１号ト及び同条第２号ト）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします（注２）。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます（法人税法第２条第12号の７の６）。

２　連結確定申告書についても同様です。

なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります（決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。）。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係（注１）がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第４号、同第37条の12第５号）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします（注２）。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます（法人税法第２条第12の７の６号）。

２　連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

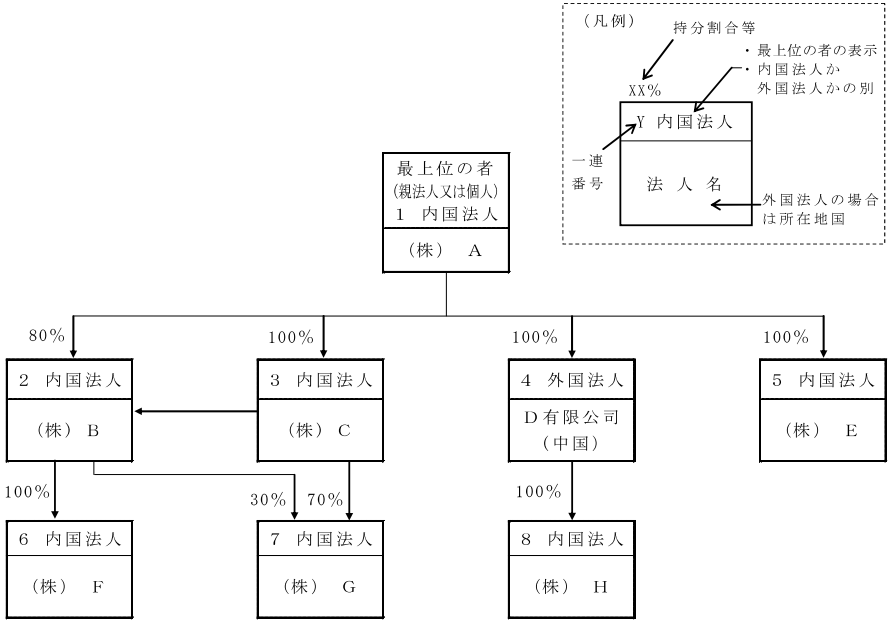
⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります（決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。）。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

改　　正　　後	改　　正　　前
（23　法人事業概況説明書）	（22　法人事業概況説明書）
≪出資関係図の作成例≫	（同　左）

⑴　出資関係を系統的に記載した図



（注）　原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

⑵　グループ一覧

平成XX年Ｘ月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納　税　地	代表者氏　名	事業種目	資本金等（千円）	決算期	備考
1	麹　町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

（注）1　一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2　最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

改　正　後

（34　地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書）

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	殿

第　　号
年　　月　　日

税務署長
財務事務官
㊞

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　年　月　日
至　年　月　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1に係る地方法人税額			4		
2に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
外国税額の控除額			7		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			8		
差引地方法人税額			9		
欠損繰戻し	還付金額		10		
	減少する還付加算金		11		
差引合計地方法人税額			12		
既に納付の確定した地方法人税額			13		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額			14		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		15		
	繰越控除される地方法人税額		16		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　正　前

（33　地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書）

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	殿

第　　号
年　　月　　日

税務署長
財務事務官
㊞

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　年　月　日
至　年　月　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1に係る地方法人税額			4		
2に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
外国税額の控除額			7		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			8		
差引地方法人税額			9		
欠損繰戻し	還付金額		10		
	減少する還付加算金		11		
差引合計地方法人税額			12		
既に納付の確定した地方法人税額			13		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額			14		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		15		
	繰越控除される地方法人税額		16		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　正　後

（47　申告期限の延長の特例の申請書）

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人	納税地	〒 電話(　　)　－	
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等		
	法人番号		
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

自平成　年　月　日
至平成　年　月　日
（□ 事業年度から法人税の確定申告書
□ 連結事業年度から法人税の連結確定申告書）
の提出期限を延長したいので

申請します。

記

1　申告期限延長期間	確定申告書	□　1月だけ延長したい場合 □　2月以上の月数の指定を受けようとする場合　　その月数(　　)
	連結確定申告書	□　2月だけ延長したい場合 □　3月以上の月数の指定を受けようとする場合　　その月数(　　)

2　確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印
	回付先　□ 親署→子署　・　□ 子署→調査課												年　月　日	

（規格A4）

28.06 改正

改　正　前

（46　申告期限の延長の特例の申請書）

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人	納税地	〒 電話(　　)　－	
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等		
	法人番号		
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

自平成　年　月　日
至平成　年　月　日
（□ 事業年度から法人税の確定申告書
□ 連結事業年度から法人税の連結確定申告書）
の提出期限を延長したいので

申請します。

記

1　申告期限延長期間	確定申告書	□　1月だけ延長したい場合 □　2月以上の月数の指定を受けようとする場合　　その月数(　　)
	連結確定申告書	□　2月だけ延長したい場合 □　3月以上の月数の指定を受けようとする場合　　その月数(　　)

2　確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印
	回付先　□ 親署→子署　・　□ 子署→調査課												年　月　日	

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（47　申告期限の延長の特例の申請書）	（46　申告期限の延長の特例の申請書）

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

1　この申請書は、内国法人が法人税法第 75 条の２の規定により、又は連結親法人が法人税法第 81 条の 24 の規定により、若しくは外国法人が法人税法第 144 条の８の規定により、

①　会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、今後、事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２月以内に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合

②　連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、今後、連結事業年度終了の日の翌日から２月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合

③　特別の事情により事業年度終了の日の翌日から３月以内に定時総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情により決算が確定しないため、今後、申告期限までに法人税の確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合

④　特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から４月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないこと、その他やむを得ない事情があるため、今後申告期限までに法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合に使用してください。

なお、これらの規定は、平成 22 年９月 30 日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成 22 年 10 月１日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。

2　この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

①　確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで

②　連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内

3　各欄は、次により記載します。

(1)　申請本文の（□　事業年度から法人税の確定申告書　／　□　連結事業年度から法人税の連結確定申告書）には、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2)　「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

なお、確定申告書にあっては２月以上、連結確定申告書にあっては３月以上の月数の指定を受けようとする場合には、申告期限の延長の指定を受けようとする月数を「その月数（　　）」の（　　）内に記載してください。

(3)　「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から３月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から４月以内）に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、その理由を簡明に記載してください。

(4)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5)　「※」欄は、記載しないでください。

4　この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

（注）１　法人税法第 81 条の 24 の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第 75 条の２の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があることにご注意ください。

２　この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

３　連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第 75 条の２の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第 75 条の２に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

４　連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第 75 条の２の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

５　この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

1　この申請書は、内国法人が法人税法第 75 条の２の規定により、又は連結親法人が法人税法第 81 条の 24 の規定により、

①　会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、今後、事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２月以内に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合

②　連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、今後、連結事業年度終了の日の翌日から２月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合

③　特別の事情により事業年度終了の日の翌日から３月以内に定時総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情により決算が確定しないため、今後、申告期限までに法人税の確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合

④　特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から４月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないこと、その他やむを得ない事情があるため、今後申告期限までに法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合に使用してください。

なお、これらの規定は、平成 22 年９月 30 日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成 22 年 10 月１日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。

2　この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

①　確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで

②　連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内

3　各欄は、次により記載します。

(1)　申請本文の（□　事業年度から法人税の確定申告書　／　□　連結事業年度から法人税の連結確定申告書）には、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2)　「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

なお、確定申告書にあっては２月以上、連結確定申告書にあっては３月以上の月数の指定を受けようとする場合には、申告期限の延長の指定を受けようとする月数を「その月数（　　）」の（　　）内に記載してください。

(3)　「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から３月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から４月以内）に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、その理由を簡明に記載してください。

(4)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5)　「※」欄は、記載しないでください。

4　この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

（注）１　法人税法第 81 条の 24 の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第 75 条の２の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があることにご注意ください。

２　この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

３　連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第 75 条の２の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第 75 条の２に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

４　連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第 75 条の２の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

５　この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（50　申告期限の延長の特例の取りやめの届出書）

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人		納　税　地	〒 電話（　　）　　－
□□単体法人 □□連結親法人		（フリガナ） 法　人　名　等	
		法　人　番　号	
		（フリガナ） 代表者氏名	㊞
		代表者住所	〒
		事　業　種　目	業

自平成　　年　　月　　日
至平成　　年　　月　　日
（□ 事業年度から、法人税の確定申告書
□ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書）
の提出期限の延長の特例の適用をやめますので届け出ます。

記

1　確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
年　　月　　日

2　確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印
	回付先　□ 親署→子署　・　□ 子署→調査課												年 月 日	

（規格A4）

28.06 改正

改　　正　　前

（49　申告期限の延長の特例の取りやめの届出書）

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人		納　税　地	〒 電話（　　）　　－
□□単体法人 □□連結親法人		（フリガナ） 法　人　名　等	
		法　人　番　号	
		（フリガナ） 代表者氏名	㊞
		代表者住所	〒
		事　業　種　目	業

自平成　　年　　月　　日
至平成　　年　　月　　日
（□ 事業年度から、法人税の確定申告書
□ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書）
の提出期限の延長の特例の適用をやめますので届け出ます。

記

1　確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
年　　月　　日

2　確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3　その他の参考事項

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿等		通信日付印	確認印
	回付先　□ 親署→子署　・　□ 子署→調査課												年 月 日	

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（50　申告期限の延長の特例の取りやめの届出書）	（49　申告期限の延長の特例の取りやめの届出書）

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、法人税法第 75 条の２第１項の規定（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）、第 81 条の 24 第１項の規定（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）又は第 144 条の８（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）の適用を受けている法人が、その規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。

2　この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　届出本文の（□ 事業年度から、法人税の確定申告書 / □ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書）には、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2)　「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。

イ　所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。

ロ　最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から２月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から２月を経過した日を記載してください。

(3)　「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。

(4)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、法人税法第 75 条の２第１項の規定（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）又は第 81 条の 24 第１項の規定（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の適用を受けている法人が、その規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。

2　この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　届出本文の（□ 事業年度から、法人税の確定申告書 / □ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書）には、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2)　「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。

イ　所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。

ロ　最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から２月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から２月を経過した日を記載してください。

(3)　「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。

(4)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（58　特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書）

※務署受付分

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人
□□□
単連結
体結結
法子親
人法法
人人

本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　）　—
納税地	〒
(フリガナ) 法人の名称	
法人番号	
(フリガナ) 代表者の氏名	㊞
(フリガナ) 責任者の氏名	㊞
設立年月日	年　月　日
資本金の額又は出資金の額	円

法人税法第２条第29号ハ(１)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の４第３項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

①　法人が現に行っている事業の概要			
②　法令14条の４第１項第２号に規定する作成及び保存を確実に行う旨	(ｲ)　その引受けを行う信託に係る信託法第37条第１項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第２項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。	□	
	(ﾛ)　(限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条２項に規定する会計帳簿及び同条第４項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。	□	
③　法令14条の４第１項第４号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨	(ｲ)　その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。	□	
	(ﾛ)　会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。	□	

④　その他参考となるべき事項	添付書類
	法令14条の４第１項第１号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類 （　　）

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		業種番号		番号		入力		整理簿		備考	

（規格Ａ４）

28.06 改正

改　正　前

（57　特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書）

※務署受付分

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人
□□□
単連結
体結結
法子親
人法法
人人

本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　）　—
納税地	〒
(フリガナ) 法人の名称	
法人番号	
(フリガナ) 代表者の氏名	㊞
設立年月日	年　月　日
資本金の額又は出資金の額	円

法人税法第２条第29号ハ(１)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の４第３項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

①　法人が現に行っている事業の概要			
②　法令14条の４第１項第２号に規定する作成及び保存を確実に行う旨	(ｲ)　その引受けを行う信託に係る信託法第37条第１項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第２項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。	□	
	(ﾛ)　(限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条２項に規定する会計帳簿及び同条第４項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。	□	
③　法令14条の４第１項第４号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨	(ｲ)　その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。	□	
	(ﾛ)　会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。	□	

④　その他参考となるべき事項	添付書類
	法令14条の４第１項第１号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類 （　　）

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	部門		業種番号		番号		入力		整理簿		備考	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　　正　　後

（58　特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書）

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等

特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　提出部数及び添付書類等

この申請書は、法令14条の４第１項第１号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して１通（調査課所管法人にあっては２通）を納税地の所轄税務署に提出してください。

２　各欄の記載方法

(1)　「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。

(2)　「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

(3)　「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。

(4)　「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。

(5)　「② 法令14条の４第１項第２号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令 14 条の４第１項第４号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。

(6)　「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記３(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。

(7)　法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。

(8)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9)　「※」欄は記載しないでください。

３　留意事項

この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。

(1)　次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。

イ　信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第２条第４項に規定する管理型信託会社を除きます。）

ロ　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）の規定により同法第１条第１項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関

ハ　資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後１年を経過していないものを除きます。）

(2)　その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第１項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第２項に規定する会計帳簿及び同法第37条第２項又は同法第222条第４項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。

(3)　その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。

(4)　その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。

(5)　清算中でないこと。

（注）　(1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。

一　内国法人　設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日）

イ　合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

ロ　分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日）

ハ　被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日）

二　外国法人　恒久的施設を有することとなった日又は平成 26 年改正前の法人税法第 141 条第１号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日

改　　正　　前

（57　特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書）

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等

特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　提出部数及び添付書類等

この申請書は、法令14条の４第１項第１号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して１通（調査課所管法人にあっては２通）を納税地の所轄税務署に提出してください。

２　各欄の記載方法

(1)　（追　加）

(1)　「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

(2)　「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。

(3)　「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。

(4)　「② 法令14条の４第１項第２号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令 14 条の４第１項第４号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。

(5)　「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記３(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。

(6)　法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。

(7)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8)　「※」欄は記載しないでください。

３　留意事項

この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。

(1)　次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。

イ　信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第２条第４項に規定する管理型信託会社を除きます。）

ロ　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）の規定により同法第１条第１項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関

ハ　資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後１年を経過していないものを除きます。）

(2)　その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第１項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第２項に規定する会計帳簿及び同法第37条第２項又は同法第222条第４項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。

(3)　その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。

(4)　その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。

(5)　清算中でないこと。

（注）　(1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。

一　内国法人　設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日）

イ　合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

ロ　分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日）

ハ　被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日）

二　外国法人　法人税法第 141 条第１号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日

改　正　後

（64　付表（事前確定届出給与等の状況））

付表（事前確定届出給与等の状況）　No.

事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）	（　　）
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日（職務執行期間）	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
当該（連結）事業年度	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）
	当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
	翌会計期間	今回の届出額	・　・	

事前確定届出給与以外の給与に関する事項		支給時期（年月日）	支給金額（円）
	当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
	翌会計期間	・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	

28.06改正

改　正　前

（63　付表（事前確定届出給与等の状況））

付表（事前確定届出給与等の状況）　No.

事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）	（　　）
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日（職務執行期間）	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
当該（連結）事業年度	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）
	当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
	翌会計期間	今回の届出額	・　・	

事前確定届出給与以外の給与に関する事項		支給時期（年月日）	支給金額（円）
	当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	
	翌会計期間	・　・	
		・　・	
		・　・	
		・　・	

21.06改正

改　　正　　後

（64　付表（事前確定届出給与等の状況））

付表（事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

1　この付表は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。

2　この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No.　　」欄に一連番号を付してください。

3　各欄は、次により記載してください。

⑴　「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日（職務執行期間）」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日（定時株主総会の開催日など）及び職務執行期間（定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など）を記載してください。

⑵　「当該（連結）事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。

⑶　「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給金額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給金額
（支給済分） 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 （注）　法人税法施行令第69条第4項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	①　「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給金額 ②　「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給金額
（支給予定分） 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額

⑷　「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額を記載してください。

（注）この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

①　退職給与

②　法人税法第54条の2第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権による給与

③　①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

④　法人税法施行規則第22条の3第1項第1号（確定額による役員給与の届出書の記載事項及び利益連動給与の開示方法）に規定する特定譲渡制限付株式給与

改　　正　　前

（63　付表（事前確定届出給与等の状況））

付表（事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

1　この付表は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。

2　この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No.　　」欄に一連番号を付してください。

3　各欄は、次により記載してください。

⑴　「事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日（職務執行期間）」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）及び職務執行期間（定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など）を記載してください。

⑵　「当該（連結）事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。

⑶　「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給金額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給金額
（支給済分） 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 （注）　法人税法施行令第69条第3項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	①　「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給金額 ②　「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給金額
（支給予定分） 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額

⑷　「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額を記載してください。

（注）この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

①　退職給与

②　法人税法第54条第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権による給与

③　①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

（追　加）

改　正　後

（65　事前確定届出給与に関する変更届出書）

事前確定届出給与に関する変更届出書

※整理番号	
※連絡グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□□単体法人 □□連結親法人 □□連結子法人	納税地	〒 電話（　）　－	
	（フリガナ） 法人名等		
	法人番号		
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
				整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。

記

①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	（臨時改定事由の概要） （臨時改定事由が生じた日）　平成　年　月　日
	業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	（決議をした日）　平成　年　月　日 （直前届出に係る給与の支給の日）　平成　年　月　日
②	変更を行った機関等	（機関等）
③	変更後の事前確定届出給与等の状況	付表（No.　～No.　）のとおり。
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由	（理由）
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日	平成　年　月　日
⑥	その他参考となるべき事項	
届出期限	□ 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から１月を経過する日　平成　年　月　日 □ 業績悪化改定事由：「決議をした日」から１月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日　平成　年　月　日	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

28.06 改正

改　正　前

（64　事前確定届出給与に関する変更届出書）

事前確定届出給与に関する変更届出書

※整理番号	
※連絡グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□□単体法人 □□連結親法人 □□連結子法人	納税地	〒 電話（　）　－	
	（フリガナ） 法人名等		
	法人番号		
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
				整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。

記

①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	（臨時改定事由の概要） （臨時改定事由が生じた日）　平成　年　月　日
	業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	（決議をした日）　平成　年　月　日 （直前届出に係る給与の支給の日）　平成　年　月　日
②	変更を行った機関等	（機関等）
③	変更後の事前確定届出給与等の状況	付表（No.　～No.　）のとおり。
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由	（理由）
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日	平成　年　月　日
⑥	その他参考となるべき事項	
届出期限	□ 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から１月を経過する日　平成　年　月　日 □ 業績悪化改定事由：「決議をした日」から１月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日　平成　年　月　日	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　　正　　後

（65　事前確定届出給与に関する変更届出書）

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1　この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第１項第２号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第69条第4項に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の２の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに使用するものです。

2　この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区　　分	変 更 届 出 期 限
①　臨時改定事由 （法人税法施行令第69条第１項第１号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日
②　業績悪化改定事由 （法人税法施行令第69条第１項第１号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から１月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限ります。）が当該１月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

（注）連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

3　この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限ります。以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

⑴　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

⑵　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

改　　正　　前

（64　事前確定届出給与に関する変更届出書）

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1　この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第１項第２号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第69条第3項に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の２の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに使用するものです。

2　この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区　　分	変 更 届 出 期 限
①　臨時改定事由 （法人税法施行令第69条第１項第１号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日
②　業績悪化改定事由 （法人税法施行令第69条第１項第１号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から１月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限ります。）が当該１月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

（注）連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

3　この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限ります。以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

⑴　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

⑵　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（65　事前確定届出給与に関する変更届出書）	（64　事前確定届出給与に関する変更届出書）
⑶　「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。 イ　その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。 ロ　その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 ⑷　「②　変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。 ⑸　「③　変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No.　　～No.　　)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。 ⑹　「④　変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。 ⑺　「⑤　直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 ⑻　「⑥　その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。 ⑼　「届出期限」欄は、上記２の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。 ・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から１月を経過する日を記載するとともに、□にレ印を付します。 （注）　「臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応当する日の前日（翌月にその応当する日がないときは、その月の末日）となります。 （例：臨時改定事由が生じた日が５月 25 日の場合、５月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に応当する日（６月 26 日）の前日である６月 25 日が「臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日」となります。） ・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から１月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付します。 ⑽　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 ⑾　「※」欄は、記載しないでください。	⑶　「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。 イ　その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。 ロ　その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 ⑷　「②　変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。 ⑸　「③　変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No.　　～No.　　)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。 ⑹　「④　変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。 ⑺　「⑤　直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。 ⑻　「⑥　その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。 ⑼　「届出期限」欄は、上記２の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。 ・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から１月を経過する日を記載するとともに、□にレ印を付します。 （注）　「臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に応当する日の前日（翌月にその応当する日がないときは、その月の末日）となります。 （例：臨時改定事由が生じた日が５月 25 日の場合、５月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に応当する日（６月 26 日）の前日である６月 25 日が「臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日」となります。） ・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から１月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付します。 ⑽　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 ⑾　「※」欄は、記載しないでください。
５　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	５　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（66　付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）

付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）

No.

事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）	（　　）
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	平成　年　月　日
直前届出に係る届出書の提出をした日	平成　年　月　日
当初届出に係る（連結）事業年度	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

変更後の事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
翌会計期間		今回の届出額	・　・	

変更前の事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
翌会計期間		届出額	・　・	

No.

事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）	（　　）
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	平成　年　月　日
直前届出に係る届出書の提出をした日	平成　年　月　日
当初届出に係る（連結）事業年度	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

変更後の事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
翌会計期間		今回の届出額	・　・	

変更前の事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
翌会計期間		届出額	・　・	

28.06

改　正　前

（65　付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）

付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）

No.

事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）	（　　）
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	平成　年　月　日
直前届出に係る届出書の提出をした日	平成　年　月　日
当初届出に係る（連結）事業年度	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

変更後の事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
翌会計期間		今回の届出額	・　・	

変更前の事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
翌会計期間		届出額	・　・	

No.

事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）	（　　）
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	平成　年　月　日
直前届出に係る届出書の提出をした日	平成　年　月　日
当初届出に係る（連結）事業年度	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

変更後の事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・	
翌会計期間		今回の届出額	・　・	

変更前の事前確定届出給与に関する事項		区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）
当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
		届出額	・　・	
		支給額	・　・	
翌会計期間		届出額	・　・	

19.05

改　　正　　後	改　　正　　前
（66　付表（変更後の事前確定届出給与等の状況））	（65　付表（変更後の事前確定届出給与等の状況））
付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）の記載要領等	**付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）の記載要領等**
1　この付表は、「事前確定届出給与に関する変更届出書」に添付してください。	1　この付表は、「事前確定届出給与に関する変更届出書」に添付してください。
2　この届出に係る事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その支給対象者ごとにこの付表中の表を作成してください。この場合には、右上端の「No.　　」欄に一連番号を付してください。	2　この届出に係る事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その支給対象者ごとにこの付表中の表を作成してください。この場合には、右上端の「No.　　」欄に一連番号を付してください。
3　各欄は、次により記載してください。	3　各欄は、次により記載してください。
⑴　「事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）」欄には、この届出に係る変更の事由に基因してその役職が変更された場合には、その変更後の役職名を記載してください。	⑴　「事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）」欄には、この届出に係る変更の事由に基因してその役職が変更された場合には、その変更後の役職名を記載してください。
⑵　「変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄には、業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合に、当該業績悪化改定事由によりその「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日後最初に到来する当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日を記載してください。	⑵　「変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄には、業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合に、当該業績悪化改定事由によりその「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日後最初に到来する当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日を記載してください。
⑶　「直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、事前確定届出給与対象者に係る今回の変更の直前の「定め」の内容に関する届出書の提出をした日を記載してください。	⑶　「直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、事前確定届出給与対象者に係る今回の変更の直前の「定め」の内容に関する届出書の提出をした日を記載してください。
⑷　「当初届出に係る（連結）事業年度」欄には、今回、変更の届出を行う事前確定届出給与につき法人税法施行令第69条第3項の規定による届出（以下「当初届出」といいます。）をした事業年度又は連結事業年度を記載してください。	⑷　「当初届出に係る（連結）事業年度」欄には、今回、変更の届出を行う事前確定届出給与につき法人税法施行令第69条第2項の規定による届出（以下「当初届出」といいます。）をした事業年度又は連結事業年度を記載してください。
⑸　「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、「当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、その支給時期及び支給金額を記載してください。 　また、「支給額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期及び支給金額を記載してください。	⑸　「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、「当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、その支給時期及び支給金額を記載してください。 　また、「支給額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期及び支給金額を記載してください。
⑹　「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、「当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期及び支給金額を記載してください。	⑹　「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、「当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期及び支給金額を記載してください。

改　正　後

（67　棚卸資産の評価方法の届出書）

棚卸資産の評価方法の届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□単体法人 □連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－	
	（フリガナ） 法人名等		
	法人番号		
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞	
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
（フリガナ） 法人名等		整理番号		
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局署） 電話（　）　－	部門		
（フリガナ） 代表者氏名		決算期		
代表者住所	〒	業種番号		
事業種目	業	整理簿		
		回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課	

棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。

記

事業の種類（又は事業所別）	資産の区分	評価方法
	商品又は製品	
	半製品	
	仕掛品（半成工事）	
	主要原材料	
	補助原材料 その他の棚卸資産	

参考事項

1　新設法人等の場合には、設立等年月日　平成　年　月　日

2　新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日　平成　年　月　日

3　その他

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

28.06 改正

改　正　前

（66　棚卸資産の評価方法の届出書）

棚卸資産の評価方法の届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□単体法人 □連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－	
	（フリガナ） 法人名等		
	法人番号		
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞	
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
（フリガナ） 法人名等		整理番号		
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局署） 電話（　）　－	部門		
（フリガナ） 代表者氏名		決算期		
代表者住所	〒	業種番号		
事業種目	業	整理簿		
		回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課	

棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。

記

事業の種類（又は事業所別）	資産の区分	評価方法
	商品又は製品	
	半製品	
	仕掛品（半成工事）	
	主要原材料	
	補助原材料 その他の棚卸資産	

参考事項

1　新設法人等の場合には、設立等年月日　平成　年　月　日

2　新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日　平成　年　月　日

3　その他

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　正　後

（67　棚卸資産の評価方法の届出書）

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区　分	提　出　期　限
普通法人を設立した場合	設立第１期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条又は第144条の４に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条又は第144条の４に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

（注）連結親法人については、法人税法施行令第155条の６の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第５項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第８項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4　各欄は、次により記載します。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。

(4)　「資産の区分」の空白欄には、事業を２以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

イ　商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
ロ　半　製　品
ハ　仕　掛　品（半成工事を含みます。）
ニ　主要原材料
ホ　補助原材料その他の棚卸資産
（注）副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5)　「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。）は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。

イ　原　価　法
(イ) 個別法による原価法
(ロ) 先入先出法による原価法
(ハ) 総平均法による原価法
(ニ) 移動平均法による原価法
(ホ) 最終仕入原価法による原価法
(ヘ) 売価還元法による原価法

ロ　低　価　法
(イ) 個別法による原価法に基づく低価法
(ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
(ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
(ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
(ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
(ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法
（注）(5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改　正　前

（66　棚卸資産の評価方法の届出書）

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区　分	提　出　期　限
普通法人を設立した場合	設立第１期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

（注）連結親法人については、法人税法施行令第155条の６の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第８項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4　各欄は、次により記載します。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。

(4)　「資産の区分」の空白欄には、事業を２以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

イ　商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
ロ　半　製　品
ハ　仕　掛　品（半成工事を含みます。）
ニ　主要原材料
ホ　補助原材料その他の棚卸資産
（注）副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5)　「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。）は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。

イ　原　価　法
(イ) 個別法による原価法
(ロ) 先入先出法による原価法
(ハ) 総平均法による原価法
(ニ) 移動平均法による原価法
(ホ) 最終仕入原価法による原価法
(ヘ) 売価還元法による原価法

ロ　低　価　法
(イ) 個別法による原価法に基づく低価法
(ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
(ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
(ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
(ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
(ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法
（注）(5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改　正　後

（77　減価償却資産の償却方法の届出書）

減価償却資産の償却方法の届出書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□ 単体法人 □ 連結親法人	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
	（フリガナ） 法人名等		整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局 署） 電話（　　）　－	部門
	（フリガナ） 代表者氏名		決算期
	代表者住所	〒	業種番号
	事業種目	業	整理簿
			回付先 □ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課署

減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。

記

資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
（　　）設備			
（　　）設備			

参考事項
1　新設法人等の場合には、設立等年月日　平成　年　月　日
2　その他

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

28.06 改正

改　正　前

（76　減価償却資産の償却方法の届出書）

減価償却資産の償却方法の届出書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□ 単体法人 □ 連結親法人	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
	（フリガナ） 法人名等		整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局 署） 電話（　　）　－	部門
	（フリガナ） 代表者氏名		決算期
	代表者住所	〒	業種番号
	事業種目	業	整理簿
			回付先 □ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課署

減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。

記

資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
（　　）設備			
（　　）設備			

参考事項
1　新設法人等の場合には、設立等年月日　平成　年　月　日
2　その他

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　正　後

（77　減価償却資産の償却方法の届出書）

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区　分	提　出　期　限
普通法人を設立した場合	設立第１期の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）

（注）連結親法人については、法人税法施行令第 155 条の６の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第 184 条第５項又は平成 26 年改正前の法人税法施行令第 188 条第８項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
　この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。
　なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第１条第２項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

3　減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。
（注）1　平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成 19 年４月１日以後に取得した建物、法人税法施行令第 13 条第８号に掲げる無形固定資産及び同条第９号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。
　2　鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

4　各欄は、次により記入してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。
　この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（　　）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年４月１日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。
　イ　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている７つの種類）ごと。
　（削　除）

　ロ　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
　ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。
　ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。
　ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
　ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
(4)　「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。
(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項
(1)　法人課税信託の名称の併記
　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
(2)　「法人番号」欄の記載
　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。
　なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改　正　前

（76　減価償却資産の償却方法の届出書）

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区　分	提　出　期　限
普通法人を設立した場合	設立第１期の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）

（注）連結親法人については、法人税法施行令第 155 条の６の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第 188 条第８項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
　この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。
　なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道について旧生産高比例法又は生産高比例法以外の方法を選定しようとするときは、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第１条第２項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

3　減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。
（注）1　建物（平成 10 年３月 31 日以前に取得したものを除きます。）、法人税法施行令第 13 条第８号に掲げる無形固定資産（平成 10 年３月 31 日以前に取得した営業権及び鉱業権を除きます。）及び同条第９号に掲げる生物（牛、馬、かんきつ樹、茶樹等）の償却方法は、平成 19 年３月 31 日以前に取得をしたものは旧定額法に、平成 19 年４月１日以後に取得したものは定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。
　2　鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

4　各欄は、次により記入してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。
　この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（　　）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

　イ　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている７つの種類）ごと。
　（注）平成 10 年３月 31 日以前に取得した建物について届け出る場合には、「資産、設備の種類」欄を適宜補正の上、記入してください。
　ロ　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
　ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。
　ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。
　ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
　ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
(4)　「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。
(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項
(1)　法人課税信託の名称の併記
　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
(2)　「法人番号」欄の記載
　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。
　なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改　正　後

（87　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日　（連結）事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。

記

資産、設備の種類	現によっている償却方法	現によっている償却方法を採用した年月日	採用しようとする新たな償却方法
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

変更しようとする理由	

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

28.06 改正

改　正　前

（86　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 法人名等	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日　（連結）事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。

記

資産、設備の種類	現によっている償却方法	現によっている償却方法を採用した年月日	採用しようとする新たな償却方法
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

変更しようとする理由	

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（87　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）	（86　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）
減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等	**減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第52条・第155条の６） なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。 （注）　鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。	1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第52条・第155条の６） なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。 （注）　鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。
2　この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。 （注）　平成28年４月１日以後最初に終了する事業年度において、建物、建物附属設備及び構築物につき法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書等の提出期限までに、当該申請書の記載事項と同様の事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があったものとみなされます。 （削　除）	2　この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。 （注）１　平成19年４月１日以後最初に終了する事業年度において、法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、当該申請書の記載事項と同様の事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったものとみなされます。 ２　平成20年４月１日以後最初に終了する事業年度において、法人の有する減価償却資産が異なる旧区分（※）に属する減価償却資産であって、これらについて異なる償却方法を選定していたものが、同一の区分に属することとなった場合に、法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、当該申請書の記載事項と同様の事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったものとみなされます。 ※　旧区分とは、平成20年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一、別表第二又は別表第五から別表第八の規定に基づく平成20年改正前の法人税法施行規則第14条各号に定める資産の種類の区分をいい、２以上の事業所を有する法人が事業所ごとに償却方法の選定を行っている場合はこれらの区分をいいます。
3　減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。	3　減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。
4　各欄は、次により記入してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。 なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年４月１日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（　）内に記載してください。 イ　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。 （削　除） ロ　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。	4　各欄は、次により記入してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。 なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（　）内に記載してください。 イ　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。 （注）平成10年４月１日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限定されています。 ロ　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

改　　正　　後	改　　正　　前
（87　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）	（86　減価償却資産の償却方法の変更承認申請書）
ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。 ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。 ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (4)「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。 (5)「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度の開始の日を記入してください。 (6)「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「※」欄は記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。 ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。 ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (4)「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。 (5)「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度の開始の日を記入してください。 (6)「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「※」欄は記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（109　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）

税務署受付印

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒　－ 電話（　　）　－
（フリガナ） 法人名	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒　－
事業種目	業

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日
事業年度から

□ 棚卸資産の評価方法
□ 減価償却資産の償却方法
□ 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
□ 外貨建資産等の期末換算方法
を下記のとおり

変更したいので届け出ます。

記

事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな評価方法等	備考
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		

その他の参考事項

1　新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日　平成　年　月　日
2　その他

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

28.06 改正

改　正　前

（108　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）

税務署受付印

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒　－ 電話（　　）　－
（フリガナ） 法人名	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒　－
事業種目	業

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日
事業年度から

□ 棚卸資産の評価方法
□ 減価償却資産の償却方法
□ 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
□ 外貨建資産等の期末換算方法
を下記のとおり

変更したいので届け出ます。

記

事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな評価方法等	備考
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		

その他の参考事項

1　新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日　平成　年　月　日
2　その他

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　後

（109　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第 30 条・第 52 条・第 119 条の６・第 122 条の６・第 184 条、平成 26 年改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第 188 条）

（注）１　特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。

①　公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと

②　公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと

２　特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。

３　既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。

４　棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

５　減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

６　減価償却資産の償却方法において鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道については、この届出書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。

７　外国法人については、法人税法施行令第 184 条又は旧法人税法施行令第 188 条の規定によって提出してください。

2　この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があったものとみなされます。

3　この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の□にレ印を付してください。

なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の□にレ印を付してください。

4　各評価方法等の選定は次の点に注意してください。

(1)　棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。

(2)　減価償却資産の償却方法

減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。

なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。

(3)　外貨建資産等の期末換算の方法

外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。

（注）　外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

１　短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

２　長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

改　　正　　前

（108　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書

1　この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第 30 条・第 52 条・第 119 条の６・第 122 条の６・第 188 条）

（注）１　特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。

①　公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと

②　公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと

２　特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。

３　既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。

４　棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

５　減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

６　減価償却資産の償却方法において鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この届出書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。

７　外国法人については、法人税法施行令第 188 条の規定によって提出してください。

2　この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があったものとみなされます。

3　この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の□にレ印を付してください。

なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の□にレ印を付してください。

4　各評価方法等の選定は次の点に注意してください。

(1)　棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。

(2)　減価償却資産の償却方法

減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。

なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。

(3)　外貨建資産等の期末換算の方法

外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。

（注）　外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

１　短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

２　長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

改　　正　　後	改　　正　　前
（109　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）	（108　公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書）
3　満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券） 4　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。）） 5　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金） 6　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金） 5　各欄は、次により記載します。 (1) 共通して記載する欄 イ　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 ロ　「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等（各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。 ハ　「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 ニ　「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。 ホ　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。 イ　棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については法人の行っている事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第 21 号まで（第 17 号を除きます。）の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください （注）　新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 ロ　減価償却資産の償却方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。 なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年４月１日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を（　）内に記載してください。 A　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。 （削　除） B　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 C　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。 D　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。 E　坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）　については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 F　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。 ハ　外貨建資産等の期末換算の方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記４(3)(注)の区分を記載してください。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。 (3)「※」欄は、記載しないでください。	3　満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券） 4　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。）） 5　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金） 6　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金） 5　各欄は、次により記載します。 (1) 共通して記載する欄 イ　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 ロ　「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等（各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。 ハ　「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 ニ　「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。 ホ　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。 イ　棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については法人の行っている事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第 21 号まで（第 17 号を除きます。）の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください （注）　新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 ロ　減価償却資産の償却方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。 なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号等を（　）内に記載してください。 A　機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。 （注）平成 10 年４月１日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限定されています。 B　機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 C　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。 D　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。 E　坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）　については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 F　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。 ハ　外貨建資産等の期末換算の方法 (ｲ)「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記４(3)(注)の区分を記載してください。 (ﾛ)「棚卸資産の区分　銘柄・有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。 (3)「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（111　危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書）	（111　危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書）
危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 税務署受付印 ※整理番号 平成　年　月　日 税務署長殿 納税地　〒　電話（　）　― （フリガナ） 外国法人の名称 法人番号 （フリガナ） 代表者氏名　㊞ （フリガナ） 責任者氏名　㊞ 法人税法施行令第188条第７項に規定する危険勘案資産額の計算の適用を受けたいので、法人税法施行令第188条第８項の規定により下記のとおり届け出ます。 記 適用を受けようとする事業年度：自 平成　年　月　日　至 平成　年　月　日 一定の日：平成　年　月　日 申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由 その他参考となるべき事項 税理士署名押印　㊞ ※税務署処理欄　部門　決算期　業種番号　番号　整理簿　備考　通信日付印　年月日　確認印 28.06 （規格A４）	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（111　危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書）	（111　危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書）
危険勘案資産の計算日の特例の適用に関する届出書の記載要領等 1　この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 188 条第７項に規定する危険勘案資産額の計算の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。 3　この届出書の各欄は、次により記載します。 (1)　「外国法人の名称」、「納税地」及び「法人番号」欄には、法令第 188 条第７項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称、納税地及び法人番号を記載してください。 (2)　「責任者氏名」欄には、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 (3)　「適用を受けようとする事業年度」欄には、法令第 188 条第７項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始及び終了の日を記載してください。 (4)　「一定の日」欄には、法令第 188 条第７項に規定する一定の日を記載してください。 (5)　「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を掲載することが困難な理由」欄には、法令第 188 条第７項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。	（新　設）

改　正　後

（116　欠損金の繰戻しによる還付請求書）

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	還付所得事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額（(3)－(4)）	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	リース特別控除取戻税額	(11)		
	法人税額((6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11))	(12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)		
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)		

請求期限	平成　年　月　日	確定申告書提出年月日	平成　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 ＿＿＿漁協・農協　＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿ 3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等　＿＿＿＿＿＿

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2　法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

28.06 改正

改　正　前

（114　欠損金の繰戻しによる還付請求書）

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	還付所得事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額（(3)－(4)）	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	リース特別控除取戻税額	(11)		
	法人税額((6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11))	(12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)		
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)		

請求期限	平成　年　月　日	確定申告書提出年月日	平成　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 ＿＿＿漁協・農協　＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿ 3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等　＿＿＿＿＿＿

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2　法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（116　欠損金の繰戻しによる還付請求書）	（114　欠損金の繰戻しによる還付請求書）
欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 （　単　体　申　告　用　）	**欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等** （　単　体　申　告　用　）
1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1)　法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第１項によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合（外国法人が、平成 28 年４月１日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合を含みます。） （注）法第 80 条第１項の規定は、平成４年４月１日から平成 30 年３月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①又は②の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ①　次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13） イ　普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの（次の(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）を除きます。）。 (ｲ)　大法人（次に掲げる法人をいい、以下(ﾛ)までにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人 (i)　資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人 (ii)　相互会社等 (iii)　法第４条の７に規定する受託法人 (ﾛ)　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人 ロ　公益法人等又は協同組合等 ハ　認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合 ニ　人格のない社団等 ②　平成 22 年 10 月１日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第６号改正法附則第 93 条） （削　除） (2)　法第 80 条第４項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ　解　散（適格合併による解散を除きます。） ロ　事業の全部の譲渡 ハ　更生手続の開始 ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限ります。） ホ　再生手続開始の決定 2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 (1)　法第 80 条第１項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2)　法第 80 条第４項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後１年以内 4　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)　「※」欄は、記載しないでください。 (2)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄 イ　「欠損金額(１)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は	1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1)　法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第１項によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 （注）法第 80 条第１項の規定は、平成４年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの間に終了する各事業年度（平成 20 年４月１日以後平成 20 年４月 30 日前に終了した事業年度を除きます。）において生じた欠損金額については、次の①から③までの欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ①　次のイからニに掲げる法人の平成 21 年２月１日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13） イ　普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が１億円以下であるもの（当該事業年度終了の時において、(i)資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人、(ⅱ)法第４条の７に規定する受託法人、(ⅲ) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。） （追　加） （追　加） ロ　公益法人等又は協同組合等 ハ　認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合 ニ　人格のない社団等 ②　平成 22 年 10 月１日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93） ③　平成 21 年改正前の租税特別措置法第 42 条の４第６項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第１項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後５年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成 21 年２月１日前に終了した事業年度に限ります。）において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13） (2)　法第 80 条第４項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ　解　散（適格合併による解散を除きます。） ロ　事業の全部の譲渡 ハ　更生手続の開始 ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限ります。） ホ　再生手続開始の決定 2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 (1)　法第 80 条第１項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2)　法第 80 条第４項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後１年以内 4　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)　「※」欄は、記載しないでください。 (2)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄 イ　「欠損金額(１)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は

改　　正　　後	改　　正　　前
（116　欠損金の繰戻しによる還付請求書）	（114　欠損金の繰戻しによる還付請求書）
欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。 ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ　「所得金額（３）」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。 ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額（４）」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。 (4)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ　「納付の確定した法人税額（６）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（７）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ　「控除税額（８）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。 ニ　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、租税特別措置法第 62 条第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第３章第５節の２（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ　「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。 ト　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (5)　「還付金額(15)」欄には、$\left\{ (14)\times\frac{(２)}{(５)} \right\}$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 ５　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。 ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ　「所得金額（３）」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。 ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額（４）」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。 (4)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ　「納付の確定した法人税額（６）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（７）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ　「控除税額（８）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。 ニ　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、租税特別措置法第 62 条第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第３章第５節の２（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ　「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。 ト　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (5)　「還付金額(15)」欄には、$\left\{ (14)\times\frac{(２)}{(５)} \right\}$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 ５　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後	改　正　前
（117　欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）	（117　欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）

欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）

※整理番号

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話（　）　－	
本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　）　－	
納税地と国内にある主たる事務所等の所在地とが異なる場合のその主たる事務所等の所在地	〒 電話（　）　－	
（フリガナ）		
法人名等		
法人番号		
（フリガナ）		
代表者氏名	㊞	
（フリガナ）		
責任者氏名	㊞	
事業種目　　業	責任者住所	〒 電話（　）　－

法人税法第144条の13第１項又は第２項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日		還付所得事業年度	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日		
区分			法第144条の13第１項第１号		法第144条の13第１項第２号又は第２項	
			請求金額	※金額	請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)				
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)				
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)				
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)				
	差引所得金額((3)－(4))	(5)				
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	００		００	
	所得税額控除	(7)				
	外国税額控除	(8)				
	使途秘匿金額に対する税額	(9)				
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)				
	リース特別控除取戻税額	(11)				
	法人税額((6)+(7)+(8)－(9)－(10)－(11))	(12)				
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)				
	差引法人税額((12)－(13))	(14)				
還付金額((14)×(2)／(5))		(15)				

請求期限	平成　年　月　日	確定申告書提出年月日	平成　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等

1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行　本店・支店
金庫・組合　出張所
＿＿＿漁協・農協　＿＿＿本所・支所
＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿

2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿

3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等　＿＿＿＿＿＿

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2　法人税法第144条の13第９項又は第10項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印

（規格Ａ４）

28.06

（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（117　欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用））	（117　欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用））
欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等	（新　設）

1　この請求書は、外国法人が平成 28 年４月１日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。

なお、平成 28 年４月１日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）第３条の規定による改正前の法人税法が適用されますので、当該欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合は、この請求書ではなく、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を使用してください（平成 26 年法律第 10 号改正法附則第 33 条）。

(1)　法人税法（以下「法」といいます。）第 144 条の 13 第１項又は第２項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注)　法第 144 条の 13 第１項及び第２項の規定は、平成４年４月１日から平成 30 年３月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、①又は②の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。

①　次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）

イ　普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの（次の(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）を除きます。）。

(ｲ)　大法人（次に掲げる法人をいい、以下(ﾛ)までにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(i)　資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人

(ii)　相互会社等

(iii)　法第４条の７に規定する受託法人

(ﾛ)　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ロ　人格のない社団

②　平成22年10月１日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平成 22 法律第６号改正法附則第 93 条）

(2)　法第 144 条の 13 第９項又は第 10 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解　散（適格合併による解散を除きます。）

ロ　事業の全部の譲渡

ハ　更生手続の開始

ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限ります。）

ホ　再生手続開始の決定

2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の６第１項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。

(1)　法第 144 条の 13 第１項又は第２項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

(2)　法第 144 条の 13 第９項又は第 10 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後１年以内

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※」欄は、記載しないでください。

(2)　「請求金額」の各欄

イ　「法第 144 条の 13 第１項第１号」欄には、法第 141 条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

ロ　「法第 144 条の 13 第１項第２号又は第２項」欄には、法第 141 条第１号ロ又は法第 141 条第２号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

(3)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

改　　正　　後	改　　正　　前
（117　欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用））	（117　欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用））
イ　「欠損金額(１)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。 ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(２)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 （注）欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。 (4)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ　「所得金額(３)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。 ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。 (5)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ　「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。 ハ　「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ニ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第３章第５節の２（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ　「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。 ヘ　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (6)　「還付金額(15)」欄には、$\left\{ (14) \times \frac{(2)}{(5)} \right\}$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (7)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（新　設）

改　正　後

（125　不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書）

（廃　止）

改　正　前

（125　不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書）

税務署受付印

不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

(フリガナ) 法人名等		
納税地	〒 電話(　　)　－	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞	

平成27年改正前の租税特別措置法施行規則第22条の19第5項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

特定合併に係る被合併法人	(フリガナ) 法人名等		特定合併年月日	年　月　日
	納税地	〒　(　局　署) 電話(　　)　－	特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額	円
	(フリガナ) 代表者氏名	㊞		

特定合併により移転を受けた土地等及び土地等信託受益権の明細				
資産の明細	資産の種類	所在地	面積	合併時価額
合計				

その他参考となるべき事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

27.06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（125　不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書）	（125　不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書）
（廃　止）	**不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、租税特別措置法第 67 条の 15 第１項に規定する投資法人が平成 27 年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措置法規則」といいます。）第 22 条の 19 第６項に規定する不動産投資法人であるときに、旧措置法規則第 22 条の 19 第５項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、旧措置法規則第 22 条の 19 第５項の規定の適用を受けようとする投資法人が、控除済負ののれんの発生益の額が生ずる起因となった合併（以下「特定合併」といいます。）の日を含む事業年度終了の日の翌日から２月以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。 3　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)　「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」の各欄には、旧措置法規則第 22 条の 19 第５項の規定の適用を受けようとする投資法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。 (2)　「特定合併に係る被合併法人」の各欄には、特定合併に係る被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。 (3)　「特定合併年月日」欄には、特定合併の年月日を記載してください。 (4)　「特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額」欄には、特定合併に係る旧措置法規則第 22 条の 19 第４項に規定する控除済負ののれんの発生益の額を記載してください。 (5)　「特定合併により移転を受けた土地等、土地等信託受益権又は信託財産の明細」の各欄 イ　「資産の明細」欄には、物件の名称等を記載してください。 ロ　「資産の種類」欄には、土地等信託受益権の信託財産の資産の種類を記載してください。 ハ　「所在地」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の所在地を記載してください。 ニ　「面積」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の面積を記載してください。 ホ　「合併時価額」欄には、土地等又は土地等信託受益権の特定合併の時における価額を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供）	（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供） （新　設）

特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供　（初葉）

平成　年　月　日

税務署長殿

□内国法人　□外国法人

納税地　〒　電話（　）　－

本店又は主たる事務所の所在地　〒

（フリガナ）

法人名

法人番号

（フリガナ）

代表者氏名

提供内容　次のとおり
- □① 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項　（□修正）
- □② 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等　（□修正）
- □③ 国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等　（□修正）
- □④ 事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等　（□修正）

を提供します。

提供対象の最終親会計年度　自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日

最終親会社等

国別報告事項の提供者の属性　□最終親会社等　□代理親会社等　□その他

最終親会社等
- （フリガナ）
- 名称
- 納税地
- 本店又は主たる事務所の所在地　（所在国：　）
- 法人番号
- 代表者氏名

代理親会社等
- （フリガナ）
- 名称
- 納税地
- 本店又は主たる事務所の所在地　（所在国：　）
- 法人番号
- 代表者氏名

提供義務者が複数ある場合における代表提供者
- （フリガナ）
- 名称
- 納税地
- 本店又は主たる事務所の所在地　（所在国：　）
- 法人番号
- 代表者氏名

税理士署名

28.06

改　　正　　後	改　　正　　前
（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供）	（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供）
	（新　設）

特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項
兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の
提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供　（次葉）

国別報告事項の場合における代表提供者	（フリガナ）	
	名称	
	納税地	
	本店又は主たる事務所の所在地	（所在国：　　）
	法人番号	
	代表者氏名	
事業概況報告事項の場合における代表提供者	（フリガナ）	
	名称	
	納税地	
	本店又は主たる事務所の所在地	（所在国：　　）
	法人番号	
	代表者氏名	

改　　正　　後	改　　正　　前
（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供）	（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供）
最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）	（新　設）

提供内容	□ 最終親会社等届出事項 □ 国別報告事項 □ 事業概況報告事項		の提供義務者が複数ある場合における代表提供者以外の内国法人及び恒久的施設を有する外国法人は次のとおりです。				
	法人区分		法人名	本店又は主たる事務所の所在地	恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地	代表者氏名	法人番号
	内国法人	外国法人					
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

28.05

改　　正　　後	改　　正　　前
（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供） 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項等の記載要領 1　この様式（初葉及び次葉）は次に掲げる情報を提供する場合に使用するものです。提供する内容に応じ、「提供内容」欄の該当する□にレ印を付してください（同時に複数の情報を提供する場合には、該当する全ての□にレ印を付してください。）。 なお、既に提供した内容を修正する場合には、「修正」の□にレ印を付してください。 ①　租税特別措置法第66条の４の４第５項（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）の規定により最終親会社等届出事項（同項に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。）の提供が義務付けられている特定多国籍企業グループ（同条第４項第３号に規定する特定多国籍企業グループをいいます。以下同じです。）に係る最終親会社等（同条第４項第５号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。）の情報（最終親会社等が代理親会社等（同条第４項第６号に規定する代理親会社等をいいます。以下同じです。）を指定した場合には、代理親会社等の情報を含みます。） ②　租税特別措置法第 66 条の４の４第６項に規定する最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合においてこれらの提供義務者を代表して最終親会社等届出事項を提供する法人等の情報 ③　租税特別措置法第66条の４の４第３項に規定する国別報告事項（同条第１項に規定する国別報告事項をいいます。以下同じです。）の提供義務者が複数ある場合においてこれらの提供義務者を代表して国別報告事項を提供する法人等の情報 ④　租税特別措置法第66条の４の５第２項（特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供）に規定する事業概況報告事項（同条第１項に規定する事業概況報告事項をいいます。以下同じです。）の提供義務者が複数ある場合においてこれらの提供義務者を代表して事業概況報告事項を提供する法人等の情報 ※１　特定多国籍企業グループの構成会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第４号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。）である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人は、例えば、その最終親会社等が外国に所在し、その居住地国（同条第４項第８号に規定する居住地国をいいます。）において、国別報告事項に相当する事項の提供が免除されている場合であっても、最終親会社等届出事項を提供する必要があります。 ※２　②、③及び④の情報を提供した場合には、提供義務者を代表して提供する法人以外の法人はそれぞれ、最終親会社等届出事項（②の情報を提供した場合）、国別報告事項（③の情報を提供した場合）及び事業概況報告事項（④の情報を提供した場合）を提供する必要はありません。 2　この届出事項は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して、それぞれ次に掲げる場合に応じて、各期限までに提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。 ⑴　１①又は②についての情報を提供する場合 最終親会計年度（租税特別措置法第66条の４の４第４項第７号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。）の終了の日まで ⑵　１③又は④についての情報を提供する場合 最終親会計年度の終了の日の翌日から１年以内	（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供） ※　⑴の情報を提供する際に、⑵の情報を同時に提供することができます。 3　各欄は、次により記載してください。 ⑴　「内国法人・外国法人」欄には、この届出事項の提供者が該当する□にレ印を付してください。 提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には「外国法人」の□にレ印を付してください。 ⑵　「納税地」欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次の所在地を記載してください。 イ　内国法人　その本店又は主たる事務所の所在地 ロ　恒久的施設を有する外国法人　恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地 ※　国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。 ⑶　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 なお、提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 ⑷　「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）。 ⑸　提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 ⑹　「提供対象の最終親会計年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください。 ⑺　「最終親会社等届出事項」の各欄 イ　「国別報告事項の提供者の属性」欄には、国別報告事項の提供者が該当する□にレ印を付してください。 なお、国別報告事項の提供者が、最終親会社等及び代理親会社等に該当しない場合には「その他」の□にレ印を付してください。 ロ　「最終親会社等」の各欄には、最終親会社等の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、最終親会社等が外国法人である場合、「納税地」欄の記載は不要であり、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び所在国を記載してください。 ハ　国別報告事項の提供者が代理親会社等である場合には、「最終親会社等」の各欄を記載するとともに、「代理親会社等」の各欄に代理親会社等の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、代理親会社等が外国法人である場合、「納税地」欄の記載は不要であり、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ支配されている場所の所在地及び所在国を記載してください。	（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供） ニ　「提供義務者が複数ある場合における代表提供者」の各欄は、１②の情報を提供する場合に記載してください。当該各欄には最終親会社等届出事項を代表して提供する法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、代表して提供する法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「納税地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載し、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地及びその所在国を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 ⑻　「国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者」の各欄は、１③の情報を提供する場合に記載してください。当該各欄には国別報告事項を代表して提供する法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、代表して提供する法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「納税地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載し、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地及びその所在国を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 ⑼　「事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者」の各欄は、１④の情報を提供する場合に記載してください。当該各欄には事業概況報告事項を代表して提供する法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、代表して提供する法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「納税地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載し、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地及びその所在国を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 ⑽　１②、③及び④の情報を提供する場合には、「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」を併せて使用し、各届出（報告）事項の提供を要しないこととされる法人の情報を提供してください。 ⑾　「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」は、次により記載してください。記載に当たっては、１②、③及び④の情報を提供することによりその提供を要しないこととされる法人を全て記載していただく必要があります。 イ　「提供内容」欄は、提供する内容に応じ該当する□にレ印を付してください。該当する全ての□にレ印を付して複数の情報を同時に提供することができますが、提供する情報が同一である場合に限ります。 ロ　「法人区分」欄は、各届出（報告）事項の提供を要しないこととされる法人が該当する欄に〇印を記載してください。	（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供） なお、当該法人が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「外国法人」に〇印を記載してください。 ハ　内国法人に係る情報を記載する場合には、「恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地」欄の記載は不要です。 ニ　恒久的施設を有する外国法人に係る情報を記載する場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「恒久的施設を通じて行う事業に係る主たる事務所等の所在地」欄に恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を記載してください。また、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載し、「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）。	（128　特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（129　特定多国籍企業グループに係る国別報告事項）	（129　特定多国籍企業グループに係る国別報告事項）
特定多国籍企業グループに係る国別報告事項 平成　年　月　日 税務署長殿 納税地　〒　電話（　）　－ 本店又は主たる事務所の所在地　〒 （フリガナ） 法人名 法人番号 （フリガナ） 代表者氏名 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項を提供します。 提供対象の最終親会計年度　自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日 提供者の属性　□最終親会社等　□代理親会社等　□その他 （提供者が最終親会社等以外の場合）最終親会社等 （フリガナ） 名称 本店若しくは主たる事務所の所在地又はその事業が管理され、かつ支配されている場所の所在地　（所在国：　） 法人番号 代表者氏名 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日　平成　年　月　日 税理士署名 28.06	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（129　特定多国籍企業グループに係る国別報告事項） 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の記載要領 1　この様式は、租税特別措置法第66条の４の４（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループ（同条第４項第３号に規定する特定多国籍企業グループをいいます。）に係る国別報告事項（同条第１項に規定する国別報告事項をいいます。以下同じです。）を提供する場合に使用するものです。 2　この国別報告事項は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して、最終親会計年度（租税特別措置法第66条の４の４第４項第７号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。）の終了の日の翌日から１年以内に、提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。 3　各欄は、次により記載してください。 ⑴　「納税地」欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次の所在地を記載してください。 イ　内国法人　その本店又は主たる事務所の所在地 ロ　恒久的施設を有する外国法人　恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地 ※　国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。 ⑵　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 なお、提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 ⑶　「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）。 ⑷　提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 ⑸　「提供対象の最終親会計年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください。 ⑹　「提供者の属性」欄には、国別報告事項の提供者が該当する□にレ印を付してください。 なお、租税特別措置法第66条の４の４第２項の規定に基づき、最終親会社等（同条第４項第５号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。）及び代理親会社等（同条第４項第６号に規定する代理親会社等をいいます。）に該当しない内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が国別報告事項の提供を行う場合には「その他」の□にレ印を付してください。 ⑺　「（提供者が最終親会社等以外の場合）最終親会社等」の欄は、次により記載してください。 イ　国別報告事項の提供者が最終親会社等である場合、記載は不要です。 ロ　国別報告事項の提供者が最終親会社等でない場合には、外国に所在する最終親会社等の名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び所在国、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）並びに代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 ⑻　「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日」欄には、この様式により国別報告事項の提供を行う最終親会計年度に係る最終親会社等届出事項（租税特別措置法第66条の４の４第５項に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。）	（129　特定多国籍企業グループに係る国別報告事項） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（129　特定多国籍企業グループに係る国別報告事項）	（129　特定多国籍企業グループに係る国別報告事項）
の提供を行った日付を記載してください（提供した内容を修正した場合には、最後に提供を行った日付を記載してください。）。 なお、当該最終親会社等届出事項が未提供である場合には、速やかに提供してください。 ⑼　国別報告事項を提供しなければならないこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して国別報告事項を提供する場合は、「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供」及び「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」を提供してください。 ⑽　この様式には、租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 の４第１項（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する事項を記載した次の書類を添付してください。また、添付書類は同条第４項の規定に基づき英語により記載してください。 表１　居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要 表２　居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧 表３　追加情報	（新　設）

改正前

（130　国別報告事項）

（新　設）

改正後

（130　国別報告事項）

国別報告事項

Country-by-Country Report

表１　居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要

Table 1. Overview of allocation of income, taxes and business activities by tax jurisdiction

多国籍企業グループ名　Name of the MNE group :
対象事業年度　Fiscal year concerned :
使用通貨　Currency used :

居住地国等 Tax Jurisdiction	収入金額 Revenues			税引前当期利益（損失）の額 Profit (Loss) before Income Tax	納付税額 Income Tax Paid (on Cash Basis)	発生税額 Income Tax Accrued - Current Year	資本金の額 Stated Capital	利益剰余金の額 Accumulated Earnings	従業員の数 Number of Employees	有形資産（現金及び現金同等物を除く）の額 Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents
	非関連者 Unrelated Party	関連者 Related Party	合計 Total							

28.06

改　　正　　後	改　　正　　前
（130　国別報告事項）	（130　国別報告事項）
	（新　設）

表２　居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧

Table 2. List of all the Constituent Entities of the MNE group included in each aggregation per tax jurisdiction

多国籍企業グループ名　Name of the MNE group： 対象事業年度　Fiscal year concerned： 主要な事業活動　Main business activity (ies)													
居住地国等における構成会社等 Constituent Entities Resident in the Tax Jurisdiction	居住地国等が構成会社等の所在地と異なる場合の当該居住地国等 Tax Jurisdiction of Organisation or Incorporation if Different from Tax Jurisdiction of Residence	研究開発 Research and Development	自己所有又は管理する知的財産 Holding or Managing Intellectual Property	購買又は調達 Purchasing or Procurement	製造又は生産 Manufacturing or Production	販売、マーケティング又は流通 Sales, Marketing or Distribution	管理、専門又はサポート・サービス Administrative, Management or Support Services	関連当事者以外への役務提供 Provision of Services to Unrelated Parties	企業グループ内金融 Internal Group Finance	規制金融サービス Regulated Financial Services	保険 Insurance	株式その他持分の保有 Holding Shares or Other Equity Instruments	休眠会社 Dormant	その他 Other[1]
1.														
2.														
3.														
1.														
2.														
3.														

[1]構成会社等の事業活動の性質について、「追加情報」の欄に記載してください。
Please specify the nature of the activity of the Constituent Entity in the "Additional Information" section.

改正前

（130　国別報告事項）

（新　設）

改正後

（130　国別報告事項）

表３　追加情報

Table 3. Additional Information

多国籍企業グループ名	Name of the MNE group ：
対象事業年度	Fiscal year concerned ：

（必要と考えられる追加の情報や国別報告事項に記載された情報への理解を円滑にする説明等を英語で記載してください。）

Please include any further breif information or explanation you consider necessary or that would facilitate the understanding of the compulsory information provided in the Country-by-Country Report.

改　　正　　後	改　　正　　前
（130　国別報告事項）	（130　国別報告事項）
国別報告事項（表１～表３）の記載要領	（新　設）
表１　居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要 ⑴　居住地国等に記載する情報の範囲 表１には、特定多国籍企業グループ（租税特別措置法第66条の４の４第４項第３号（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループをいいます。以下同じです。）の構成会社等（同項第４号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。）の居住地国（同項第８号に規定する居住地国をいいます。以下同じです。）（居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係る恒久的施設又はこれに相当するもの（以下「PE」といいます。）を通じて事業が行われる場合には、当該国又は地域を含みます。以下「居住地国等」といいます。）ごとに当該構成会社等の情報を記載します。 構成会社等とは、次の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。以下同じです。）をいいます。 ①　企業グループ（租税特別措置法第66条の４の４第４項第１号に規定する企業グループをいいます。以下同じです。）の連結財務諸表（同号に規定する連結財務諸表をいいます。以下同じです。）にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等 ※　連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載されるかどうかの判断は、最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。）が採用する会計処理の基準に従い行ってください。例えば、連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」といいます。）に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結子会社（連結財務諸表規則第２条第４号（定義）に規定する連結子会社をいいます。以下同じです。）が構成会社等となります。ただし、有効な支配従属関係が存在しないと認められ、子会社（同条第３号に規定する子会社をいいます。以下同じです。）に該当しないとされているもの（例：更生会社、破産会社）及び関連会社（同条第７号に規定する関連会社をいいます。以下同じです。）は構成会社等に該当しません。また、最終親会計年度（租税特別措置法第66条の４の４第４項第７号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。）において特定多国籍企業グループから離脱した会社等は構成会社等に該当しません。 ②　企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限ります。） ※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結財務諸表規則第５条第２項（連結の範囲）の規定により連結の範囲から除かれた子会社が該当します。 ③　企業グループにおける支配会社等（その企業グループの会社等のうちその企業グループ	

改　　正　　後	改　　正　　前
（130　国別報告事項）	（130　国別報告事項）
の他の会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該他の会社等の意思決定機関を支配しているもの（以下「親会社等」といいます。）であってその親会社等がないものをいいます。④において同じです。）の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等 ※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結子会社に該当することとなる子会社が構成会社等となります。ただし、有効な支配従属関係が存在しないと認められ、子会社に該当しないこととなるもの（例：更生会社、破産会社）及び関連会社となる会社等は構成会社等に該当しません。 ④　企業グループにおける支配会社等の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限ります。） ※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結財務諸表規則第５条第２項の規定により連結の範囲から除かれることとなる子会社は構成会社等となります。 なお、構成会社等の居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係るPEを通じて事業が行われる場合、当該PEに関する情報については当該PEが所在する国又は地域に記載します。PEを通じて事業が行われるかどうかは、PEを通じて行われる事業から生ずる所得に対し、当該PEが所在する国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税があるかどうかで判定してください。当該PEが所在する国又は地域において法人税に相当する税がない場合には、原則どおり当該PEを通じて事業が行われるかどうかで判定してください。 ⑵　使用する財務諸表等 イ　国別報告事項（租税特別措置法第66条の４の４第１項に規定する国別報告事項をいいます。以下同じです。）の作成に当たっては、構成会社等の財務諸表、最終親会社等の連結パッケージ（連結財務諸表を作成するための一連の基礎資料）及び内部管理会計のデータ（以下「財務諸表等」といいます。）のうちいずれかを使用することができます。 なお、財務諸表等のうち選択したものを「表３　追加情報」に記載し、毎期継続して使用してください。 ロ　国別報告事項に記載する収入金額、税引前当期利益（損失）の額、納付税額及び発生税額については、居住地国等ごとに記載した額の合計額が連結財務諸表に記載した額と一致しなくても差し支えありません。 ハ　構成会社等の財務諸表等に記載した金額を国別報告事項の各欄に記載する場合、当該財務諸表等の会計年度における電信売買相場の仲値（法人税基本通達13の２－１－２（外貨建取引及び発生時換算法の円換算）に定める電信売買相場の仲値をいう。）又は電信買相場（同通達13の２－１－２に定める電信買相場をいう。）の平均値により、最終親会社等の連結財	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（130　国別報告事項）	（130　国別報告事項）
務諸表において表示される通貨に換算してください。 ニ　構成会社等の居住地国等の会計基準の適用から生ずる差異を調整する必要はありません ホ　構成会社等の会計年度が最終親会計年度と異なる場合において、当該構成会社等の会計年度が当該最終親会計年度の終了日前１年以内に終了するときは、当該構成会社等の会計年度に係る財務諸表等の情報を使用することができます。 ヘ　最終親会社等の連結パッケージから作成する場合、連結財務諸表を作成するに当たって使用する為替相場を使用して差し支えありません。また、会計年度が 12 か月でない場合に、12 か月を基準とした数値となるように調整する必要はありません。 ⑶　多国籍企業グループ名 「多国籍企業グループ名」欄には、特定多国籍企業グループの最終親会社等の名称を記載してください（表２及び表３において同じです。）。 ⑷　対象事業年度 「対象事業年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください（表２及び表３において同じです。）。 ⑸　使用通貨 「使用通貨」欄には、最終親会社等の連結財務諸表において表示されている通貨を記載してください（連結財務諸表を作成するとしたならば、表示されることとなる通貨を含みます。） ⑹　居住地国等 「居住地国等」欄には、特定多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の名称及び当該構成会社等の居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係る PE を通じて事業が行われる場合における当該国又は地域の名称を全て記載してください。 なお、PE を通じて事業が行われるかどうかは、⑴と同様に判定してください。 居住地国とは、次に掲げる会社等の区分に応じてそれぞれ次の国又は地域をいいます。 イ　外国の法令において、当該外国に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、法人税に相当する税を課されるものとされている会社等（ハに掲げる会社等を除きます。）　当該外国 ロ　外国に本店又は主たる事務所を有する会社等（イに掲げる会社等を除きます。）　当該外国 ハ　日本国内に本店又は主たる事務所を有する会社等　日本 ⑺　収入金額 「収入金額」の各欄には、売上高のほか、受取利息及び有価証券利息、受取配当金（他の構成会社等から受領した配当金を除きます。）、有価証券売却益、為替差益、引当金戻入益、持分法による投資利益、固定資産売却益、負ののれん発生益などの科目により財務諸表等に記載される全ての収益の額の合計額を居住地国等ごとに記載してください。 ※　有価証券及び固定資産の売却取引等については、当該取引から生ずる売却益を財務諸表等に計上している場合には当該売却益を収入金額とします。売却益と売却損を別建てで計上している場合には売却損を売却益から控除しませんが、売却益と売却損を相殺して売却益を計上している場合には相殺後の売却益を収入金額とします。 イ　非関連者	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（130　国別報告事項）	（130　国別報告事項）
「非関連者」欄には、他の構成会社等との取引以外の取引から生ずる特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の収入金額を居住地国等ごとに合計した額を記載してください ロ　関連者 「関連者」欄には、他の構成会社等との取引から生ずる特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の収入金額を居住地国等ごとに合計した額を記載してください。 ハ　合計 「合計」欄には、上記イ及びロの合計額を記載してください。 ※　⑺～⑿及び⒁に共通する留意事項 金額は小数点及びコンマを付さない整数の最小単位（１円、１ドル等）としてください。 なお、百万円単位で記載する場合、当該単位未満は全て０を記載してください。 （例）12億３千４百万円の場合　1234000000円 ⑻　税引前当期利益（損失）の額 「税引前当期利益（損失）の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の税引前当期利益（損失）の合計額を居住地国等ごとに記載してください。 なお、税引前当期利益（損失）の額には、特別損益を含みます。 ※　⑺の収入金額には他の構成会社等からの受取配当金を含みませんが、財務諸表等の税引前当期利益（損失）に他の構成会社等からの配当を含めているときは、⑻の税引前当期利益（損失）の額にはその受取配当金を含めて記載します。 ⑼　納付税額 「納付税額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等が対象会計年度中に実際に納付した所得に対する国税及び地方税（例：法人税、法人住民税、法人事業税）の合計額（対象会計年度以前の会計年度に係る追徴税額を含みます。）を居住地国等ごとに記載してください。また、対象会計年度中に還付された国税及び地方税を収入に計上している場合には、その還付金を納付税額と相殺する必要はありませんが、還付金と納付税額を相殺して財務諸表等に計上している場合は、相殺後の納付税額を記載します。 なお、納付税額には、構成会社等が直接納付した税額（例：前期確定分、当期中間分）だけでなく、他の者が当該構成会社等への支払に係る所得税を源泉徴収して納付した税額を含みます。 例えば、居住地国Ａの構成会社等であるａ社が、Ｂ国の構成会社等であるｂ社へ金銭等の貸付けを行い、ｂ社がａ社に対する支払利息に係る所得税を源泉徴収してＢ国で納付した場合には、当該所得税の額は居住地国Ａの欄に記載します。 ⑽　発生税額 「発生税額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度の帳簿上の所得に係る国税及び地方税の発生税額（例：当期中間分、未払の当期確定分）の合計額を居住地国等ごとに記載してください。発生税額には、対象会計年度に係る発生税額のみを記載し、繰延税金資産や繰延税金負債及び対象会計年度以前の会計年度に係る追徴税額を含みません。また、対象会計年度に係る国税及び地方税の還付金を収入に計上している場合には、当該還付金を納付税額と相殺する必要はありませんが、還付金と納付税額を相殺して財務諸表等に計上している場合は、相殺後の納付税額を記載します。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（130　国別報告事項）	（130　国別報告事項）
⑾　資本金の額 「資本金の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度末の資本金の額又は出資金の額の合計額を居住地国等ごとに記載してください。PE については、居住地国等の規制により資本要件が定められている場合には、PE に配賦される資本金の額又は出資金の額を PE の所在する国又は地域に記載し、居住地国等の規制により資本要件が定められていない場合には、PE が属する構成会社等の居住地国に記載してください。 なお、資本金の額又は出資金の額には資本剰余金の額は含めません。 ⑿　利益剰余金の額 「利益剰余金の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度末の利益剰余金の合計額を居住地国等ごとに記載してください。 ⒀　従業員の数 「従業員の数」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等のフルタイムに相当する従業員総数を居住地国等ごとに記載してください。従業員の数については、対象会計年度末や対象会計年度平均の従業員数又はこれらに類する基準に基づき記載してください。また、構成会社等の通常の業務に従事する外部職員（独立請負人）も従業員数に含めることができます。居住地国等の間の従業員数の配分を著しく歪めない場合には、四捨五入した数若しくは概数又は有価証券報告書に記載している従業員数を基礎として計算した各居住地国等の従業員数を記載しても差し支えありません。ただし、従業員数の報告方法は毎期継続して使用してください。 ⒁　有形資産（現金及び現金同等物を除く）の額 「有形資産（現金及び現金同等物を除く）の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の有形資産の額の合計額を居住地国等ごとに記載してください。PE の資産については、PE の所在する国又は地域の「居住地国等」欄に含めて記載してください。この有形資産には、現金、現金同等物、無形資産及び金融資産（現金及び現金同等物を除く。）は含みません。 なお、例えば特定多国籍企業グループが連結財務諸表規則に従い、連結貸借対照表を作成する場合には、たな卸資産、有形固定資産（取得価額から減価償却累計額を差し引いた残額）及び投資不動産の合計額を記載します。 表２　居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧 ⑴　居住地国等 「居住地国等」欄には、表１に記載した居住地国等の名称を記載してください。 ⑵　居住地国等に所在する構成会社等及び PE 「居住地国等に所在する構成会社等」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の名称を居住地国等ごとに記載してください。 PE については、PE が所在する国又は地域において当該 PE を通じて事業が行われる場合、当該 PE に関する情報を当該 PE が所在する国又は地域の「居住地国等」欄に記載します。 PE を通じて事業が行われるかどうかについては、表１⑴と同様に判定してください。 なお、PE の名称には、当該 PE を有する構成会社等の名称も記載してください（例：○○ Corp－△△ branch）。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（130　国別報告事項） ⑶　居住地国等が構成会社等の所在地と異なる場合の居住地国等 「居住地国等が構成会社等の所在地と異なる場合の居住地国等」欄には、構成会社等の本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と当該構成会社等の設立された国又は地域が異なる場合、当該設立された国又は地域を記載してください。 ⑷　主要な事業活動 「主要な事業活動」欄には、居住地国等ごとに、構成会社等が行う主要な事業活動の性質について、該当箇所（１つ以上）にチェックを入れてください。「その他」欄にチェックを入れた場合には、当該構成会社等の事業活動の性質を「表３　追加情報」に明示してください。 ※　規制金融サービスとは、例えば、銀行業、証券業をいいます。 表３　追加情報 表１及び表２の追加情報や説明等を英語で記載してください。使用する財務諸表等の種類が対象会計年度以前の会計年度と異なる場合には、その理由及び使用した財務諸表等を記載してください。 （その他の留意事項） 表１、表２及び表３に掲げる情報は国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）で提供する必要があります。e-Tax で提供する際には、構成会社等の納税者番号（TIN：Tax Identification Number。構成会社等である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が法人番号（13桁）を有しているときは当該法人番号）が必要です。	（130　国別報告事項） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項）	（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項）
特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項 平成　年　月　日 税務署長殿 提出者　〒　電話（　）　－ 本店又は主たる事務所の所在地　〒 （フリガナ） 法人名 法人番号 （フリガナ） 代表者氏名 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供します。 提供対象の最終親会計年度　自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日 （提供者が最終親会社等以外の場合）最終親会社等 （フリガナ） 名称 納税地 本店又は主たる事務所の所在地 最終親会社等が外国法人の場合 （所在国：　） 法人番号 代表者氏名 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日　平成　年　月　日 税理士署名 28.06	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項）	（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項）
特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の記載要領	（新　設）
1　この様式は、租税特別措置法第66条の４の５（特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループ（同法第66条の４の４第４項第３号（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループをいいます。以下同じです。）に係る事業概況報告事項（同法第66条の４の５第１項に規定する事業概況報告事項をいいます。以下同じです。）を提供する場合に使用するものです。	
2　この事業概況報告事項は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して、最終親会計年度（租税特別措置法第66条の４の４第４項第７号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。）の終了の日の翌日から１年以内に、提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。	
3　各欄は、次により記載してください。	
⑴　「納税地」欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次の所在地を記載してください。 イ　内国法人　その本店又は主たる事務所の所在地 ロ　恒久的施設を有する外国法人　恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地 ※　国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。	
⑵　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 なお、提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。	
⑶　「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）。	
⑷　提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。	
⑸　「提供対象の最終親会計年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください。	
⑹　「（提供者が最終親会社等以外の場合）最終親会社等」の各欄は、次により記載してください。 イ　事業概況報告事項の提供者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。）である場合、記載は不要です。 ロ　事業概況報告事項の提供者が最終親会社等でない場合には、最終親会社等の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、最終親会社等が外国法人である場合、「納税地」欄の記載は不要であり、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び所在国を記載してください。	
⑺　「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日」欄には、この様式により事業概況報告事項の提供を行う最終親会計年度に係る最終親会社等届出事項（租税特	

改　　正　　後	改　　正　　前
（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項）	（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項）
別措置法第 66 条の４の４第５項に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。）の提供を行った日付を記載してください（提供した内容を修正した場合には、最後に提供を行った日付を記載してください。）。 なお、当該最終親会社等届出事項が未提供である場合には、速やかに提供してください。 ⑻　事業概況報告事項を提供しなければならないこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して事業概況報告事項を提供する場合は、「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供」及び「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」を提供してください。 ⑼　この様式には、租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 の５第１項（特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供）に規定する次の事項を記載した書類のイメージデータ（PDF 形式）を添付してください。 イ　特定多国籍企業グループの構成会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第４号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。）の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該構成会社等の間の関係を系統的に示した図 ロ　特定多国籍企業グループの構成会社等の事業等の概況として次に掲げる事項 (ｲ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等の売上、収入その他の収益の重要な源泉 (ﾛ) 当該特定多国籍企業グループの主要な５種類の商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係るサプライ・チェーン（消費者に至るまでの一連の流通プロセスをいいます。(ﾊ)において同じです。）の概要及び当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に関する地理的な市場の概要 (ﾊ) 当該特定多国籍企業グループの商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額のうちに当該合計額を商品若しくは製品又は役務の種類ごとに区分した金額の占める割合が 100 分の５を超える場合における当該超えることとなる商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係るサプライ・チェーンの概要及び当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に関する地理的な市場の概要（(ﾛ)に掲げる事項を除きます。） (ﾆ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる役務の提供（研究開発に係るものを除きます。(ﾆ)において同じです。）に関する重要な取決めの一覧表及び当該取決めの概要（当該役務の提供に係る対価の額の設定の方針の概要、当該役務の提供に係る費用の額の負担の方針の概要及び当該役務の提供が行われる主要な拠点の機能の概要を含みます。） (ﾎ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等が付加価値の創出において果たす主たる機能、負担する重要なリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいいます。）、使用する重要な資産その他当該構成会社等が付加価値の創出において果たす主要な役割の概要 (ﾍ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等に係る事業上の重要な合併、分割、事業の譲渡その他の行為の概要	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項）	（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項）
ハ　特定多国籍企業グループの無形固定資産その他の無形資産（以下「無形資産」といいます。）の研究開発、所有及び使用に関する包括的な戦略の概要並びに当該無形資産の研究開発の用に供する主要な施設の所在地及び当該研究開発を管理する場所の所在地 ニ　特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる取引において使用される重要な無形資産の一覧表及び当該無形資産を所有する当該構成会社等の一覧表 ホ　特定多国籍企業グループの構成会社等の間の無形資産の研究開発に要する費用の額の負担に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の主要な研究開発に係る役務の提供に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の使用の許諾に関する重要な取決めの一覧表その他当該構成会社等の間の無形資産に関する重要な取決めの一覧表 ヘ　特定多国籍企業グループの構成会社等の間の研究開発及び無形資産に関連する取引に係る対価の額の設定の方針の概要 ト　特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われた重要な無形資産（当該無形資産の持分を含みます。トにおいて同じです。）の移転に関係する当該構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該移転に係る無形資産の内容及び対価の額その他当該構成会社等の間で行われた当該移転の概要 チ　特定多国籍企業グループの構成会社等の資金の調達方法の概要（当該特定多国籍企業グループの構成会社等以外の者からの資金の調達に関する重要な取決めの概要を含みます。） リ　特定多国籍企業グループの構成会社等のうち当該特定多国籍企業グループに係る中心的な金融機能を果たすものの名称及び本店又は主たる事務所の所在地（当該構成会社等が設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称及び当該構成会社等の事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在する国又は地域の名称を含みます。） ヌ　特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる資金の貸借に係る対価の額の設定の方針の概要 ル　特定多国籍企業グループの連結財務諸表（租税特別措置法第66条の４の４第４項第１号に規定する連結財務諸表をいいます。以下同じです。）（連結財務諸表がない場合には、特定多国籍企業グループの財産及び損益の状況を明らかにした書類）に記載された損益及び財産の状況 ヲ　特定多国籍企業グループの居住地国（租税特別措置法第66条の４の４第４項第８号に規定する居住地国をいいます。以下同じです。）を異にする構成会社等の間で行われる取引に係る対価の額とすべき額の算定の方法その他当該構成会社等の間の所得の配分に関する事項につき当該特定多国籍企業グループの一の構成会社等の居住地国の権限ある当局のみによる確認がある場合における当該確認の概要 ワ　前各項目に掲げる事項について参考となるべき事項 ⑽　⑼イ～ワの記載に当たっては次の点に注意してください。 イ　⑼の構成会社等とは、次の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。以下同じです。）をいいます。 ①　企業グループ（租税特別措置法第66条の４の４第４項第１号に規定する企業グループをいいます。以下同じです。）の連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等 ※　連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載されるかどうかの判断は、	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項）	（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項）
最終親会社等が採用する会計処理の基準に従い行ってください。例えば、連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」といいます。）に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結子会社（連結財務諸表規則第２条第４号（定義）に規定する連結子会社をいいます。以下同じです。）が構成会社等となります。ただし、有効な支配従属関係が存在しないと認められ、子会社（同条第３号に規定する子会社をいいます。以下同じです。）に該当しないとされているもの（例：更生会社、破産会社）及び関連会社（同条第７号に規定する関連会社をいいます。以下同じです。）は構成会社等に該当しません。また、最終親会計年度において特定多国籍企業グループから離脱した会社等は構成会社等に該当しません。	
②　企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限ります。）	
※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結財務諸表規則第５条第２項（連結の範囲）の規定により連結の範囲から除かれた子会社が該当します。	
③　企業グループにおける支配会社等（その企業グループの会社等のうちその企業グループの他の会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該他の会社等の意思決定機関を支配しているもの（以下「親会社等」といいます。）であってその親会社等がないものをいいます。④において同じです。）の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等	
※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結子会社に該当することとなる子会社が構成会社等となります。ただし、有効な支配従属関係が存在しないと認められ、子会社に該当しないこととなるもの（例：更生会社、破産会社）及び関連会社となる会社等は構成会社等に該当しません。	
④　企業グループにおける支配会社等の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限ります。）	（新　設）
※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結財務諸表規則第５条第２項の規定により連結の範囲から除かれることとなる子会社は構成	

改　　正　　後	改　　正　　前
（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項） 会社等となります。 ロ　事業概況報告事項は、特定多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報を税務当局に提供することを目的としているため、詳細で網羅的な情報の提供が意図されているものではありません。ただし、⑼イについては、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の情報を記載してください。 ハ　事業概況報告事項の記載に当たっての重要性の判断については、独立企業間価格の算定における信頼性に影響があるか否かが基準となります。 ニ　事業概況報告事項は、租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 の５第２項（特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供）の規定に基づき日本語又は英語で記載してください。英語で記載されたものについては、必要に応じて日本語による翻訳文の提供を求める場合があります。 ホ　⑼イの「特定多国籍企業グループの構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該構成会社等の間の関係を系統的に示した図」とは、最終親会計年度末における出資関係（出資割合）を系統的に記載した図をいいます。当該図については、例えば、法人税法施行規則第 35 条第４号（確定申告書の添付書類）の規定により事業等の概況に関する書類の一部として作成する「当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図」（以下「出資関係図」といいます。）と同様のものを作成してください（⑼イの図に記載する構成会社等と、出資関係図に記載する法人の範囲は異なりますのでご注意ください。）。 なお、図に代えて一覧表の形式としても差し支えありません。 ヘ　⑼ロ(イ)の「当該特定多国籍企業グループの構成会社等の売上、収入その他の収益の重要な源泉」には、例えば、特定多国籍企業グループの売上、収入その他の収益の重要な源泉となる事業セグメント、主力商品、ビジネスモデル、経営方針、事業戦略、ブランド、技術・ノウハウなどの概要を記載してください。 ト　⑼ロ(ハ)の「当該特定多国籍企業グループの商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」とは、当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る連結財務諸表に計上された売上金額、収入金額その他の収益の合計額をいいます（特定多国籍企業グループが連結財務諸表を作成していない場合には、連結財務諸表を作成するとしたならば、当該連結財務諸表に計上されることとなる売上金額、収入金額その他の収益の合計額をいいます。）。 チ　事業概況報告事項に記載する無形資産は、法人税法施行令第 183 条第３項第１号イからハ（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）までに掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいいます。 リ　⑼ヲの確認とは、租税条約（法人税法第 139 条第１項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいいます。）の相手国等の権限ある当局との間の相互協議の合意を伴わない、事前確認（税務署長又は国税局長が、国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について確認をすることをいいます。以下同じです。）、外国の制度に基づく事前確認に相当する確認及びその他の税務ルーリングを含みます。	（131　特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（141　対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する届出書）	（141　対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する届出書）
（廃　止）	

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人
□□連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日
（連結）事業年度から　対外船舶運航事業を営む（連結）法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

認定を受けた日本船舶・船員確保計画に記載された計画期間	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
同上の計画について変更認定があった場合の変更後の計画期間	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
添付書類	1　海上運送法第35条第1項に規定する日本船舶・船員確保計画の写し 2　海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第3条第2項に規定する認定通知書の写し

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

21.06

改　　正　　後	改　　正　　前
（141　対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する届出書）	（141　対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する届出書）
（廃　止）	**対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による 収入金額の課税の特例に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第59条の２第１項又は措置法第68条の62の２第１項に規定する対外船舶運航事業を営む法人（又は連結法人）の日本船舶による収入金額の課税の特例の適用を受けようとする場合に使用してください。 　また、認定を受けた日本船舶・船員確保計画について、海上運送法第35条第４項の規定による変更の認定（当該認定により海上運送法第35条第３項第５号に掲げる基準に適合することとなったものに限ります。以下「変更認定」といいます。）があったことにより計画期間が変更された場合に、変更後の計画期間を届け出る場合にもこの届出書を使用してください。 2　この届出書は、その適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の前日までに提出してください。また、計画期間の変更を届け出る場合には、変更認定があった後、できるだけ速やかに提出してください。 3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 ⑴　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 ⑵　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 ⑶　「認定を受けた日本船舶・船員確保計画に記載された計画期間」欄には、海上運送法第35条第３項第５号に掲げる基準に適合するものとして同条第３項の認定を受けた同条第１項に規定する日本船舶・船員確保計画に記載された計画期間を記載してください。 　また、認定を受けた日本船舶・船員確保計画について、変更認定があったことにより計画期間が変更された場合には、変更後の計画期間を「同上の計画について変更認定があった場合の変更後の計画期間」欄に記載してください。 ⑷　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 ⑸　「※」欄は、記載しないでください。 5　届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。 ⑴　海上運送法第35条第１項に規定する日本船舶・船員確保計画の写し ※　変更後の計画期間を届け出る場合には、変更認定後の日本船舶・船員確保計画の写し ⑵　海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第３条第２項に規定する認定通知書の写し 6　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください

改　正　後

（147　適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書）

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入について

法人税法	第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項
	第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項
	第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項
法人税法施行令	第	条の	第	項、第	条の	第	項				
租税特別措置法	第	条の	第	項、第	条の	第	項、第	条の	第	項、第	条の　第　項
	第	条の	第	項、第	条の	第	項、第	条の	第	項、第	条の　第　項
附則	第	条	第	項							

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
添付書類		
（その他要記載事項）		
（その他参考となるべき事項）		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

28.06 改正

改　正　前

（142　適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書）

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入について

法人税法	第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項
	第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項
	第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項、第	条第	項
法人税法施行令	第	条の	第	項、第	条の	第	項				
租税特別措置法	第	条の	第	項、第	条の	第	項、第	条の	第	項、第	条の　第　項
	第	条の	第	項、第	条の	第	項、第	条の	第	項、第	条の　第　項
附則	第	条	第	項							

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
添付書類		
（その他要記載事項）		
（その他参考となるべき事項）		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　後

（147　適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書）

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第５項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の５第13項及び同法第57条の６第９項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第３項、第32条第３項及び第52条第７項若しくは法施行令第133条の２第３項及び第139条の４第８項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の６の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法３１③	２１の２	５５の５　⑧	２１の４
３２③	２１の３	６８の４４⑦	２２の４７
４２⑦	２４の３	（削　除）	２１の５
４４⑤	２４の６	５６　⑧	
４５⑦	２４の７	６８の４６⑦	２２の４８
４７⑦	２４の８	（削　除）	（削　除）
４８⑦	２４の１０	（削　除）	（削　除）
４９⑤	２４の１２	５７の３　⑧	２１の８
５０⑥	２５	６８の５３⑦	２２の５０
５２⑦	２５の６	５７の４　⑪	２１の１１②
５３⑤	２５の８	６８の５４⑨	２２の５５②
法施行令１３３の２③	２７の１８	５７の５　⑬	２１の１２②
１３９の４⑧	２８の３	６８の５５⑭	２２の５６②
		５７の６　⑨	２１の１３
※　読み替え規定有り（法施行令 155 の６①②）		６８の５６⑩	２２の５７
		５７の８　⑪	２１の１４②
		６８の５８⑩	２２の５８②
		５８　⑩	２１の１５⑦
		６８の６１⑨	２２の５９⑦

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。

4　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

(4)　「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（142　適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書）

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第５項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の５第13項及び同法第57条の６第９項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第３項及び第32条第３項若しくは法施行令第133条の２第３項及び第139条の４第８項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第７項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限ります。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の６の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法３１③	２１の２	５５の５　⑧	２１の４
３２③	２１の３	６８の４４⑦	２２の４７
４２⑦	２４の３	５５の６　⑧	２１の５
４４⑤	２４の６	（追　加）	
４５⑦	２４の７	６８の４６⑦	２２の４８
４７⑦	２４の８	５６　⑪	２１の７
４８⑦	２４の１０	６８の４８⑩	２２の４９
４９⑤	２４の１２	５７の３　⑧	２１の８
５０⑥	２５	６８の５３⑦	２２の５０
５２⑦	２５の６	５７の４　⑪	２１の１１②
５３⑤	２５の８	６８の５４⑨	２２の５５②
法施行令１３３の２③	２７の１８	５７の５　⑬	２１の１２②
１３９の４⑧	２８の３	６８の５５⑭	２２の５６②
		５７の６　⑨	２１の１３
※　読み替え規定有り（法施行令 155 の６①②）		６８の５６⑩	２２の５７
		５７の８　⑪	２１の１４②
		６８の５８⑩	２２の５８②
		５８　⑩	２１の１５⑦
		６８の６１⑨	２２の５９⑦

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。

4　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

(4)　「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（152　適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書）

税務署受付印

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

下記のとおり届け出ます。

届出者	納税地	〒 電話（　　）　—	
	（フリガナ） 法人名等		
	法人番号		
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
提出法人	□ 単体法人 法人税法第69条第12項又は平成26年改正前の法人税法第69条第6項 □ 連結親法人 法人税法第81条の15第6項		
	分割法人等の法人名		
	分割法人等の納税地	〒	
適格分割等の日	平成　年　月　日	分割法人等の代表者氏名	

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）	（フリガナ） 法人名等		※税務署処理欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　—		部門
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期
	事業種目	業		業種番号
				整理簿
				回付先

□ 親署 ⇒ 子署
□ 子署 ⇒ 調査課

（個別）国外所得金額

（連結）事業年度	各（連結）事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　：	円	円
：　：		
：　：		

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

（連結）事業年度	区分	各（連結）事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・　・	国税	円	円
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		

（個別）控除対象外国法人税の額

（連結）事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　：	円	円
：　：		
：　：		

添付書類（各欄の金額の明細書）	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

28.06 改正

改　正　前

（147　適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書）

税務署受付印

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

下記のとおり届け出ます。

届出者	納税地	〒 電話（　　）　—	
	（フリガナ） 法人名等		
	法人番号		
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
提出法人	□ 単体法人 法人税法第69条第6項 □ 連結親法人 法人税法第81条の15第6項		
	分割法人等の法人名		
	分割法人等の納税地	〒	
適格分割等の日	平成　年　月　日	分割法人等の代表者氏名	

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）	（フリガナ） 法人名等		※税務署処理欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　—		部門
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期
	事業種目	業		業種番号
				整理簿
				回付先

□ 親署 ⇒ 子署
□ 子署 ⇒ 調査課

（個別）国外所得金額

（連結）事業年度	各（連結）事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　：	円	円
：　：		
：　：		

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

（連結）事業年度	区分	各（連結）事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・　・	国税	円	円
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		

（個別）控除対象外国法人税の額

（連結）事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　：	円	円
：　：		
：　：		

添付書類（各欄の金額の明細書）	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　後

（152　適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書）

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第 11 項又は平成 26 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 69 条第５項の規定の適用を受けることについて、法第 69 条第 12 項又は旧法第 69 条第６項の規定により届け出る場合若しくは同法第 81 条の 15 第５項の規定の適用を受けることについて同条第６項の規定により届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後３月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 146 条第 11 項又は法令第 155 条の 34 第 11 項の規定の適用がある場合には４月以内）に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄は、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「国外所得金額」の各欄

イ　「事業年度」欄は、分割等前３年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。

ロ　「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。

ハ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。

(4)　「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄

イ　「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。

ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 146 条第６項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第６項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。

(5)　「控除対象外国法人税の額」の各欄

イ　「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。

ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 146 条第６項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第６項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。

4　この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。

5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

6　「※」欄は、記載しないでください。

7　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（147　適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書）

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第５項の規定の適用を受けることについて、同条第６項の規定により届け出る場合又は同法第 81 条の 15 第５項の規定の適用を受けることについて同条第６項の規定により届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後３月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 146 条第 11 項又は法令第 155 条の 34 第 11 項の規定の適用がある場合には４月以内）に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄は、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「国外所得金額」の各欄

イ　「事業年度」欄は、分割等前３年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。

ロ　「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。

ハ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。

(4)　「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄

イ　「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。

ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 146 条第６項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第６項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。

(5)　「控除対象外国法人税の額」の各欄

イ　「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。

ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 146 条第６項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第６項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。

4　この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。

5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

6　「※」欄は、記載しないでください。

7　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（173　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書）	（173　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書）
（廃　止）	税務署受付印 **分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書** ※整理番号 ※連ｸﾞﾙｰﾌﾟ整理番号 平成　年　月　日 税務署長殿 提出法人：□ 単体法人　□ 連結親法人 （フリガナ）法人名等 納税地　〒　電話（　）　－ （フリガナ）代表者氏名　㊞ 代表者住所　〒 事業種目　業 連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載） （フリガナ）法人名等 本店又は主たる事務所の所在地　〒　（　局　署）　電話（　）　－ （フリガナ）代表者氏名 代表者住所　〒 事業種目　業 ※税務署処理欄：整理番号／部門／決算期／業種番号／整理簿／回付先（□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課） 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、 平成27年改正前の租税特別措置法施行令（第29条の2第5項／第39条の61第5項）の規定により下記のとおり申請します。 記 分割承継法人等：法人名等／納税地等／代表者氏名 分割等の年月日　年　月　日 移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額　円 分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員：資産／人員　人 認定を受けようとする合理的な方法 （その他参考となるべき事項） 添付書類 税理士署名押印　㊞ ※税務署処理欄：部門／決算期／業種番号／整理簿／備考／通信日付印／年月日／確認印 （規格A4） 27.06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（173　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書）	（173　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書）
（廃　止）	**分割等による移転支援事業所取引金額の 合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等** 1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における平成27年改正前の租税特別措置法施行令第29条の２第２項又は第39条の61第２項の金額の計算方法について、第29条の２第５項又は第39条の61第５項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。 2　この申請書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載します。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 (4)「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (5)「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が平成27年改正前の租税特別措置法施行規則第20条の18第２項第５号又は第22条の39第２項第６号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。 (6)「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「※」欄は、記載しないでください。 5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。 6　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 ○　「分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書」の提出 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転支援事業所取引金額の合計額に基づいて、平成27年改正前の租税特別措置法施行令第29条の２第５項又は第39条の61第５項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書」を分割等の日以後２月以内に提出する必要があります。

改　　正　　後	改　　正　　前
（174　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書）	（174　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書）
（廃　止）	法第　　号 平成　　年　　月　　日 納税地 法人名等 代表者名　　殿 税務署長 財務事務官　　㊞ **分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書** 貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。 記 申請の対象が連結子法人の場合　対象法人名等 認定した計算方法 （処分の理由） （注）この通知は、分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法を認定したものです。 なお、当該計算方法により算定した移転支援事業所取引金額の合計額に基づいて、平成27年改正前の租税特別措置法施行令第29条の2第5項又は第39条の61第5項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。 この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。 （規格A4）

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（174　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書）	（174　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書）
（廃　止）	**不服申立て等について** **【不服申立てについて】** ○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 **【取消しの訴えについて】** ○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。 ○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。 ○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改　　正　　後	改　　正　　前
（174　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書）	（174　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書）
（廃　止）	**不服申立て等について** **【不服申立てについて】** ○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 **【取消しの訴えについて】** ○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。 ○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。 ○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改　　正　　後	改　　正　　前
（174　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書）	（174　分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書）
（廃　止）	**分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書** **1　使用目的** 「分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。 **2　記載要領** **項　目**：**内　容** 申請の対象が連結子法人の場合：対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。 処分の理由：申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。 調査担当者：「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。 教　示：処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 **3　送付に当たっての留意事項** この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 **4　留意事項** ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（175　分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書）	（175　分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書）
（廃　止）	

税務署受付印

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連絡カード番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□単体法人　□連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分について

平成27年改正前の租税特別措置法施行令 〔第29条の2第5項 / 第39条の61第5項〕 の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日

分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額	支援事業所取引金額の合計額	平　・　・ 平　・　・	円
	移転支援事業所取引金額の合計額	平　・　・ 平　・　・	円

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印		

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（175　分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書）	（175　分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書）
（廃　止）	**分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における平成27年改正前の租税特別措置法施行令第29条の２第２項又は第39条の61第２項の金額の計算方法について、第29条の２第５項又は第39条の61第５項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。 （注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4)「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (5)「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額（移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（178　適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人　□□連結親法人

納税地	〒　電話（　）　―
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局署） 電話（　）　―
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第10項・第39条の72第7項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
特定法人の名称		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（認定書等）		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

28.06 改正

改　正　前

（176　適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書）

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人

□□単体法人　□□連結親法人

納税地	〒　電話（　）　―
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局署） 電話（　）　―
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
特定法人の名称		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（認定書等）		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（178　適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書）	（176　適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書）
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等	**適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第２項第６号・第68条の43第２項第６号の特定株式等を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第９項及び措置法施行令第32条の２第10項・第39条の72第７項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。	1　この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第２項第６号・第68条の43第２項第６号の特定株式等を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第９項及び措置法施行令第32条の２第９項・第39条の72第６項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第９項・第68条の43第８項に規定する適格分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第９項・第68条の43第８項に規定する適格分割等の日を記載してください。
(5)　「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第１項各号・第68条の43第１項各号に掲げる法人を記載してください。	(5)　「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第１項各号・第68条の43第１項各号に掲げる法人を記載してください。
(6)　「積立金額」欄は、措置法第55条第９項・第68条の43第８項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。	(6)　「積立金額」欄は、措置法第55条第９項・第68条の43第８項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
(7)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。	(7)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
(8)　「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第21条第７項・第22条の45第５項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。	(8)　「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第21条第７項・第22条の45第５項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。	(10)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	4　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記	○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（184　現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書）

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、

租税特別措置法施行令（第27条の4 第13項／第27条の4 第22項／第39条の39 第14項／第39条の39 第21項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

現物分配法人	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
現物分配の年月日		年　月　日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

28.06 改正

改　正　前

（182　現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書）

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書

※整理番号	
※連結グループ識別番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

納税地	〒　電話（　）　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

現物分配により 試験研究用資産 / 支援事業所取引譲受資産 の移転を受けていない旨について、

租税特別措置法施行令（第27条の4 第13項／第27条の4 第22項／第39条の39 第14項／第39条の39 第21項）又は

平成27年改正前の租税特別措置法施行令（第29条の2第7項／第39条の61第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

現物分配法人	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
現物分配の年月日		年　月　日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

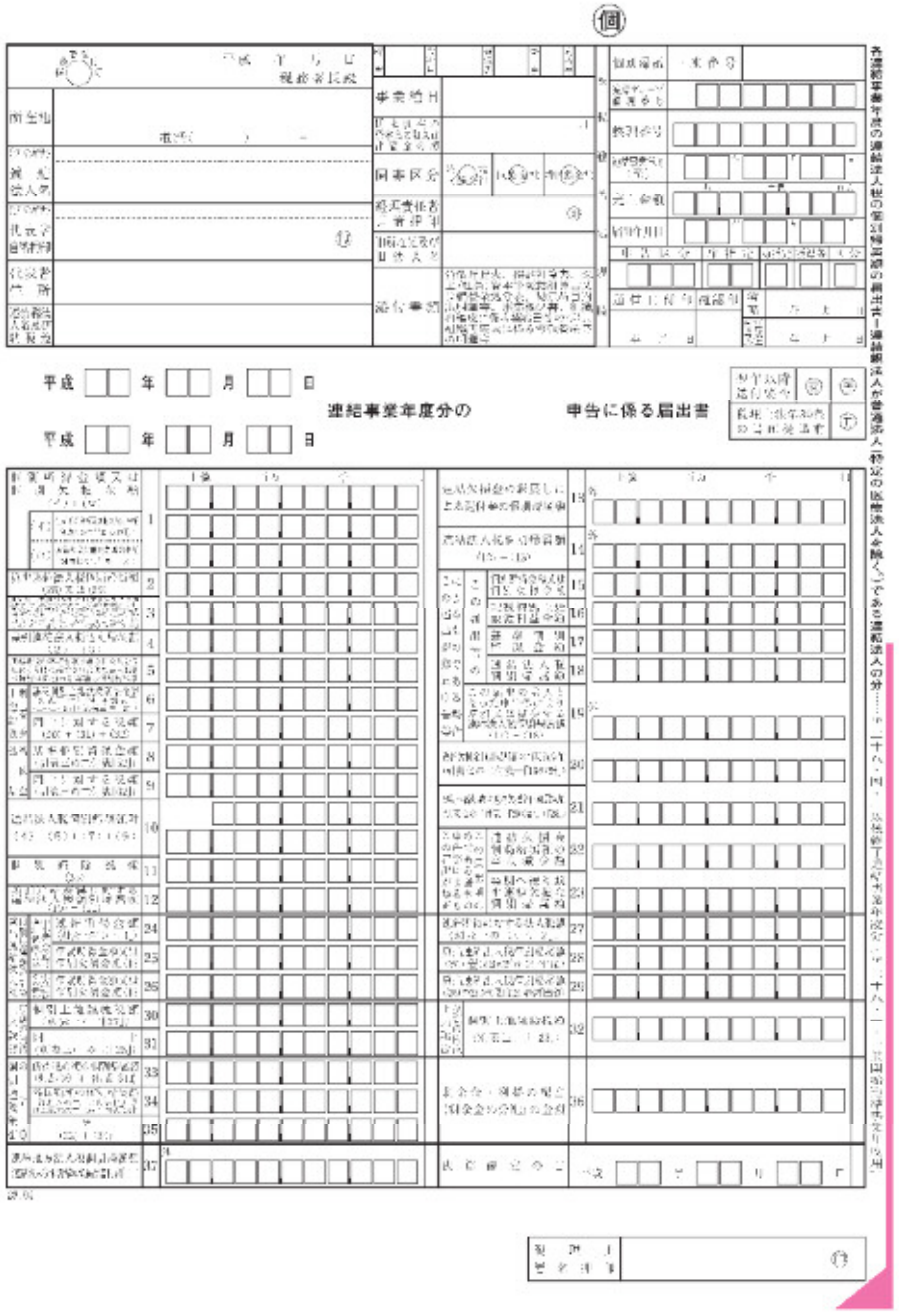
改　　正　　後	改　　正　　前
（184　現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書）	（182　現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書）
現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領	**現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領**
1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令第27条の４第13項若しくは第22項又は第39条の39第14項若しくは第21項の規定により届出しようとする場合に使用してください。	1　この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産又は支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について租税特別措置法施行令第27条の４第13項若しくは第22項若しくは第39条の39第14項若しくは第21項又は平成27年改正前の租税特別措置法施行令第29条の２第７項若しくは第39条の61第７項の規定により届出しようとする場合に使用してください。
2　この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後２月以内に提出してください。	2　この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後２月以内に提出してください。
3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　届出書の各欄は、次により記載します。	4　届出書の各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(3)　「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(4)　「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。 なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。	(4)　「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。 なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6)　「※」欄は、記載しないでください。	(6)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	5　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（197　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （廃　止）	（197　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度前用） 

改　　正　　後	改　　正　　前
（197　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （廃　止）	（197　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度前用） **「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領** この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25第1項（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項（復興特別法人税申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 （注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（一）～別表十七の二（三）付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表一～別表三付表を使用してください。 **1　提出期限等** この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 （注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 **2　各欄の記載要領** この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の表欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 **3　添付書類** この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表一～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

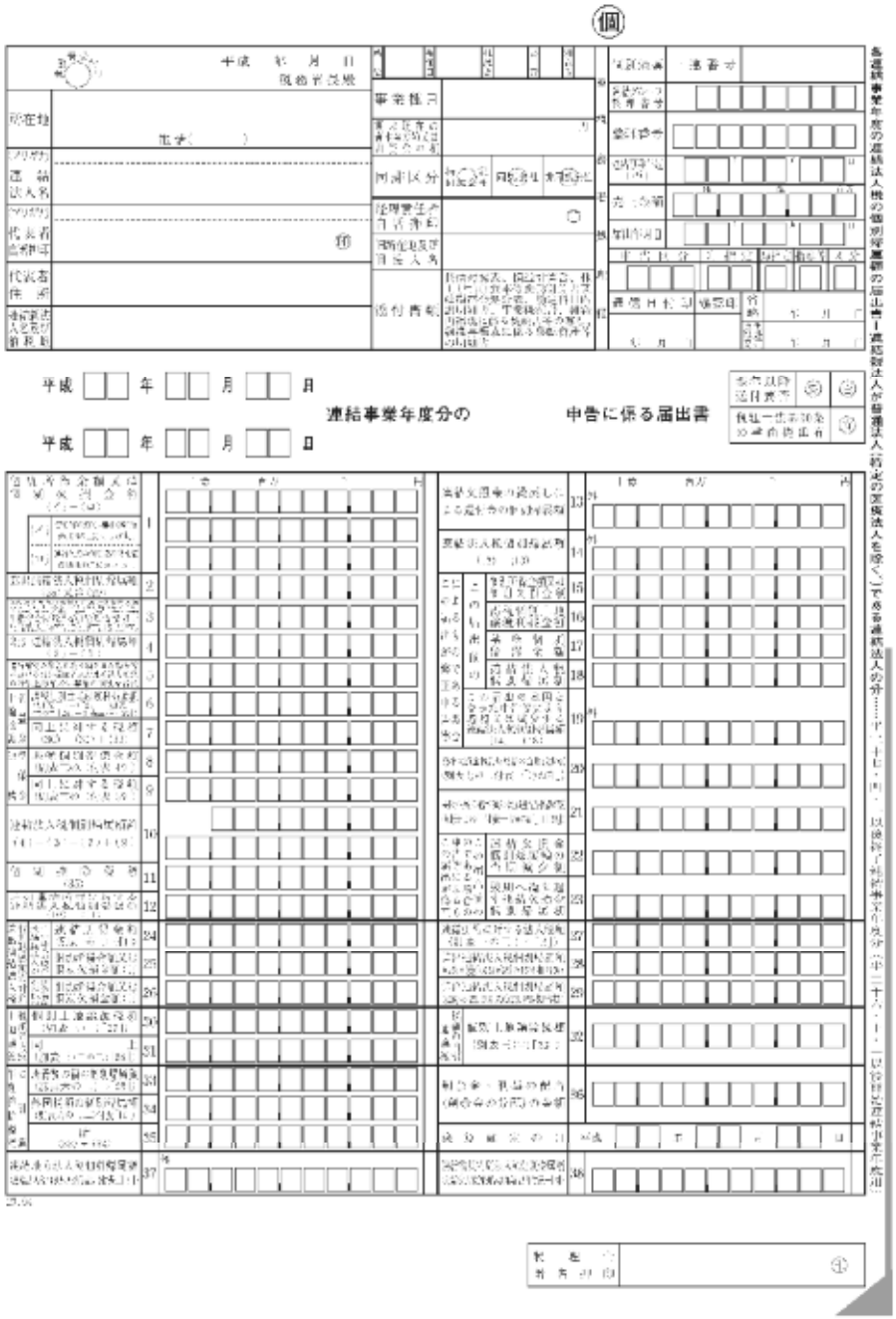
改　　正　　後

（199　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）
（平成 28 年 1 月 1 日前開始連結事業年度用）



改　　正　　前

（197-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）



改　　正　　後

（199　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）
（平成 28 年１月１日前開始連結事業年度用）

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

㈱　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

１　提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。

㈱　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

２　各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

３　添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

(1) 貸借対照表及び損益計算書
(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
(3) 勘定科目内訳明細書
(4) 事業概況書
(5) 組織再編成に係る契約書等の写し
(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　前

（197-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第１項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合、地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第１条第２項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第１項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（三）付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

１　提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

２　各欄の記載要領

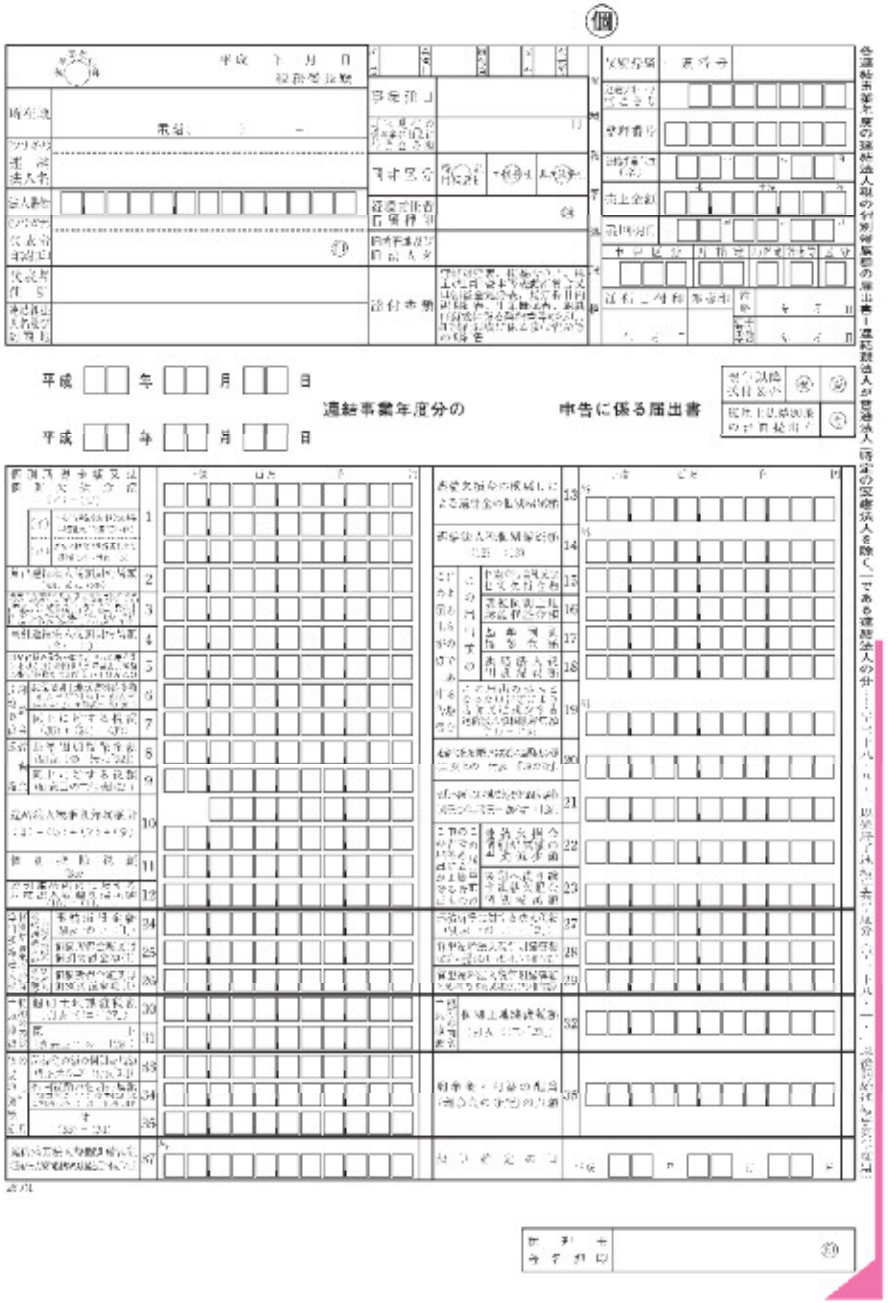
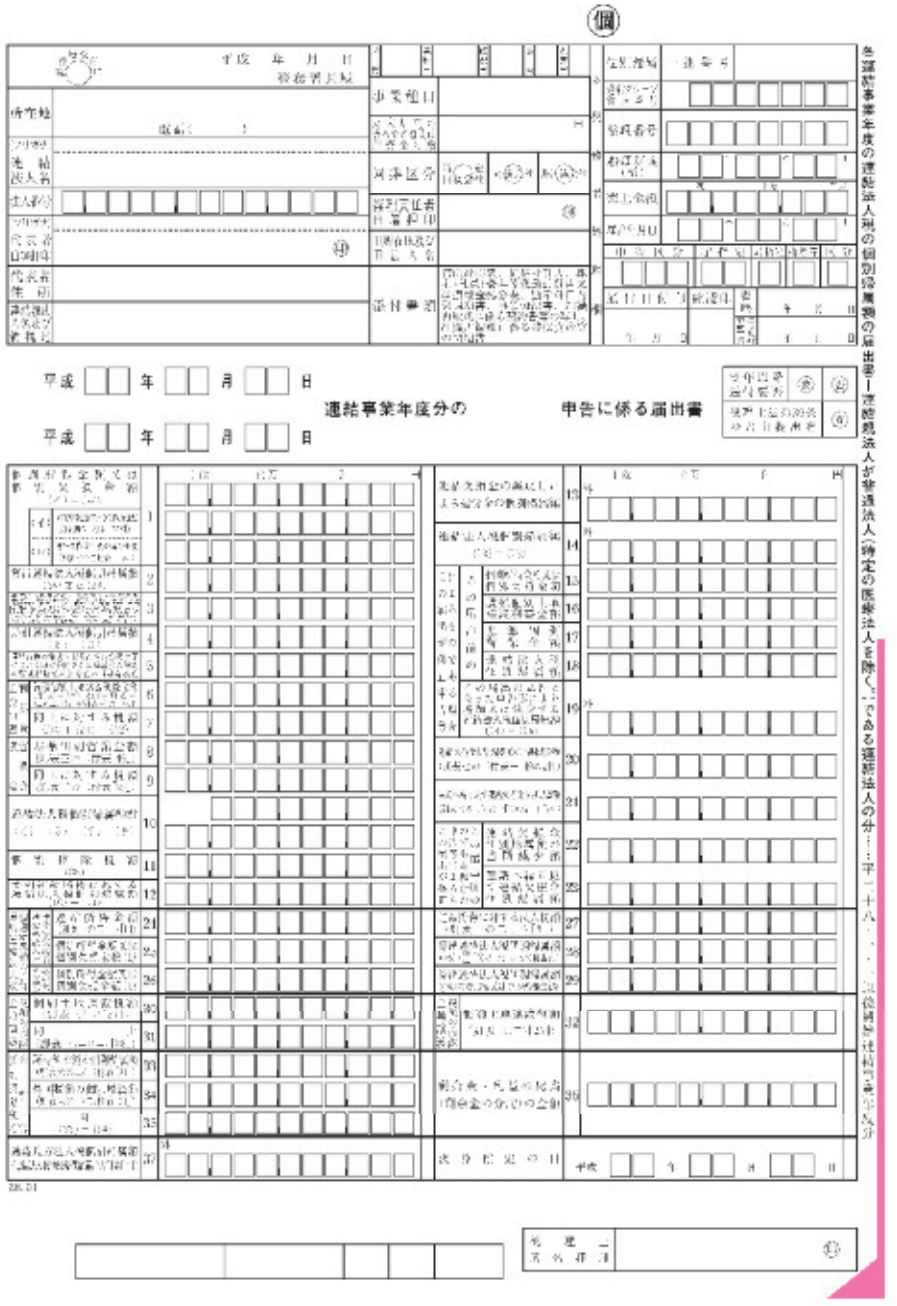
この届出書は、「別表一の二（一）各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

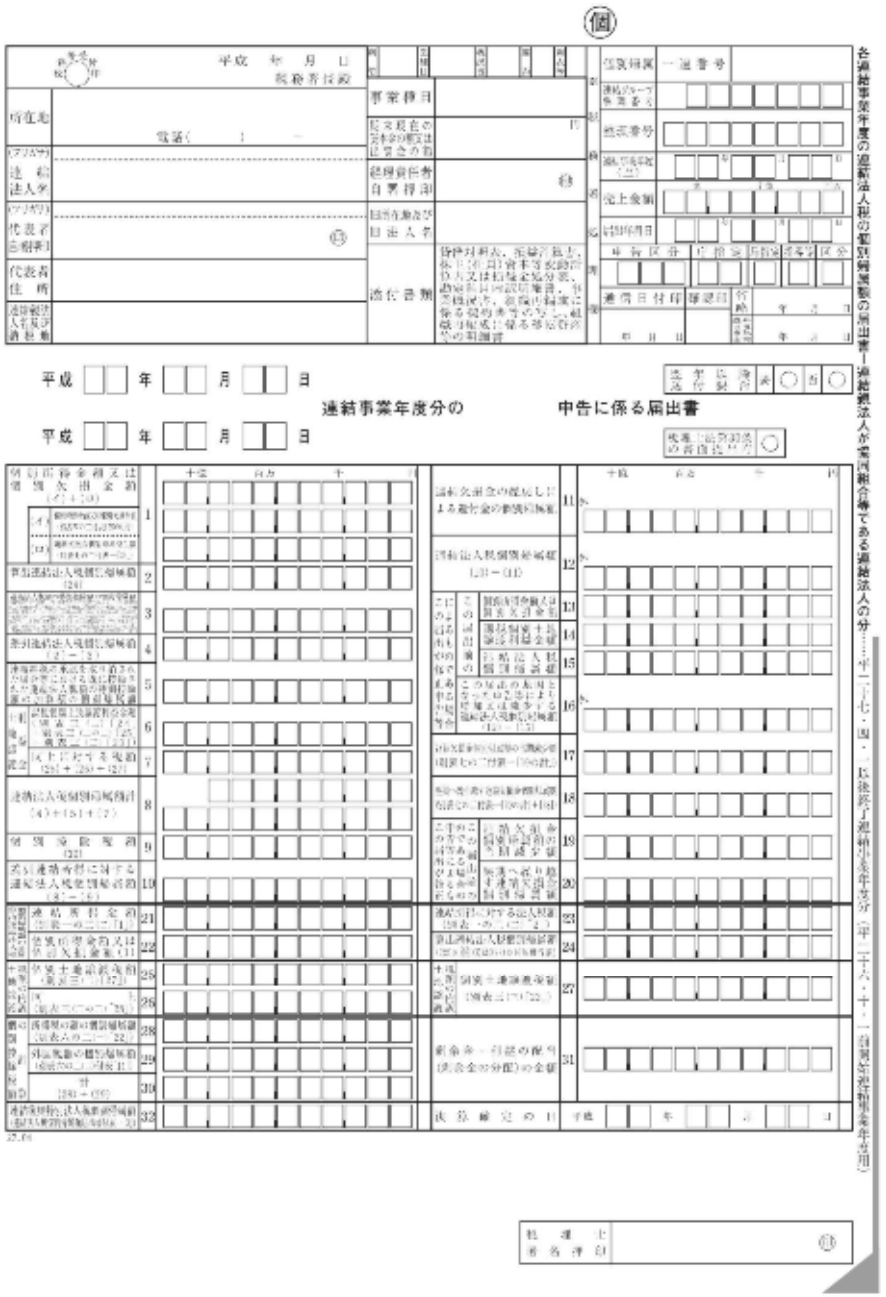
３　添付書類

この届出書（別表三（二）～別表十七の二（三）付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

(1) 貸借対照表及び損益計算書
(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
(3) 勘定科目内訳明細書
(4) 事業概況書
(5) 組織再編成に係る契約書等の写し
(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

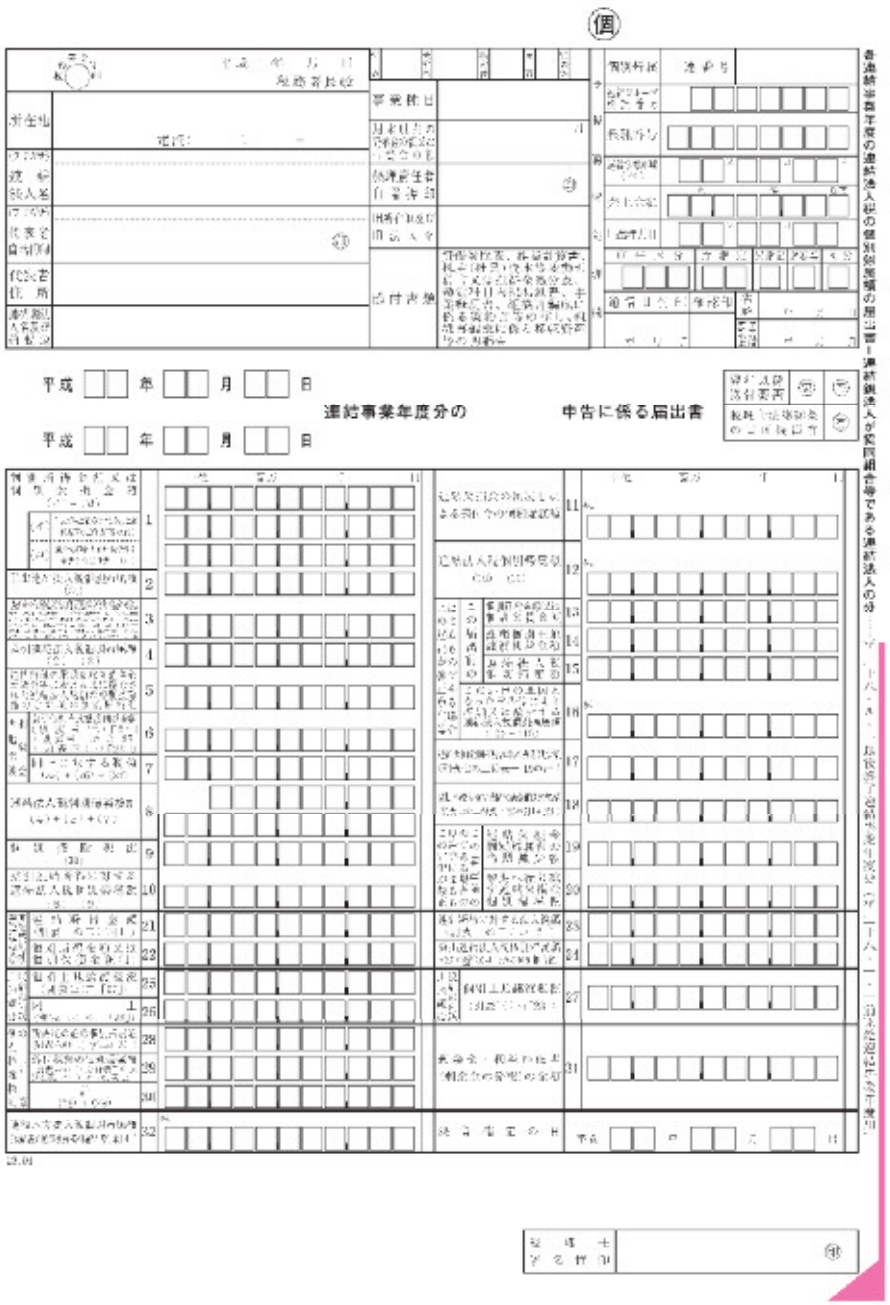
改　　正　　後	改　　正　　前
（199-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用） 	（197-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） 

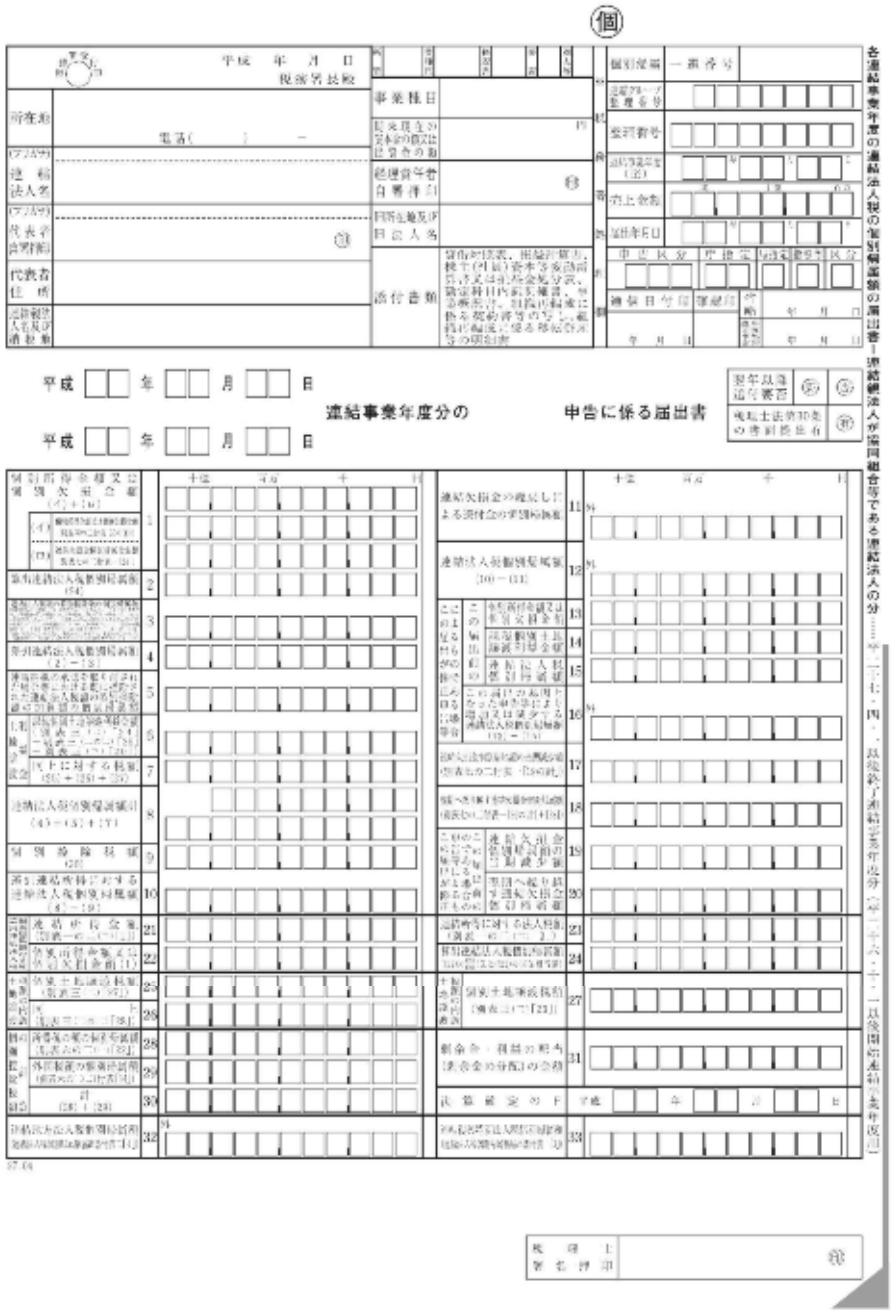
改　　正　　後	改　　正　　前
（199-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（197-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）
「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領	**「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領**
この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ㈱　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。	この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ㈱　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(一)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。
1　提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。 ㈱　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。	**1　提出期限等** この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。 ㈱　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。
2　各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。	**2　各欄の記載要領** この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。
3　添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	**3　添付書類** この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（198　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （廃　止）	（198　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用）  各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書（連結親法人が協同組合等である連結法人の分）（平二七・四・一以後終了連結事業年度分（平二六・十・一以前開始連結事業年度用）

改　　正　　後	改　　正　　前
（198　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分）	（198　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用）
（廃　止）	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 （注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(一)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 **1　提出期限等** この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が消費課所等の場合には、2通）提出してください。 （注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 **2　各欄の記載要領** この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 **3　添付書類** この届出書（別表三(一)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を期に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は利益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（200　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （平成 28 年１月１日前開始連結事業年度用）	（198-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分）





改　　正　　後

（200　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分）
（平成28年１月１日前開始連結事業年度用）

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

㈱　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

１　提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。

㈱　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

２　各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

３　添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

(1) 貸借対照表及び損益計算書
(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
(3) 勘定科目内訳明細書
(4) 事業概況書
(5) 組織再編成に係る契約書等の写し
(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　前

（198-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分）

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第１項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合、地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第１条第２項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第１項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（二）付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表二付表を使用してください。

１　提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

２　各欄の記載要領

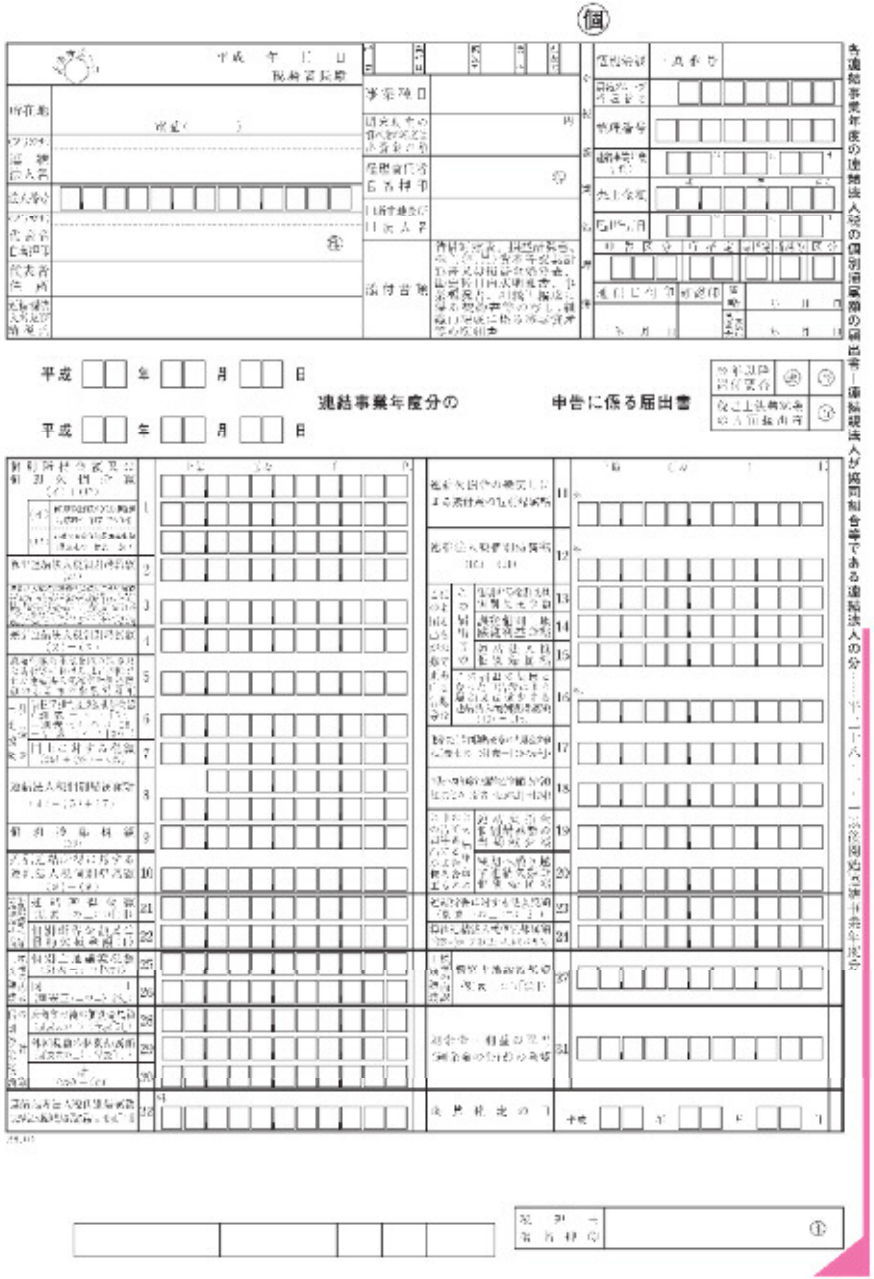
この届出書は、「別表一の二（二）各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

３　添付書類

この届出書（別表三（二）～別表十七の二（三）付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表二付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

(1) 貸借対照表及び損益計算書
(2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
(3) 勘定科目内訳明細書
(4) 事業概況書
(5) 組織再編成に係る契約書等の写し
(6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（200-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（198-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分）
	

改　　正　　後	改　　正　　前
（200-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（198-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分）
「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領	**「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領**
この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ㈠　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。	この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ㈠　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。
１　提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。 ㈡　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。	**１　提出期限等** この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。 ㈡　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。
２　各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。	**２　各欄の記載要領** この届出書は、「別表　の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。
３　添付書類 この届出書（別表二(一)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	**３　添付書類** この届出書（別表二(一)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（199　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （廃　止）	（199　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用）  各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分（平二十七・四・一以後終了連結事業年度分、平二十六・十・一以後開始同連結事業年度用）

改　　正　　後	改　　正　　前
（199　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （廃　止）	（199　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用） **「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領** この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25①（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項①（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項①（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項③（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項①（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項①（復興特別法人税申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項①（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 （注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表二（一）～別表十七の二（一）付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 **1　提出期限等** この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 （注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 **2　各欄の記載要領** この届出書は、「別表一の二（三）各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 **3　添付書類** この届出書（別表三（一）～別表十七の二（三）付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（201　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成 28 年１月１日前開始連結事業年度用）	（199-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分）





改　　正　　後	改　　正　　前
（201　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成28年１月１日前開始連結事業年度用）	（199-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分）
「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領	**「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領**
この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ㈱　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（二）付表二及びこの届出書の付表を使用してください。	この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第32条第１項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第１条第２項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第１項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 （注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（三）付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。
１　提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。 ㈱　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。	**１　提出期限等** この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。 （注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。
２　各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。	**２　各欄の記載要領** この届出書は、「別表一の二（三）各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。
３　添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(二)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	**３　添付書類** この届出書（別表三（二）～別表十七の二（三）付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（201-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（199-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分）





改　　正　　後	改　　正　　前
（201-2　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（199-3　各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分）
「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領	**「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領**
この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ㈱　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及びこの届出書の付表を使用してください。	この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ㈱　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及びこの届出書の付表を使用してください。
１　提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。 ㈱　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。	**１　提出期限等** この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に１通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、２通）提出してください。 ㈱　連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。
２　各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。	**２　各欄の記載要領** この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の　　申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。
３　添付書類 この届出書（別表三（二）～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	**３　添付書類** この届出書（別表二(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改　　正　　後	改　　正　　前
（200　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書）	（200　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書）
（廃　止）	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表二 **各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書** 連結事業年度　・　・　～　・　・　法人名

算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%）	1	円
加算調整額 (8)	2	
減算調整額 (12)	3	外
連結地方法人税個別帰属額 (1) ＋ (2) － (3)	4	外
加算調整額の計算		
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書（普通法人分）「9」×4.4%）	5	円
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「5」×4.4%）	6	
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「7」×4.4%）	7	
加算調整額 (5) ＋ (6) ＋ (7)	8	外
減算調整額の計算		
外国税額の控除額の個別帰属額 （別表六の二（二）付表「51」）	9	円
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書（普通法人分）「13」×4.4%）又は（連結法人税個別帰属額届出書（協同組合等分又は特定の医療法人分）「11」×4.4%）	10	外
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「3」×4.4%）	11	
減算調整額 (9) ＋ (10) ＋ (11)	12	外

改　　正　　後	改　　正　　前
（200　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書）	（200　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書）
（廃　止）	**「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領** 1　この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。 　また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第４項《確定申告》の規定により、同条第１項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。 2　「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額（連結法人税個別帰属額届出書「２」×4.4%）１」は、連結法人税個別帰属額届出書「２」の金額がマイナス（△）である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。 3　「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額５」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じ。）である連結法人にあっては、その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「９」の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。 　なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄を記載する必要はありません。 4　「加算調整額８」の外書は、租税特別措置法第68条の67第１項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。この場合において、「加算調整額２」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を含めて計算します。 (1)　連結親法人が普通法人である連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額 (2)　(1)以外の連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「８」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額 5　「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額10」は、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1)　連結親法人が普通法人である連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の4.4に相当する金額 (2)　(1)以外の連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「11」の金額の100分の4.4に相当する金額 　なお、「10」の外書の記載に当たっては、上記(1)及び(2)の連結法人の区分に応じ、それぞれ上記(1)及び(2)の欄の外書の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。

改　　正　　後	改　　正　　前
（202　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（200-2　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書）

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%）	1	円
加算調整額 (8)	2	
減算調整額 (12)	3	外
連結地方法人税個別帰属額 (1) ＋ (2) － (3)	4	外
加算調整額の計算		
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書（普通法人分）「9」×4.4%）	5	円
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「5」×4.4%）	6	
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「7」×4.4%）	7	
加算調整額 (5) ＋ (6) ＋ (7)	8	外
減算調整額の計算		
外国税額の控除額の個別帰属額 （別表六の二（二）付表「49」又は別表六の二（二の二）付表「51」）	9	円
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額	10	外
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「3」×4.4%）	11	
減算調整額 (9) ＋ (10) ＋ (11)	12	外

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%）	1	円
加算調整額 (8)	2	
減算調整額 (12)	3	外
連結地方法人税個別帰属額 (1) ＋ (2) － (3)	4	外
加算調整額の計算		
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書（普通法人分）「9」×4.4%）	5	円
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「5」×4.4%）	6	
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「7」×4.4%）	7	
加算調整額 (5) ＋ (6) ＋ (7)	8	外
減算調整額の計算		
外国税額の控除額の個別帰属額 （別表六の二（二）付表「51」）	9	円
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書（普通法人分）「13」×4.4%）又は（連結法人税個別帰属額届出書（資同組合等分又は特定の医療法人分）「11」×4.4%）	10	外
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 （連結法人税個別帰属額届出書「3」×4.4%）	11	
減算調整額 (9) － (10) ＋ (11)	12	外

改　　正　　後

（202　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書）

（平成28年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）

「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領

１　この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。

また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第４項《確定申告》の規定により、同条第１項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。

２　「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額（連結法人税個別帰属額届出書「２」×4.4%）１」は、連結法人税個別帰属額届出書「２」の金額がマイナス（△）である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。

３　「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額５」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じ。）である連結法人にあっては、その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「９」の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。

なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄を記載する必要はありません。

４　「加算調整額８」の外書は、租税特別措置法第68条の67第１項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。この場合において、「加算調整額２」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を含めて計算します。

⑴　連結親法人が普通法人である連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

⑵　⑴以外の連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「８」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

５　「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額10」は、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。

⑴　連結親法人が普通法人である連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の4.4に相当する金額

⑵　⑴以外の連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「11」の金額の100分の4.4に相当する金額

なお、「10」の外書の記載に当たっては、上記⑴及び⑵の連結法人の区分に応じ、それぞれ上記⑴及び⑵の欄の外書の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。

㈠　法人税額の計算における「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」欄（別表一の二㈠の「26」、別表一の二㈡の「21」又は別表一の二㈢の「24」）の外書の金額に4.4%を乗じた金額が、地方法人税額の計算における「この申告による還付金額」欄（別表一の二㈠の「43」、別表一の二㈡の「32」又は別表一の二㈢の「37」）の外書の金額を超える場合には、次により計算した金額を記載します。

$$\left[\begin{array}{l}\text{別表一の二㈠の「43」}\\ \text{別表一の二㈡の「32」}\\ \text{別表一の二㈢の「37」}\end{array}\right]\text{の外書} \times \frac{\text{別表七の二付表一の「24」}}{\text{別表七の一付表一の「26」}}$$

改　　正　　前

（200-2　各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書）

「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領

１　この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。

また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第４項《確定申告》の規定により、同条第１項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。

２　「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額（連結法人税個別帰属額届出書「２」×4.4%）１」は、連結法人税個別帰属額届出書「２」の金額がマイナス（△）である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。

３　「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額５」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じ。）である連結法人にあっては、その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「９」の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。

なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄を記載する必要はありません。

４　「加算調整額８」の外書は、租税特別措置法第68条の67第１項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。この場合において、「加算調整額２」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を含めて計算します。

⑴　連結親法人が普通法人である連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

⑵　⑴以外の連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「８」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

５　「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額10」は、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。

⑴　連結親法人が普通法人である連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の4.4に相当する金額

⑵　⑴以外の連結法人　その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「11」の金額の100分の4.4に相当する金額

なお、「10」の外書の記載に当たっては、上記⑴及び⑵の連結法人の区分に応じ、それぞれ上記⑴及び⑵の欄の外書の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。

改　正　後

（203　個別帰属額等の一覧表）

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度又は課税事業年度	：　：	連結親法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号		法人名	納税地等	売上金額 個別所得金額又は個別欠損金額 個別帰属額	期中加入
連結親法人				百万円 円 外　円	
連結子法人	1			外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
連結子法人数　法人		連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額		外	

（規格Ａ４）

参考		
期首の連結子法人数		法人
期中	加入した連結子法人数	法人
期中	離脱した連結子法人数	法人
期末の連結子法人数		法人

28.06 改正

改　正　前

（201　個別帰属額等の一覧表）

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度又は課税事業年度	：　：	連結親法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号		法人名	納税地等	売上金額 個別所得金額又は個別欠損金額 個別帰属額	期中加入
連結親法人				百万円 円 外　円	
連結子法人	1			外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
				外	
連結子法人数　法人		連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額		外	

（規格Ａ４）

参考		
期首の連結子法人数		法人
期中	加入した連結子法人数	法人
期中	離脱した連結子法人数	法人
期末の連結子法人数		法人

26.09 改正

改　正　後	改　正　前
（203　個別帰属額等の一覧表）	（201　個別帰属額等の一覧表）

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1　この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

なお、この一覧表は、地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、地方法人税確定申告書の添付書類として提出してください。

（注）１　この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

２　連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

３　「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類［別表三(二)～別表十七の二(三)付表二］の各様式）を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二)～別表十七の二(三)付表二]の添付を省略することができます。

2　各欄の記載要領

(1)「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2)「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。

(3)「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。

(4)「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の欄の金額を記載してください。

イ　連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄

ロ　連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

ハ　連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

(5)「個別帰属額」欄の外書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結地方法人税個別帰属額4」欄の金額を記載してください。

(6)「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について〇を付してください。

(7)「連結子法人数　　法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。

(8)「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。

(9)「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

（注）　この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1　この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第２項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第１項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

なお、この一覧表は、地方法人税法第19条第４項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第１項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、地方法人税確定申告書の添付書類として提出してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第１条第２項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第52条第１項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

おって、連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

（注）１　この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

２　連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

３　「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類［別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表］の各様式）を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表]の添付を省略することができます。

2　各欄の記載要領

(1)「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2)「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。

(3)「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。

(4)「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の欄の金額を記載してください。

イ　連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄

ロ　連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

ハ　連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

(5)「個別帰属額」欄の外書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表一」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額又は「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表二」の「連結地方法人税個別帰属額4」欄の金額（そのいずれにも該当する金額がある場合には、これらの金額の合計額）を記載してください。

(6)「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について〇を付してください。

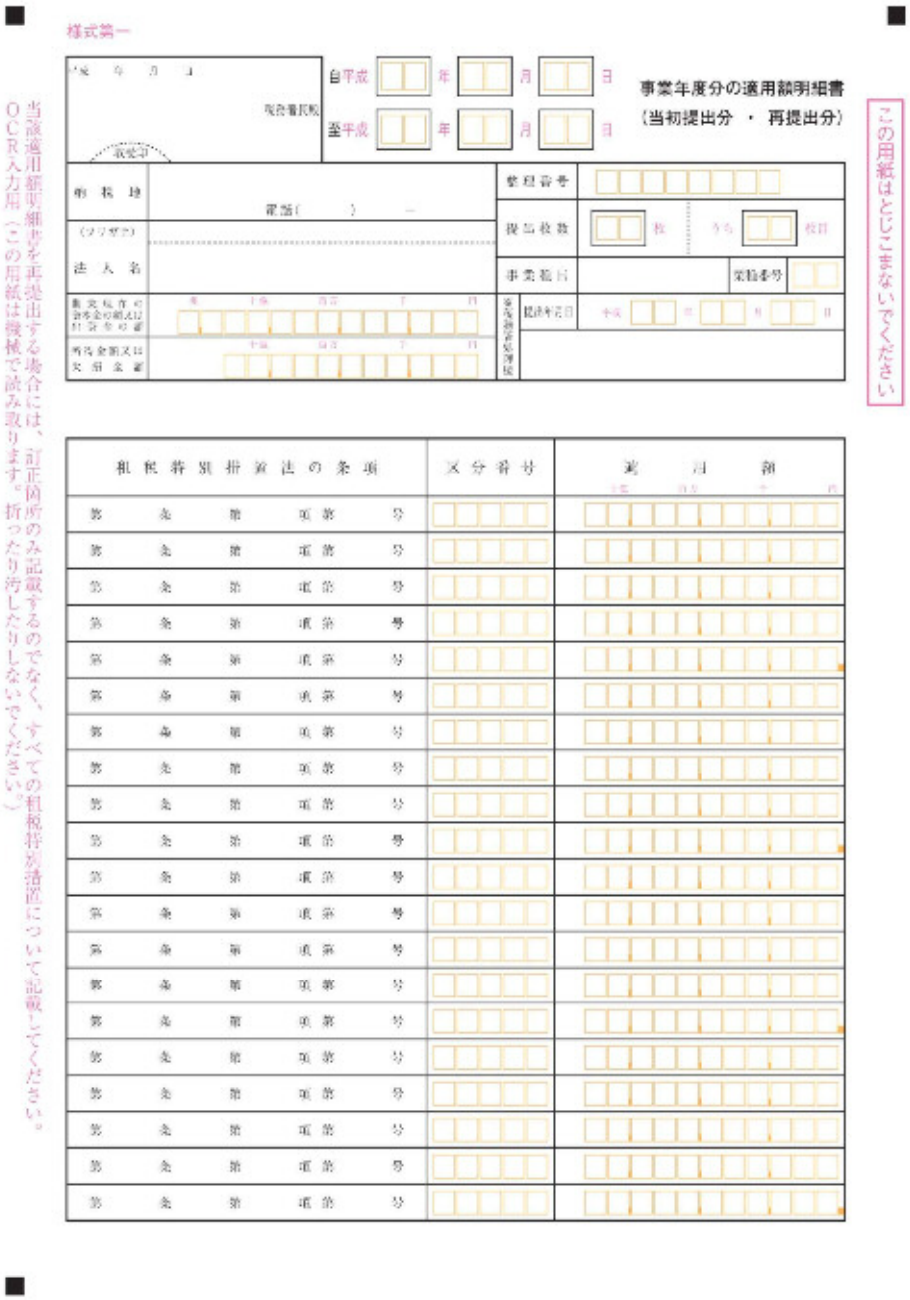
(7)「連結子法人数　　法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。

(8)「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。

(9)「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

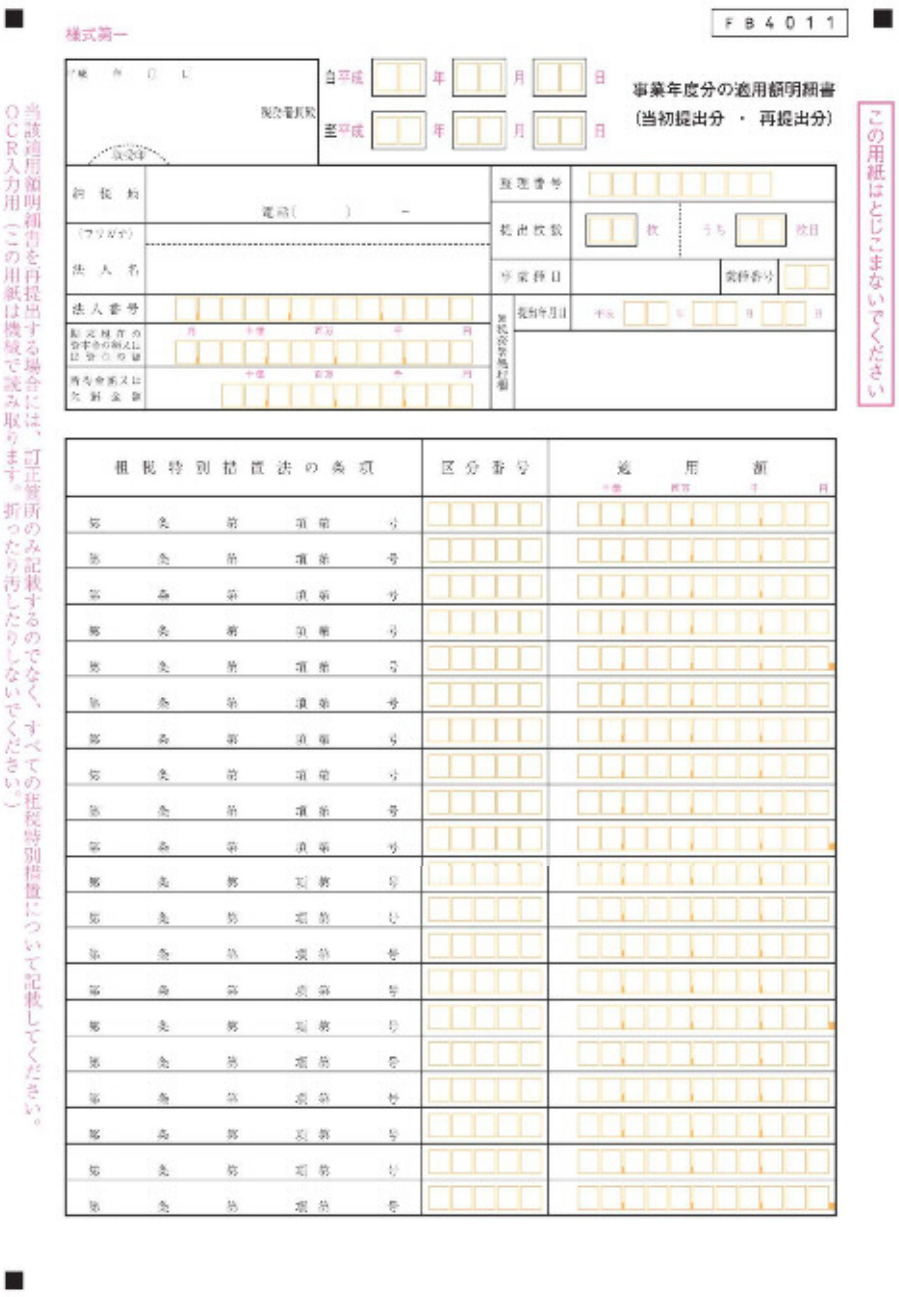
なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

（注）　この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

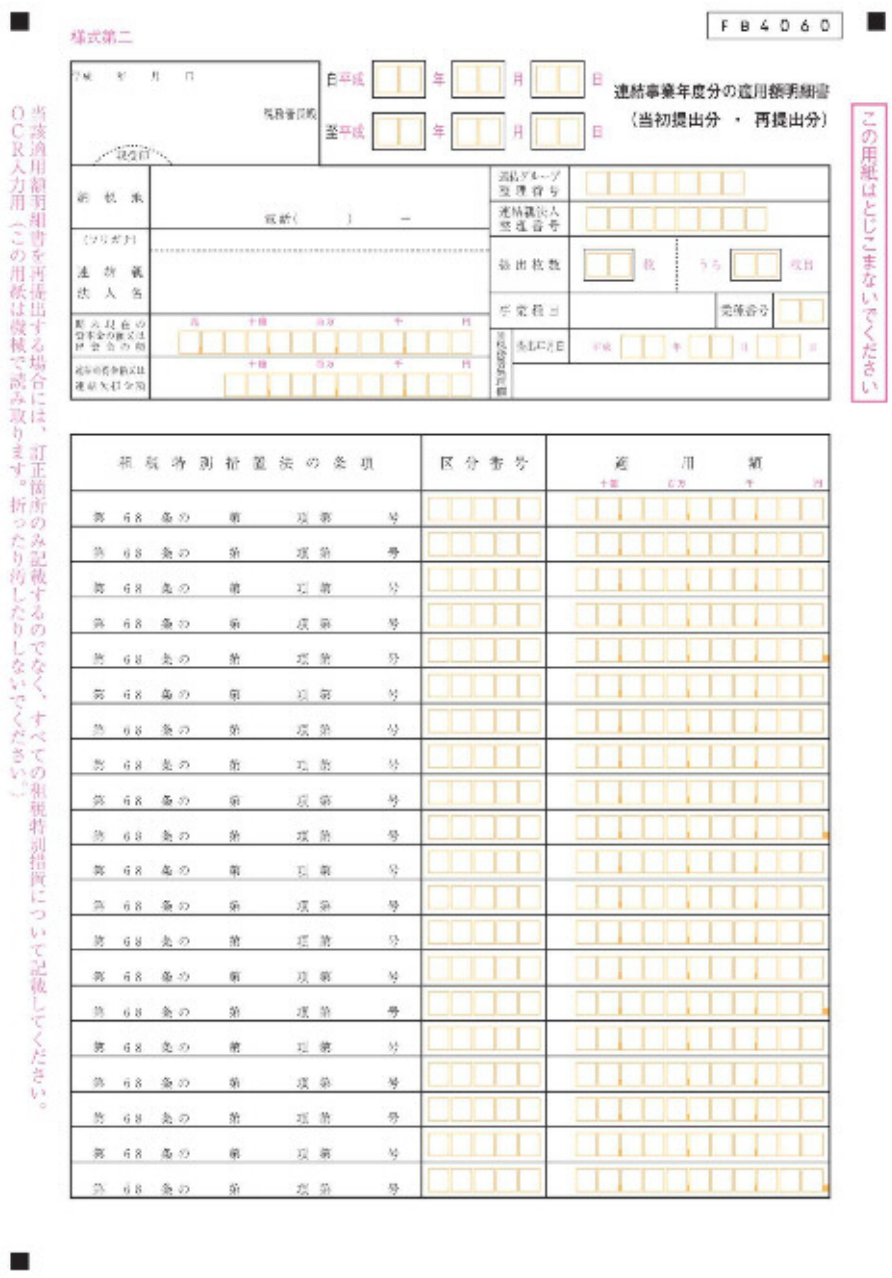
改　　正　　後	改　　正　　前
（219　事業年度分の適用額明細書）	（217　事業年度分の適用額明細書）
	（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（219　事業年度分の適用額明細書）	（217　事業年度分の適用額明細書）
適　用　額　明　細　書　の　記　載　要　領	**適　用　額　明　細　書　の　記　載　要　領**
1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。	1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。
2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。	2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。
3　この明細書の各欄の記載は、次によります。	3　この明細書の各欄の記載は、次によります。
(1)　「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。	(1)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄、「整理番号」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。
(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。	(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。
(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号欄に掲げる番号を記載してください。	(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載してください。
(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。	(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」の欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。
(5)　「※」欄は、記載しないでください。	(5)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（219-2　事業年度分の適用額明細書） （平成 28 年 1 月 1 日以後開始事業年度分から使用）	（217-2　事業年度分の適用額明細書） （同　左）

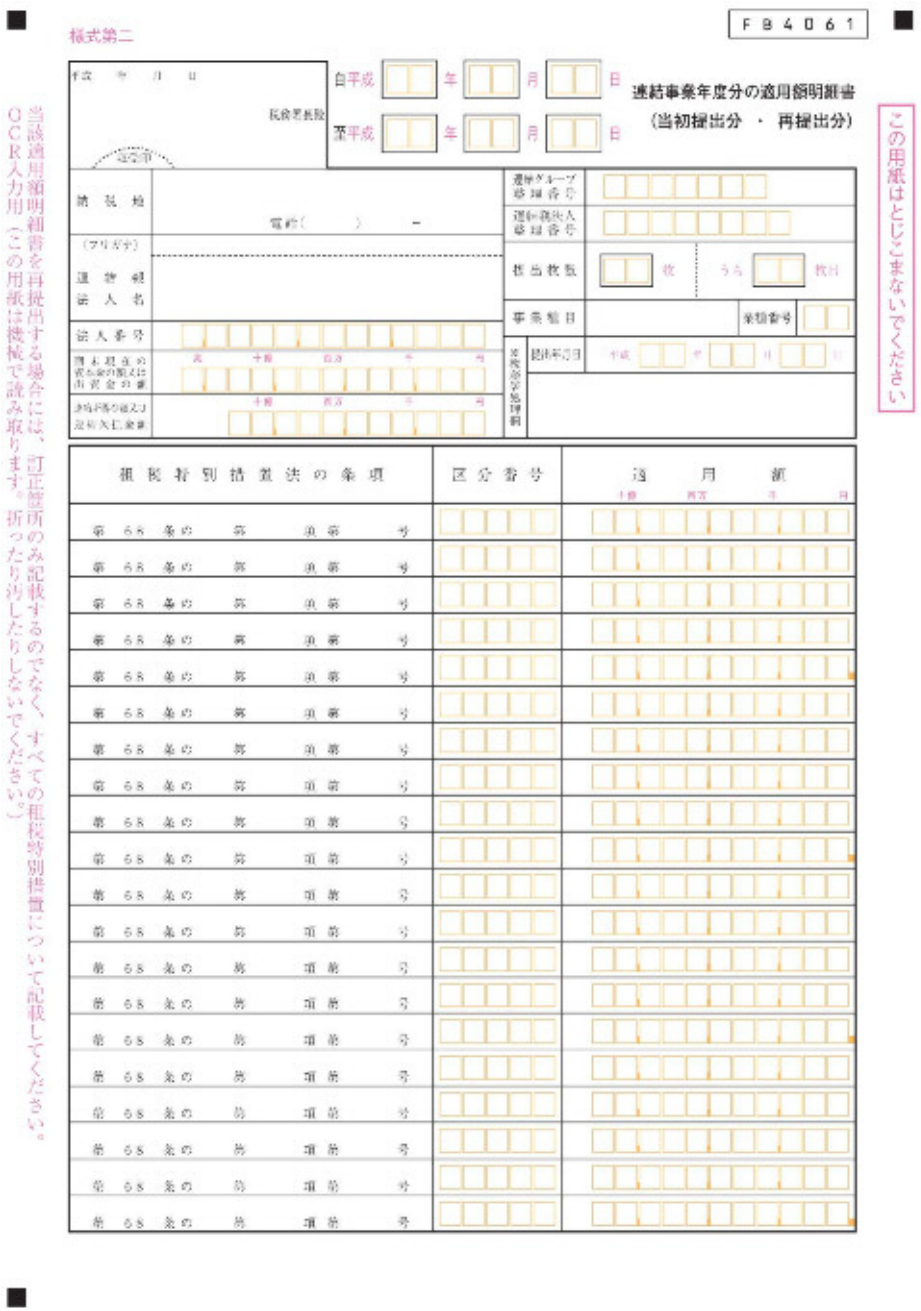


改　　正　　後	改　　正　　前
（219-2　事業年度分の適用額明細書）	（217-2　事業年度分の適用額明細書）
適　用　額　明　細　書　の　記　載　要　領	**適　用　額　明　細　書　の　記　載　要　領**
1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。	1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。
2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。	2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。
3　この明細書の各欄の記載は、次によります。	3　この明細書の各欄の記載は、次によります。
(1)　「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。	(1)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄、「整理番号」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。
(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。	(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。
(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号欄に掲げる番号を記載してください。	(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載してください。
(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。	(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」の欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。 なお、平成26年10月１日以後に開始する事業年度の法人税申告書の様式（地方法人税額の計算欄が設けられた様式（別表一(一)、別表一(二)及び別表一(三)））を使用するときは、国税庁ホームページに【www.nta.go.jp】に掲載している「適用額明細書の記載の手引」を参照の上、記載してください。
（削　除）	
(5)　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する事業年度から記載してください。	(5)　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する事業年度から記載してください。
(6)　「※」欄は、記載しないでください。	(6)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（220　連結事業年度分の適用額明細書）	（218　連結事業年度分の適用額明細書）
	（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（220　連結事業年度分の適用額明細書）	（218　連結事業年度分の適用額明細書）
適　用　額　明　細　書　の　記　載　要　領	**適　用　額　明　細　書　の　記　載　要　領**
1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。	1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。
2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。	2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。
3　この明細書の各欄の記載は、次によります。	3　この明細書の各欄の記載は、次によります。
(1)　「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「連結所得金額又は連結欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。	(1)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄、「整理番号」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。
(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。	(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。
(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号欄に掲げる番号を記載してください。	(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載してください。
(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。	(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」の欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。
(5)　「※」欄は、記載しないでください。	(5)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（220-2　連結事業年度分の適用額明細書） （平成 28 年１月１日以後開始連結事業年度分から使用）	（218-2　連結事業年度分の適用額明細書） （同　左）



改　　正　　後	改　　正　　前
（220-2　連結事業年度分の適用額明細書）	（218-2　連結事業年度分の適用額明細書）
適　用　額　明　細　書　の　記　載　要　領	**適　用　額　明　細　書　の　記　載　要　領**
1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。	1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。
2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。	2　この明細書は、提出の都度、１通（調査課所管法人の場合は２通）作成して提出してください。
3　この明細書の各欄の記載は、次によります。	3　この明細書の各欄の記載は、次によります。
(1)　「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「連結所得金額又は連結欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。	(1)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄、「整理番号」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。
(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。	(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。
(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号欄に掲げる番号を記載してください。	(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載してください。
(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。	(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」の欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。 なお、平成26年10月１日以後に開始する連結事業年度の法人税申告書の様式（地方法人税額の計算欄が設けられた様式（別表一の二(一)、別表一の二(二)及び別表一の二(三)））を使用するときは、国税庁ホームページに【www.nta.go.jp】に掲載している「適用額明細書の記載の手引」を参照の上、記載してください。
（削　除）	
(5)　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する連結事業年度から記載してください。	(5)　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する連結事業年度から記載してください。
(6)　「※」欄は、記載しないでください。	(6)　「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（249　源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書）

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　年　月　日	住所又は本店の所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
税務署長殿		

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※　申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話　－　－		
	申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月区分	支給人員	支給額
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
	1　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印		

28.06 改正

改　正　前

（247　源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書）

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　年　月　日	住所又は本店の所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号	上個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
税務署長殿		

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※　申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話　－　－		
	申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月区分	支給人員	支給額
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
		年　月	外　人	外　円
	1　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日			

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印				

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

27.06 改正

改　正　後	改　正　前
（249　源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書）	（247　源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書）

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1　源泉所得税の納期の特例の制度について

(1)　源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

（注）　「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(2)　(1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

（注）　この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

（例）　申請書を提出した月が２月中の場合　（給与等）２月支給分 → （納期限）３月 10 日まで／３月～６月支給分 → ７月 10 日まで

(3)　この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

イ　給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

ロ　弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

(4)　この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

（支給期間）１月～６月支給分 → （納期限）７月 10 日まで／７月～12 月支給分 → 翌年１月 20 日まで

(5)　納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎　注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

2　各欄の記載方法

(1)　「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には申請者（個人を除きます。）の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

(2)　「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3)　「申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前６か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

(4)　「１　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「２　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1　源泉所得税の納期の特例の制度について

(1)　源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

（注）　「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(2)　(1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

（注）　この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

（例）　申請書を提出した月が２月中の場合　（給与等）２月支給分 → （納期限）３月 10 日まで／３月～６月支給分 → ７月 10 日まで

(3)　この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

イ　給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

ロ　弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

(4)　この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

（支給期間）１月～６月支給分 → （納期限）７月 10 日まで／７月～12 月支給分 → 翌年１月 20 日まで

(5)　納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎　注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

2　各欄の記載方法

(1)　「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「個人番号又は法人番号」欄には申請者の個人番号又は法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

(2)　「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3)　「申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前６か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

(4)　「１　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「２　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（252　源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書）

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

住所又は本店の所在地	〒 電話　－　－
（フリガナ） 氏名又は名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞

次の給与支払事務所等につき、所得税法第218条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※　提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話　－　－
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	人　（外　人）
	給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿	通信日付印	確認印
	決裁	・　・											年月日	

28.06 改正

改　正　前

（250　源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書）

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

住所又は本店の所在地	〒 電話　－　－
（フリガナ） 氏名又は名称	
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
（フリガナ） 代表者氏名	㊞

次の給与支払事務所等につき、所得税法第218条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※　提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話　－　－
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	人　（外　人）
	給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	部門	決算期	業種番号	入力	名簿	通信日付印	確認印
	決裁	・　・										年月日	

番号確認	身元確認	確認書類
	□　済 □　未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（252　源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書）	（250　源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書）
源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等	**源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等**
1　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。	1　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。
2　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくことになります。 （例）この届出書を提出した日が３月中の場合　（給与等）１月～２月支給分 → （納期限）４月 10 日まで（※） ３月支給分 → ４月 10 日まで ４月支給分以降 → 翌月 10 日まで ※　１月～２月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、３月分以降は、一般分（毎月納付用）の徴収高計算書を使用してください。	2　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくことになります。 （例）この届出書を提出した日が３月中の場合　（給与等）１月～２月支給分 → （納期限）４月 10 日まで（※） ３月支給分 → ４月 10 日まで ４月支給分以降 → 翌月 10 日まで ※　１月～２月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、３月分以降は、一般分（毎月納付用）の徴収高計算書を使用してください。
3　各欄は、次により記載してください。 (1)　「住所又は本店の所在地」欄には提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には提出者（個人を除きます。）の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。 (2)　「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。 (3)　「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者（臨時に雇用している者は除きます。）の数を記載してください。 なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。 (4)　「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。 （例－「事業拡大のため」、「合併のため」等） (5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (6)　「※」欄は、記載しないでください。	3　各欄は、次により記載してください。 (1)　「住所又は本店の所在地」欄には提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「個人番号又は法人番号」欄には提出者の個人番号又は法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。 (2)　「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。 (3)　「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者（臨時に雇用している者は除きます。）の数を記載してください。 なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。 (4)　「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。 （例－「事業拡大のため」、「合併のため」等） (5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (6)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（254　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

住所又は所在地	〒 電話　－　－
（フリガナ） 氏名又は名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞

所得税法　□　第198条第２項（給与等関係）
□　第203条第４項（退職手当等関係）　に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。
□　第203条の５第５項（公的年金等関係）

電磁的方法の種類	次の１又は２の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。 1　送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2　光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 （注）「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の１又は２の措置を講じています（講ずる予定です）。 1　給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2　給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（ＩＤ）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること （注）１「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 ２　講じている（講ずる予定の）措置が上記２に該当する場合には、その用いる識別符号（ＩＤ）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 （記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字）
その他参考事項	

税理士署名押印	㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

28.06 改正

改　正　前

（252　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

住所又は所在地	〒 電話　－　－
（フリガナ） 氏名又は名称	
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
（フリガナ） 代表者氏名	㊞

所得税法　□　第198条第２項（給与等関係）
□　第203条第４項（退職手当等関係）　に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。
□　第203条の５第５項（公的年金等関係）

電磁的方法の種類	次の１又は２の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。 1　送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2　光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 （注）「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の１又は２の措置を講じています（講ずる予定です）。 1　給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2　給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（ＩＤ）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること （注）１「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 ２　講じている（講ずる予定の）措置が上記２に該当する場合には、その用いる識別符号（ＩＤ）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 （記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字）
その他参考事項	

税理士署名押印	㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

番号確認	身元確認	確認書類
	□　済 □　未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

27.12 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（254　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）	（252　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）
源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の 電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等	**源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の 電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等**
1　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について	**1　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について**
(1)　源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。	(1)　源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。
(注)　この特例の対象となる申告書は、次のものです。 ①　所得税法第 198 条第２項の規定によるもの ・　給与所得者の扶養控除等申告書（所法 194） ・　従たる給与についての扶養控除等申告書（所法 195） ・　給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法 195 の２） ・　給与所得者の保険料控除申告書（所法 196） ②　所得税法第 203 条第４項の規定によるもの ・　退職所得の受給に関する申告書（所法 203） ③　所得税法第 203 条の５第５項の規定によるもの ・　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法 203 の５）	(注)　この特例の対象となる申告書は、次のものです。 ①　所得税法第 198 条第２項の規定によるもの ・　給与所得者の扶養控除等申告書（所法 194） ・　従たる給与についての扶養控除等申告書（所法 195） ・　給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法 195 の２） ・　給与所得者の保険料控除申告書（所法 196） ②　所得税法第 203 条第４項の規定によるもの ・　退職所得の受給に関する申告書（所法 203） ③　所得税法第 203 条の５第５項の規定によるもの ・　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法 203 の５）
(2)　具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。 (注)　この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。	(2)　具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。 (注)　この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。
(3)　この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。	(3)　この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。
◎注意 1　源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。 ①　給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置 ②　給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置 ③　申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置 2　給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。	◎注意 1　源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。 ①　給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置 ②　給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置 ③　申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置 2　給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。
2　各欄の記載方法	**2　各欄の記載方法**
(1)　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。 (注)　この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。	(1)　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。 (注)　この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。
(2)　本文には、承認を受けようとする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。	(2)　本文には、承認を受けようとする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。
(3)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(3)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(4)　「※」欄は、記載しないでください。	(4)　「※」欄は、記載しないでください。
3　留意事項	**3　留意事項**
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（255　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　　年　　月　　日 税務署長殿	住所又は所在地	〒 電話　　－　　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	法人番号	
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

所得税法　□　第198条第２項（給与等関係）
□　第203条第４項（退職手当等関係）
□　第203条の５第５項（公的年金等関係）
の規定の適用を受けることを取りやめたいので

この旨届け出ます。

承認年月日	年　月　日（承認申請書の提出年月日　年　月　日）
参考事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（注意事項）
１　この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者（所得税法第198条第２項、第203条第４項又は第203条の５第５項）が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
２　この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

（届出書の書き方）
１　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
　ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
２　本文には、届出の対象とする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。
３　「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
４　「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
５　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
６　「※」欄は、記載しないでください。
７　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記
　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（規格Ａ４）

28.06 改正

改　　正　　前

（253　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

税務署受付印

	※整理番号	
平成　　年　　月　　日 税務署長殿	住所又は所在地	〒 電話　　－　　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

所得税法　□　第198条第２項（給与等関係）
□　第203条第４項（退職手当等関係）
□　第203条の５第５項（公的年金等関係）
の規定の適用を受けることを取りやめたいので

この旨届け出ます。

承認年月日	年　月　日（承認申請書の提出年月日　年　月　日）
参考事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

番号確認	身元確認	確認書類
	□　済 □　未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

（注意事項）
１　この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者（所得税法第198条第２項、第203条第４項又は第203条の５第５項）が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
２　この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

（届出書の書き方）
１　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
　ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
２　本文には、届出の対象とする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。
３　「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
４　「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
５　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
６　「※」欄は、記載しないでください。
７　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記
　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（規格Ａ４）

27.12 改正

改正前

（257　年末調整による不足額徴収繰延承認申請書）

税務署受付印

平成　　年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

平成　　年　　月　　日提出

税務署長殿	給与等の支払者	住所又は所在地	〒
		氏名又は名称	㊞
		個人番号又は法人番号	（個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。）

所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

徴収繰延承認申請者	所属部課名		申請年月日	
	住所			
	氏名	㊞	個人番号	

繰延承認を受けようとする額	給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する源泉徴収税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A−B−C) D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額 E	平均月割額の7割相当額 (E×70%) F	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F−D) G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C−G) H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C−H)の1／2	備考
									承認額　円 1月　円 2月　円	

税理士署名押印	㊞

※税務署欄				決裁印	署長	副署長	統括官	担当者	（却下の理由）	既未済欄	整理簿	通知書
	起案	・	・									
	決裁	・	・									
	施行	・	・									
	処理	承認	却下									

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

27.06改正

※網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書と複写により記載してください。（規格A4）

改正後

（259　年末調整による不足額徴収繰延承認申請書）

税務署受付印

平成　　年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

平成　　年　　月　　日提出

税務署長殿	給与等の支払者	住所又は所在地	〒
		氏名又は名称	㊞
		個人番号又は法人番号	（個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。）

所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

徴収繰延承認申請者	所属部課名		申請年月日	
	住所			
	氏名	㊞		

繰延承認を受けようとする額	給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する源泉徴収税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A−B−C) D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額 E	平均月割額の7割相当額 (E×70%) F	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F−D) G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C−G) H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C−H)の1／2	備考
									承認額　円 1月　円 2月　円	

税理士署名押印	㊞

※税務署欄				決裁印	署長	副署長	統括官	担当者	（却下の理由）	既未済欄	整理簿	通知書
	起案	・	・									
	決裁	・	・									
	施行	・	・									
	処理	承認	却下									

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

28.06改正

※網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書と複写により記載してください。（規格A4）

改正前

（258　年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書）

平成　　年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

給与等の支払者	住所又は所在地	〒
	氏名又は名称	殿

徴収繰延承認申請者	所属部課名					申請年月日				
	住所									
	氏名									
繰延承認を受けようとする額	給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する源泉徴収税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A−B−C) D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額 E	平均月割額の7割相当額 (E×70%) F	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F−D) G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C−G) H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C−H)の1/2	備考
									承認額　円 1月　円 2月　円	

上記の書から平成　年　月　日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。

平成　年　月　日　　税務署長　　㊞

（処分の理由）

（規格A4）

27.06 改正

改正後

（260　年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書）

平成　　年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

給与等の支払者	住所又は所在地	〒
	氏名又は名称	殿

徴収繰延承認申請者	所属部課名					申請年月日				
	住所									
	氏名									
繰延承認を受けようとする額	給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する源泉徴収税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A−B−C) D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額 E	平均月割額の7割相当額 (E×70%) F	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F−D) G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C−G) H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C−H)の1/2	備考
									承認額　円 1月　円 2月　円	

上記の書から平成　年　月　日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。

平成　年　月　日　　税務署長　　㊞

（処分の理由）

（規格A4）

28.05 改正

改　　正　　後

（280　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書）

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書

役務署受付印	※整理番号	
平成　年　月　日 税務署長殿	住所又は居所	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名	㊞
	（フリガナ） 名称	

所得税法第206条第1項に規定する証明書［　　］部の交付を申請します。

①　現に行っている事業の概要	（直近年度の決算書を添付してください。）
②　現に行っている事業が次に掲げる要件の一に該当する事情の詳細 1　映画又はレコード（録音のテープ及びワイヤーを含む。）の製作を主たる事業としていること 2　自ら主催してその所有する劇場において定期的に演劇の公演を行っていること 3　自ら主催して興行場において定期的に演劇の公演を行うことを主たる事業としていること 4　主として自己に専属する芸能人をもって演劇の製作及びその製作した演劇の公演を行うことを主たる事業としていること	
③　芸能人の役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記録されていることの事実の詳細	
④　証明書を2部以上必要とする事情の詳細	
⑤　自己に専属する主要芸能人の氏名	（書ききれない場合は別紙に記載して添付して下さい。）
⑥　自己に専属する芸能人との専属契約の内容	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付・不交付	
	決裁	・　・						交付事績	交付部数	部
									有効期限	・　・
							通知書		証明書番号	～
									交付通知年月日	・　・

（規格A4）

28.06改正

改　　正　　前

（277　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書）

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書

役務署受付印	※整理番号	
平成　年　月　日 税務署長殿	住所又は居所	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名	㊞
	個人番号	
	（フリガナ） 名称	

所得税法第206条第1項に規定する証明書［　　］部の交付を申請します。

①　現に行っている事業の概要	（直近年度の決算書を添付してください。）
②　現に行っている事業が次に掲げる要件の一に該当する事情の詳細 1　映画又はレコード（録音のテープ及びワイヤーを含む。）の製作を主たる事業としていること 2　自ら主催してその所有する劇場において定期的に演劇の公演を行っていること 3　自ら主催して興行場において定期的に演劇の公演を行うことを主たる事業としていること 4　主として自己に専属する芸能人をもって演劇の製作及びその製作した演劇の公演を行うことを主たる事業としていること	
③　芸能人の役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記録されていることの事実の詳細	
④　証明書を2部以上必要とする事情の詳細	
⑤　自己に専属する主要芸能人の氏名	（書ききれない場合は別紙に記載して添付して下さい。）
⑥　自己に専属する芸能人との専属契約の内容	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付・不交付	
	決裁	・　・						交付事績	交付部数	部
									有効期限	・　・
							通知書		証明書番号	～
									交付通知年月日	・　・
	番号確認	身元確認	確認書類							
		□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）							

（規格A4）

27.06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（280　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書）	（277　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書）
芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する 所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の記載要領等	**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する 所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の記載要領等**
1　この申請書は、源泉徴収義務者（居住者である個人に限ります。）が、所得税法第 206 条第１項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けようとする場合に、所轄税務署長に提出します。	1　この申請書は、源泉徴収義務者（居住者である個人に限ります。）が、所得税法第 206 条第１項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けようとする場合に、所轄税務署長に提出します。
2　この申請書は２部提出してください。	2　この申請書は２部提出してください。
3　初めて証明書の交付を申請する場合には、標題の「（追加）」を抹消した上、次により記載してください。	3　初めて証明書の交付を申請する場合には、標題の「（追加）」を抹消した上、次により記載してください。
(1)　「住所又は居所」、「氏名」及び「名称」の各欄には、申請者の住所又は居所、氏名及び名称（屋号等）を記載してください。 ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所又は居所と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。	(1)　「住所又は居所」、「氏名」、「個人番号」及び「名称」の各欄には、申請者の住所又は居所、氏名、個人番号及び名称（屋号等）を記載してください。 ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所又は居所と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
(2)　「①」欄には、申請時において行っている事業の概要を記載してください。	(2)　「①」欄には、申請時において行っている事業の概要を記載してください。
(3)　「②」欄には、申請時に行っている事業が、同欄に記載されている要件のいずれか一に該当する場合に、１号該当、２号該当等と記載するとともに、その該当する事情の詳細を記載してください。	(3)　「②」欄には、申請時に行っている事業が、同欄に記載されている要件のいずれか一に該当する場合に、１号該当、２号該当等と記載するとともに、その該当する事情の詳細を記載してください。
(4)　「③」欄には、芸能人の役務提供契約の内容（役務提供の日時、提供先、提供者の氏名等）及びその役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がどのような帳簿にどのように記録され、かつ、どのように整理されているか等、その報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記載されていることの事実の詳細を記載してください。	(4)　「③」欄には、芸能人の役務提供契約の内容（役務提供の日時、提供先、提供者の氏名等）及びその役務の提供に関して支払を受ける報酬又は料金がどのような帳簿にどのように記録され、かつ、どのように整理されているか等、その報酬又は料金がその備付帳簿に明確に記載されていることの事実の詳細を記載してください。
(5)　「④」欄には、証明書を２部以上交付を受けようとする場合に、その必要とする事情を記載してください。	(5)　「④」欄には、証明書を２部以上交付を受けようとする場合に、その必要とする事情を記載してください。
(6)　「⑤」欄には、申請者に専属している芸能人のうち、主要な芸能人の氏名又は芸名を記載してください。	(6)　「⑤」欄には、申請者に専属している芸能人のうち、主要な芸能人の氏名又は芸名を記載してください。
(7)　「⑥」欄には、申請者に専属している芸能人が、他に出演等をする場合の制約の程度、その芸能人の役務の提供等に関する報酬のうち申請者に帰属する報酬の内容及び申請者が芸能人に支払う報酬の定め方等の詳細を記載してください。	(7)　「⑥」欄には、申請者に専属している芸能人が、他に出演等をする場合の制約の程度、その芸能人の役務の提供等に関する報酬のうち申請者に帰属する報酬の内容及び申請者が芸能人に支払う報酬の定め方等の詳細を記載してください。
(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。	(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
(9)　「※」欄は、記載しないでください。	(9)　「※」欄は、記載しないでください。
4　証明書の追加交付を申請する場合には、標題の「（追加）」を○で囲み、「④」欄と、その他の欄で前に提出した申請者に記載した事項に異動があったものだけについて、３に準じて記載してください。	4　証明書の追加交付を申請する場合には、標題の「（追加）」を○で囲み、「④」欄と、その他の欄で前に提出した申請者に記載した事項に異動があったものだけについて、３に準じて記載してください。

改　　正　　後

（283　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

住所又は居所	〒 電話　　－　　－
（フリガナ） 氏名	㊞
（フリガナ） 名称	

所得税法第206条第２項又は所得税法施行令第325条第２項の規定により次のとおり届け出ます。
なお、前に交付を受けた証明書［　　］部を添付します。

１　氏名（名称）又は住所若しくは居所の変更

（変更年月日）　平成　　年　　月　　日

（変　更　前）

（変　更　後）

２　証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと

（該当しないこととなった年月日）　平成　　年　　月　　日

（該当しないこととなった理由）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄											
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還事績	返還年月日	・　・		
決裁	・　・							返還部数	部		
								有効期限	・　・		
						通知書		証明書番号	～		
							処理事績	交付部数	部		
								有効期限	・　・		
						公示		証明書番号	～		
								交付年月日	・　・		
								通知年月日	・　・		
								公示年月日	・　・		

（規格Ａ４）

28.06 改正

改　　正　　前

（280　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

住所又は居所	〒 電話　　－　　－
（フリガナ） 氏名	㊞
個人番号	
（フリガナ） 名称	

所得税法第206条第２項又は所得税法施行令第325条第２項の規定により次のとおり届け出ます。
なお、前に交付を受けた証明書［　　］部を添付します。

１　氏名（名称）、住所若しくは居所又は個人番号の変更

（変更年月日）　平成　　年　　月　　日

（変　更　前）

（変　更　後）

２　証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと

（該当しないこととなった年月日）　平成　　年　　月　　日

（該当しないこととなった理由）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄											
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還事績	返還年月日	・　・		
決裁	・　・							返還部数	部		
								有効期限	・　・		
						通知書		証明書番号	～		
							処理事績	交付部数	部		
								有効期限	・　・		
						公示		証明書番号	～		
								交付年月日	・　・		
								通知年月日	・　・		
								公示年月日	・　・		
番号確認	身元確認	確認書類									
	□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）									

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（283　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）	（280　芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）
芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等	**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等**
1　この届出書は、源泉徴収義務者が、所得税法第206条第１項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けた後、次の事情が生じた場合に、所轄税務署長に提出してください。 (1)　氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合 （注）　住所又は居所を変更した場合には、変更後の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に届け出ることになります。 (2)　源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合	1　この届出書は、源泉徴収義務者が、所得税法第206条第１項に規定する源泉徴収の免除証明書の交付を受けた後、次の事情が生じた場合に、所轄税務署長に提出してください。 (1)　氏名（名称）、住所若しくは居所又は個人番号を変更した場合 （注）　住所若しくは居所を変更した場合には、変更後の住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に届け出ることになります。 (2)　源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合
2　この届出書は２部提出してください。	2　この届出書は２部提出してください。
3　この届出書には、届出者が交付を受けている証明書を添付してください。	3　この届出書には、届出者が交付を受けている証明書を添付してください。
4　この届出書は、次により記載してください。 (1)　□内には、前に交付を受けた証明書の部数を記載してください。 (2)　届出の内容にしたがい、該当する項目の番号を○で囲んだ上、次により記載してください。 イ　氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更した場合 その変更年月日と変更前及び変更後の氏名（名称）又は住所若しくは居所を記載してください。 ロ　証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなった場合 その該当しないこととなった年月日とその事由を記載してください。 (3)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (4)　「※」欄は、記載しないでください。	4　この届出書は、次により記載してください。 (1)　□内には、前に交付を受けた証明書の部数を記載してください。 (2)　届出の内容にしたがい、該当する項目の番号を○で囲んだ上、次により記載してください。 イ　氏名（名称）、住所若しくは居所又は個人番号を変更した場合 その変更年月日と変更前及び変更後の氏名（名称）、住所若しくは居所又は個人番号を記載してください。 ロ　証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなった場合 その該当しないこととなった年月日とその事由を記載してください。 (3)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (4)　「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（285　外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書）

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

納税地にある事務所等の法人税又は所得税の

所在地又は住所　〒

（フリガナ）

名称又は氏名

法人番号

（フリガナ）

代表者その他の責任者の氏名　㊞

（フリガナ）

納税管理人の氏名　㊞

①□所得税法第180条第1項
□旧所得税法第214条第1項
□租税特別措置法施行令第3条の3第2項
に規定する証明書　部　の交付を申請します。

追加申請書の場合（当初の申請書の提出年月日）平成　年　月　日

②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

③非居住者で国内に居所がある場合のその居所

④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日　昭・平　年　月　日

⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日　昭・平　年　月　日

⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要

⑦当社（私）は□所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。／□旧所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。

⑧非居住者の所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要

⑨外国法人の恒久的施設を通じて行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要

⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等

所得の支払者の 氏名・名称	住所・所在地	支払を受ける 所得の種類	見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地

⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等

利子等の支払者の 名称	所在地	支払を受ける見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地

⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が旧所得税法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人のこれらの項に掲げる対象国内源泉所得（その非居住者のこれらの号に掲げる国内源泉所得）に該当する事情

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付・不交付
	決裁						交付事績 交付部数	部
					番号	通知書	有効期限	・・
							証明書番号	～
							交付通知 年月日	・・

（規格A4）

28.06改正

改　正　前

（282　外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書）

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の

所在地又は住所　〒

（フリガナ）

名称又は氏名

法人番号又は個人番号　（個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。）

（フリガナ）

代表者その他の責任者の氏名　㊞

（フリガナ）

納税管理人の氏名　㊞

①□所得税法第180条第1項
□旧所得税法第214条第1項
□租税特別措置法施行令第3条の3第2項
に規定する証明書　部　の交付を申請します。

追加申請書の場合（当初の申請書の提出年月日）平成　年　月　日

②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

③非居住者で国内に居所がある場合のその居所

④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日　昭・平　年　月　日

⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日　昭・平　年　月　日

⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要

⑦当社（私）は□所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。／□旧所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。

⑧非居住者の所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要

⑨外国法人の恒久的施設を通じて行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要

⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等

所得の支払者の 氏名・名称	住所・所在地	支払を受ける 所得の種類	見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地

⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等

利子等の支払者の 名称	所在地	支払を受ける見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地

⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が旧所得税法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人のこれらの項に掲げる対象国内源泉所得（その非居住者のこれらの号に掲げる国内源泉所得）に該当する事情

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付・不交付
	決裁						交付事績 交付部数	部
						通知書	有効期限	・・
							証明書番号	～
							交付通知 年月日	・・

番号確認　身元確認　□済　□未済　確認書類　個人番号カード／通知カード・運転免許証　その他（　）

（規格A4）

28.03改正

改　　正　　後

（285　外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書）

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書
交　付　（　追　加　）　申　請　書　の　記　載　要　領　等

1　初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。

(1)　「所在地又は住所」、「名称又は氏名」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の日本国内にある主たる事務所の所在地、氏名又は名称、法人番号及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。

(2)　「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。

(3)　「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を□内に記載してください。

(4)　「②」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。

(5)　「③」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。

(6)　「④」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある届出書を提出した年月日を記載してください。

(7)　「⑤」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある登記をした年月日を記載してください（所得税法第180条第１項に掲げる法人にあっては、その営業所の登記をしている必要があります。）。

なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。

(8)　「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。

(9)　「⑦」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。

(10)　「⑧」欄には、非居住者の源泉徴収の免除を受ける所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。

イ　国外にある事務所等が、その所得の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し所得税及び復興特別所得税の申告を適正に行うため必要な事項を通知する時期、方法など

ロ　イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類

(11)　「⑨」欄には、「④」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。

(12)　「⑩」欄は、次により記載してください。

イ　「所得の支払者の氏名・名称」から「支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。

ロ　「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。

(13)　「⑪」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第８条第１項に規定する金融機関に該当し、当該外国法人の国外の営業所が支払を受ける利子等について同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類（銀行法第４条第１項又は保険業法第185条第１項の免許などを受けていることを証する書類の写し）を添付してください。

(14)　「⑫」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第１項に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が旧所得税法第214条第１項第２号若しくは第３号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人のこれらの項に掲げる対象国内源泉所得(その非居住者のこれらの号に掲げる国内源泉所得）に該当する事情を記載してください。

(15)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(16)　「※」欄は、記載しないでください。

2　追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」及び「⑩」又は「⑪」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、１に準じて記載してください。

改　　正　　前

（282　外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書）

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書
交　付　（　追　加　）　申　請　書　の　記　載　要　領　等

1　初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。

(1)　「所在地又は住所」、「名称又は氏名」、「法人番号又は個人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の日本国内にある主たる事務所の所在地、氏名又は名称、法人番号又は個人番号及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。

(2)　「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。

(3)　「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を□内に記載してください。

(4)　「②」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。

(5)　「③」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。

(6)　「④」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある届出書を提出した年月日を記載してください。

(7)　「⑤」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある登記をした年月日を記載してください（所得税法第180条第１項に掲げる法人にあっては、その営業所の登記をしている必要があります。）。

なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。

(8)　「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。

(9)　「⑦」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。

(10)　「⑧」欄には、非居住者の源泉徴収の免除を受ける所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。

イ　国外にある事務所等が、その所得の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し所得税及び復興特別所得税の申告を適正に行うため必要な事項を通知する時期、方法など

ロ　イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類

(11)　「⑨」欄には、「④」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。

(12)　「⑩」欄は、次により記載してください。

イ　「所得の支払者の氏名・名称」から「支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。

ロ　「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。

(13)　「⑪」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第８条第１項に規定する金融機関に該当し、当該外国法人の国外の営業所が支払を受ける利子等について同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類（銀行法第４条第１項又は保険業法第185条第１項の免許などを受けていることを証する書類の写し）を添付してください。

(14)　「⑫」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第１項に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が旧所得税法第214条第１項第２号若しくは第３号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人のこれらの項に掲げる対象国内源泉所得(その非居住者のこれらの号に掲げる国内源泉所得）に該当する事情を記載してください。

(15)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(16)　「※」欄は、記載しないでください。

2　追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」及び「⑩」又は「⑪」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、１に準じて記載してください。

改　正　後

（291　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の

所在地　〒　電話　－　－

（フリガナ）

名称

法人番号

（フリガナ）

代表者その他の責任者の氏名　㊞

（フリガナ）

納税管理人の氏名　㊞

①

所得税法施行令第　条　に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。

なお、平成　年　月　日付で交付を受けた証明書　部　第　号を添付します。

②

証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③

免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄							返還事績等		
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿		返還年月日	・　・
決裁	・　・							返還部数	部
（摘要）					番号	公示		証明書番号	～
								有効期限	・　・
								失効年月日	・　・
								公示年月日	・　・

（規格A4）

28.06改正

改　正　前

（287　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の

所在地　〒　電話　－　－

（フリガナ）

名称

法人番号又は個人番号　↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

（フリガナ）

代表者その他の責任者の氏名　㊞

（フリガナ）

納税管理人の氏名　㊞

①

所得税法施行令第　条　に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。

なお、平成　年　月　日付で交付を受けた証明書　部　第　号を添付します。

②

証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③

免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄							返還事績等		
起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿		返還年月日	・　・
決裁	・　・							返還部数	部
（摘要）						公示		証明書番号	～
								有効期限	・　・
								失効年月日	・　・
								公示年月日	・　・
番号確認	身元確認 □済 □未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）							

（規格A4）

28.03改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（291　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）	（287　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書）
源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等	**源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等**
1　「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、名称、法人番号及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、「納税管理人」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。	1　「所在地」、「名称」、「法人番号又は個人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、名称、法人番号又は個人番号及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、「納税管理人」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。
2　「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号をそれぞれの空欄に記載してください。	2　「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号をそれぞれの空欄に記載してください。
3　「②」欄には、届出者が、所得税法施行令第304条又は旧所得税法施行令第330条に掲げる要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。	3　「②」欄には、届出者が、所得税法施行令第304条又は旧所得税法施行令第330条に掲げる要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。
4　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	4　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
5　「※」欄は、記載しないでください。	5　「※」欄は、記載しないでください。
6　留意事項	6　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　正　後

（294　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書）

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の

所在地　〒　電話　－　－

（フリガナ）

名称

法人番号

（フリガナ）

代表者その他の責任者の氏名　㊞

主たる事務所等の国外にある本店又は

所在地　〒　電話　－　－

（フリガナ）

名称

（フリガナ）

代表者氏名

① 平成　年　月　日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。

なお、平成　年　月　日付で交付を受けた証明書　部　第　号を添付します。

②届出内容

変更内容		変更前	変更後
主たる事務所等の国外にある本店又は	所在地	〒 電話　－　－	〒 電話　－　－
	（フリガナ）名称		
法人税等の納税地にある事務所等の	所在地	〒 電話　－　－	〒 電話　－　－
	（フリガナ）名称		
	代表者その他の責任者氏名		

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄

起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿
決裁	・　・					

番号

返還事績	
返還年月日	・　・
返還部数	部
有効期限	・　・
証明書番号	～

再交付事績	
交付部数	部
有効期限	・　・
証明書番号	～
交付年月日	・　・

（規格A4）

28.06 改正

改　正　前

（289　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書）

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

法人税又は所得税の納税地にある事務所等の

所在地　〒　電話　－　－

（フリガナ）

名称

法人番号又は個人番号　（個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。）

（フリガナ）

代表者その他の責任者の氏名　㊞

主たる事務所等の国外にある本店又は

所在地　〒　電話　－　－

（フリガナ）

名称

（フリガナ）

代表者氏名

① 平成　年　月　日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。

なお、平成　年　月　日付で交付を受けた証明書　部　第　号を添付します。

②届出内容

変更内容		変更前	変更後
主たる事務所等の国外にある本店又は	所在地	〒 電話　－　－	〒 電話　－　－
	（フリガナ）名称		
法人税等の納税地にある事務所等の	所在地	〒 電話　－　－	〒 電話　－　－
	（フリガナ）名称		
	個人番号		
	代表者その他の責任者氏名		

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄

起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿
決裁	・　・					

返還事績	
返還年月日	・　・
返還部数	部
有効期限	・　・
証明書番号	～

再交付事績	
交付部数	部
有効期限	・　・
証明書番号	～
交付年月日	・　・

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（294　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書）	（289　源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書）
源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書の記載要領等	**源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書の記載要領等**
1　法人税又は所得税の納税地にある事務所等の「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、電話番号、名称、法人番号及び代表者その他の責任者の氏名を記載してください。	1　法人税又は所得税の納税地にある事務所等の「所在地」、「名称」、「法人番号又は個人番号」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の所在地、電話番号、名称、法人番号又は個人番号及び代表者その他の責任者の氏名を記載してください。
2　国外にある本店又は主たる事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、それぞれ届出者の氏名又は名称、住所並びに国内に居所がある場合はその居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。	2　国外にある本店又は主たる事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、それぞれ届出者の氏名又は名称、住所並びに国内に居所がある場合はその居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3　「①」欄には、名称等の変更のあった年月日とともに、交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号を記載してください。	3　「①」欄には、名称等の変更のあった年月日とともに、交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号を記載してください。
4　「②」欄には、変更のあった事項について、変更前と変更後の内容を該当欄に記載してください。	4　「②」欄には、変更のあった事項について、変更前と変更後の内容を該当欄に記載してください。
5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。	5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
6　「※」欄は、記載しないでください。	6　「※」欄は、記載しないでください。
7　留意事項	7　留意事項
○　法人課税信託の名称の併記	○　法人課税信託の名称の併記
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（313　特典条項に関する付表（米））	（308　特典条項に関する付表（米））
様　式　17-米 FORM 特 典 条 項 に 関 す る 付 表（米） ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (US) 記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions. 1　適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項； Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention 日本国とアメリカ合衆国との間の租税条約第22条 The Income Tax Convention between Japan and The United States of America, Article 22 2　この付表に記載される者の氏名又は名称； Full name of Resident this attachment Form 居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください（注５）。 Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note 5) 3　租税条約の特典条項の要件に関する事項； AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。 In order of sections A, B and C , check applicable box “Yes” or “No” in each line. If you check any box of “Yes”, in section A to C, you need not fill the lines that follow. Applicable lines must be filled and necessary document must be attached. A (1)　個人 Individual　□該当 Yes，□非該当 No (2)　国、地方政府又は地方公共団体、中央銀行 Contracting Country, any Political Subdivision or Local Authority, Central Bank　□該当 Yes，□非該当 No (3)　公開会社（注７）Publicly Traded Company (Note 7)　□該当 Yes，□非該当 No （公開会社には、下表のC欄が６％未満である会社を含みません。）（注８） (“Publicly traded Company” does not include a Company for which the Figure in Column C below is less than 6%.)(Note 8) 株式の種類 Kind of Share / 公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange / シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code / 発行済株式の総数の平均 Average Number of Shares outstanding / 有価証券市場で取引された株式の数 Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange / B/A(%) A / B / C　% (4)　公開会社の関連会社 Subsidiary of Publicly Traded Company　□該当 Yes，□非該当 No （発行済株式の総数（＿＿＿＿＿株）の 50%以上が上記(3)の公開会社に該当する５以下の法人により直接又は間接に所有されているものに限ります。）（注９）。 (“Subsidiary of Publicly Traded Company” is limited to a company at least 50% of whose shares outstanding (＿＿＿＿＿shares) are owned directly or indirectly by 5 or fewer “Publicly Traded Companies” as defined in (3) above.)(Note 9) 年　月　日現在の株主の状況 State of Shareholders as of (date)　/　/ 株主の名称 Name of Shareholder / 居住地国における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence / 公認の有価証券市場 Recognized Stock Exchange / シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code / 間接保有 Indirect Ownership / 所有株式数 Number of Shares owned 1 / 2 / 3 / 4 / 5 合　計 Total（持株割合 Ratio (%) of Shares owned）　（　%） (5)　公益団体（注10）Public Service Organization (Note 10)　□該当 Yes，□非該当 No 設立の根拠法令 Law for Establishment　設立の目的 Purpose of Establishment (6)　年金基金（注11）Pension Fund (Note 11)　□該当 Yes，□非該当 No （直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超える者が日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の 50%以上が、両締約国の居住者である事情を記入してください。） “Pension Fund” is limited to one more than 50% of whose beneficiaries, members, or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Provide below details showing that more than 50% of beneficiaries etc. are individual residents of either contracting country. 設立等の根拠法令 Law for Establishment　非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A applies, proceed to B.	（同　左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（313　特典条項に関する付表（米））	（308　特典条項に関する付表（米））
	（同　左）

B

次の(a)及び(b)の要件のいずれも満たす個人以外の者 Person other than an Individual, and satisfying both (a) and (b) below　☐該当 Yes，☐非該当 No

(a)　株式や受益に関する持分（＿＿＿＿＿＿）の 50%以上が、Aの(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)に該当する日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者により直接又は間接に所有されていること(注 12)

Residents of Japan or the other contracting Country of the Convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(5) or (6) of A own directly or indirectly at least 50% of Shares or other beneficial Interests (＿＿＿＿＿＿) in the Person. (Note 12)

＿＿年＿＿月＿＿日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date)＿＿＿＿／＿＿／＿＿

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholders is taxable in Country of residence	Aの番号 Number of applicable Line in A	間接所有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			☐	
			☐	
			☐	
合　　計 Total（持分割合 Ratio(%) of Shares owned）				（　%）

(b)　総所得のうち、課税所得の計算上控除される支出により、日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者に該当しない者（以下「第三国居住者」といいます。）に対し直接又は間接に支払われる金額が、50%未満であること(注 13)

Less than 50% of the person's gross income is paid or accrued directly or indirectly to persons who are not residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above ("third country residents") in the form of payments that are deductible in computing taxable income in country of residence (Note 13)

第三国居住者に対する支払割合　Ratio of Payment to Third Country Residents　（通貨 Currency:　　）

	申告　Tax Return	源泉徴収税額　Withholding Tax		
	当該課税年度 Taxable Year	前々々課税年度 Taxable Year three Years prior	前々課税年度 Taxable Year two Years prior	前課税年度 Prior taxable Year
第三国居住者に対する支払 Payment to third Country Residents	A			
総所得 Gross Income	B			
A/B (%)	C　%	%	%	%

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

C

次の(a)から(c)の要件を全て満たす者 Resident satisfying all of the following Conditions from (a) through (c)　☐該当 Yes，☐非該当 No

居住地国において従事している営業又は事業の活動の概要(注 14)；Description of trade or business in residence country (Note 14)

(a)　居住地国において従事している営業又は事業の活動が、自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動（商業銀行、保険会社又は登録を受けた証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業の活動を除きます。）ではないこと(注 15)：　☐はい Yes，☐いいえ No

Trade or business in country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless these activities are banking, insurance or securities activities carried on by a commercial bank, insurance company or registered securities dealer) (Note 15)　☐はい Yes，☐いいえ No

(b)　所得が居住地国において従事している営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること(注 16)：

Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business in country of residence (Note 16)

(c)　（日本国内において営業又は事業の活動から所得を取得する場合）居住地国において行う営業又は事業の活動が日本国内において行う営業又は事業の活動との関係で実質的なものであること(注 17)：　☐はい Yes，☐いいえ No

(If you derive income from a trade or business activity in Japan) Trade or business activity conducted in the country of residence is substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan. (Note 17)

日本国内において従事している営業又は事業の活動の概要；Description of Trade or Business in Japan.

D　国税庁長官の認定；

Determination by the NTA Commissioner

国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、権限ある当局の認定は不要です。

If you have been a determination by the NTA Commissioner, describe below the determination. Convention benefits will be granted to the extent of the determination. If any of A through C above applies, determination by the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日　Date of determination ＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

・認定を受けた所得の種類

Type of income for which determination was given＿＿＿＿＿＿

改　正　後

（313　特典条項に関する付表（米））

様　式　17-米
FORM

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE”

注　意　事　項

付表の提出について

1　この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します（一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の２、３及び４を参照してください。）（以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。）。

2　特典条項の適用を受けようとする付表の「１」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
　付表の「３」のＡのいずれかに該当する場合　　：３年
　付表の「３」のＢ、Ｃ、Ｄのいずれかに該当する場合：１年

3　租税条約の適用を受けようとする所得が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得について特典条項条約届出書の提出は省略することができます。

4　特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5　所得の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき（特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます（「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）（様式15）」にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。）。
　この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6　付表の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
　租税条約の適用を受ける者が「３」のＡ～Ｄのいずれかに該当する場合には、「１」の租税条約の適用を受けることができます（なお、Ｃに該当する場合には、その判定の対象とした所得についてのみ、Ｄに該当する場合には認定の対象となった所得についてのみ、「１」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。）。

7　公開会社とは、その主たる種類の株式及び不均一分配株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日米租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、日本国の金融商品取引法に基づき設立された有価証券市場、ナスダック市場及び合衆国の 1934 年証券取引法に基づき証券取引所として証券取引委員会に登録された有価証券市場をいいます。
　「通常取引される」とは、直前の課税年度において取引されたある種類の株式の総数が、その株式の発行済株式総数の平均の６％以上である場合をいいます。

【裏面に続きます。】

INSTRUCTIONS

Submission of the Attachment Form

1　If you apply for the application of tax convention that has limitation on benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the “application form for LOB convention”.)

2　If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention may not be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
　If any line of A of Section 3 applies: 3 years
　If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3　If the income for which application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividend of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4　If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and state the date of the previous submission of application form for LOB convention.

5　In the case that the recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to “Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax on Japanese Source Income) (Form 15),” the residency certification must be appended to this attachment form).
　In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column “Others” of the Application Form: ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6　Applicable blocks must be checked.
　If any of A though D in 3 applies, benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, benefits will be granted only for the income for which the determination was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.

7　“Publicly Traded Company” is a company whose principle class and disproportionate class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges. In case of the Japan-US Income Tax Convention , “Recognized Stock Exchange” means any stock exchange established under the Financial Instruments and Exchange Law of Japan, the NASDAQ System, and stock exchange registered with the US Securities and Exchange Commission as a national securities exchange under the Securities Exchange Act of 1934 of the United States.
　“Regularly traded” means that the aggregate number of shares in a class of shares traded on recognized stock exchange(s) during the preceding taxable year is 6 percent or more of the average number of shares outstanding in that class during that preceding taxable year.

【Continue on the reverse】

改　正　前

（308　特典条項に関する付表（米））

様　式　17-米
FORM

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE”

注　意　事　項

付表の提出について

1　この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します（一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の２、３及び４を参照してください。）（以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。）。

2　特典条項の適用を受けようとする付表の「１」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
　付表の「３」のＡのいずれかに該当する場合　　：３年
　付表の「３」のＢ、Ｃ、Ｄのいずれかに該当する場合：１年

3　租税条約の適用を受けようとする所得が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得について特典条項条約届出書の提出は省略することができます。

4　特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5　所得の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき（特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます（「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）（様式15）」にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。）。
　この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6　付表の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
　租税条約の適用を受ける者が「３」のＡ～Ｄのいずれかに該当する場合には、「１」の租税条約の適用を受けることができます（なお、Ｃに該当する場合には、その判定の対象とした所得についてのみ、Ｄに該当する場合には認定の対象となった所得についてのみ、「１」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。）。

7　公開会社とは、その主たる種類の株式及び不均一分配株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日米租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、日本国の証券取引法に基づき設立された有価証券市場、ナスダック市場及び合衆国の 1934 年証券取引法に基づき証券取引所として証券取引委員会に登録された有価証券市場をいいます。
　「通常取引される」とは、直前の課税年度において取引されたある種類の株式の総数が、その株式の発行済株式総数の平均の６％以上である場合をいいます。

【裏面に続きます。】

INSTRUCTIONS

Submission of the Attachment Form

1　If you apply for the application of tax convention that has limitation on benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the “application form for LOB convention”.)

2　If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention may not be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
　If any line of A of Section 3 applies: 3 years
　If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3　If the income for which application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividend of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4　If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and state the date of the previous submission of application form for LOB convention.

5　In the case that the recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to “Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax on Japanese Source Income) (Form 15),” the residency certification must be appended to this attachment form).
　In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column “Others” of the Application Form: ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.’); ② the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6　Applicable blocks must be checked.
　If any of A though D in 3 applies, benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, benefits will be granted only for the income for which the determination was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.

7　“Publicly Traded Company” is a company whose principle class and disproportionate class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges. In case of the Japan-US Income Tax Convention , “Recognized Stock Exchange” means any stock exchange established under the Securities and Exchange Law of Japan, the NASDAQ System, and stock exchange registered with the US Securities and Exchange Commission as a national securities exchange under the Securities Exchange Act of 1934 of the United States.
　“Regularly traded” means that the aggregate number of shares in a class of shares traded on recognized stock exchange(s) during the preceding taxable year is 6 percent or more of the average number of shares outstanding in that class during that preceding taxable year.

【Continue on the reverse】

改　　正　　後	改　　正　　前
（313　特典条項に関する付表（米））	（308　特典条項に関する付表（米））
8　有価証券の数は次によります。 (1)「発行済株式の総数の平均」、「有価証券市場で取引された株式の数」の各欄は、この付表を提出しようとする日の属する課税年度の直前の課税年度における数によります。 (2)　直前の課税年度における発行済株式の総数の平均は、その課税年度中の発行済株式の総数に異動がない場合は、その課税年度の末日における発行済株式総数を記入してください。増資や減資、株式の分割などによりその課税年度中に発行済株式の総数に異動が生じた場合には次の算式により計算します。 （前課税年度の日々の発行済株式の総数×日数） ÷前課税年度の日数＝発行済株式の総数の平均	（同　左）
9　公開会社の関連会社であるかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日（配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日）が、課税年度終了の日である場合にはその課税年度を通じて、課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度を通じて判定します。 なお、「　年　月　日現在の株主の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の株主の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有（中間所有者はこの付表の「A」又は「B」に該当するいずれかの締約国の居住者に限ります。）である場合には、各株主の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。	
10　公益団体とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織された者で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために租税条約の相手国において設立され、かつ、維持されるものをいいます。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類（パンフレット等の写しなどでもかまいません。）を添付してください。	
11　年金基金とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織され、租税条約の相手国において主として退職年金その他これに類する報酬の管理又は給付のため設立され、かつ、維持されるとともに「1」の租税条約の相手国において上記の活動について租税を免除されるものをいいます。	
12　(a)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日（中間配当以外の配当については、その配当に係る会計年度の終了の日とします。）が課税年度終了の日である場合にはその課税年度を通じて、その課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度を通じて、判定します。 その他の場合には、その所得の支払が行なわれる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。 なお、「　年　月　日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。	
13　総所得とは、事業から取得する総収入の額からその収入を得るために直接に要した費用を差し引いた残額をいいます。 第三国居住者に対する支払には、通常の方法において支払われる役務又は有体財産に関する支払（独立企業間価格によるものに限ります。）や商業銀行に対する金融上の債務に関する支払（その支払に関する債権がその第三国居住者である銀行のいずれかの締約国にある恒久的施設に帰属するときに限ります。）は含まれません。 なお、申告の場合と源泉徴収の場合とでは判定基準が異なりますのでそれぞれの欄に記入してください。	
14　あなたが関連者（持分の50パーセント以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。）を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地国において行う営業又は事業の活動はあなたが居住地国において行う営業又は事業の活動とされます。	
15　「Cの(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動」とは、投資としての性格を有する活動をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う活動が該当します。	
16　「Cの(b)」の「所得が居住地国において従事している営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得の基因となる活動が居住地国において従事している営業又は事業の活動そのものである場合やその活動が居住地国における営業又は事業の活動と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。	
17　「Cの(c)」の「日本国内において行う営業又は事業の活動との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う営業又は事業の活動から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地国において行う営業又は事業の活動の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や営業又は事業全体の貢献度からみて居住地国の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。	
この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。	

8　The number of the shares shall be counted as follows:
(1)　"Average Number of Shares outstanding" and "Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange" must be counted for the taxable year prior to the taxable year in which this attachment form will be submitted.
(2)　If the numbers of shares outstanding did no change during the prior taxable year, the average number of shares outstanding is the number of shares outstanding at the end of the prior taxable year.
If the numbers of shares outstanding changed during the prior taxable year due to increase/decrease of capital or split of share, the average number of shares outstanding is calculated as follows:
(total number of shares outstanding for each day in the prior taxable year×number of days)÷(number of days in the prior taxable year)

9　In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends, the day when the recipient of the dividends is determined) is the last day of a taxable year, whether a company is "Subsidiary of Publicly Traded Company" is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of the taxable year, for the part of the taxable year which precedes the day of payment and the whole of the prior taxable year.
In "State of shareholders as of (date)", provide informatiton on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. If shares are indirectly owned (each intermediate owner must be a resident of either of the contracting countries falling under A or B in this attachment form), check the "Indirect Ownership" box, and attach a separate sheet explaining on the indirect ownership.

10　"Public Service Organization" is an entity organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1 and established and maintained in that contracting country exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose.
Attach prospectus for establishment and document that explains the organization's actual activity, e.g., copy of PR brochure.

11　"Pension Fund" is a juridical person that is organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1, and is established and maintained in that country primarily to administer or provide pensions or other similar remuneration, including social security payments, and is exempt from tax in that country with respect to these activities.

12　In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends other than interim dividends, the last day of fiscal year) is the last day of a taxable year, whether the condition stated in (a) is satisfied is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of taxable year, for the part of the taxable year which preceeds the day of payment and the whole of the prior taxable year.
In all other cases, whether the condition satated in (a) is satisfied is tested for at least half the days of the taxable year.
In "State of Shareholders as of (date)", provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. In case shares are indirectly owned, check the "indirect ownership" box, and attach a separate sheet explaining the indirect ownership.

13　"Gross Income" is the total revenues derived from business less the direct costs of obtaining such revenues. Payment to third country residents does not include arm's length payments in the ordinary course of business for services or tangible property and payments in respect of financial obligations to a commercial bank, provided that such payment is attributable to a permanent establishment of a third-country resident bank situated in one of the contracting countries. Note that different tests will be used for tax returns and withholding tax, and use the appropriate column.

14　If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares),or if you are a partner of a partnership, trade or business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your trade or business in that country.

15　"Making or managing investments for the resident's own account" in (a) of C is an activity which has the nature of investment such as activities of acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefit in the resident's own account.

16　"Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business" in (b) of C is an income derived from activities which themselves are the trade or business in the country of residence,or which are conducted as part of the trade or business in the country of residence.

17　"Substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan" in (c) of C is an additional condition if you derive income from a trade or business activity in Japan by yourself or your affiliated corporation. If the volume of trade or business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of value of asset or amount of income, or the contribution of the activity in　the country of residence is negligible in the contribution of the total trade or business, you do not satisfy this condition.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改　正　後

（317　特典条項に関する付表（オランダ王国））

様　式　17-オランダ王国
FORM　17-Kingdom of the Netherlands

特 典 条 項 に 関 す る 付 表（オランダ王国）

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (Kingdom of the Netherlands)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1　適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項；
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とオランダ王国との間の租税条約第21条
The Income Tax Convention between Japan and Kingdom of the Netherlands, Article 21

2　この付表に記載される者の氏名又は名称；
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください（注５）。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)

3　租税条約の特典条項の要件に関する事項；
Aから C の順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。（注６）
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as “Yes” or “No”. If you check any box as “Yes” in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached.(Note６)

A

(1)　個人 Individual　□該当 Yes，□非該当 No

(2)　①政府、地方政府又は地方公共団体、②オランダ中央銀行、③①のいずれかが直接又は間接に所有する者　□該当 Yes，□非該当 No
①the government , any political subdivision or local authority thereof,②the Central Bank of the Netherlands or ③a person that is owned, either directly or indirectly, by any entities mentioned in ①.

(3)　公開会社（注７）　Publicly Traded Company (Note７)　□該当 Yes，□非該当 No

公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code

(4)　銀行、保険会社又は証券会社　Bank, insurance company or securities dealer　□該当 Yes，□非該当 No
設立の根拠法令 Law for Establishment　　規制の根拠法令 Law for Regulation

(5)　年金基金（注８）　Pension Fund（Note８）　□該当 Yes，□非該当 No
（直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超えるものが日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものの又はその基金の 75%を超えるものが、適格者である日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者が拠出した基金である年金基金に限ります。受益者等の 50%を超えるものが、両締約国の居住者である事情又はその基金の 75%を超えるものが、適格者である両締約国の居住者が拠出した基金である年金基金である事情を記入してください。）
The “Pension Fund” is limited to those where more than 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year, or more than 75% of the contributions made to the person is derived from residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above which are qualified persons. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting country, or more than 75% of the contributions are made to the person is derived from residents of either contracting countries which are qualified persons.)

設立等の根拠法令 Law for Establishment　　非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

(6)　公益団体（注９）　Public Service Organization（Note９）　□該当 Yes，□非該当 No
設立等の根拠法令 Law for Establishment　　設立の目的 Purpose of Establishment　　非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

改　正　前

（312　特典条項に関する付表（オランダ王国））

様　式　17-オランダ王国
FORM　17-Kingdom of the Netherlands

特 典 条 項 に 関 す る 付 表（オランダ王国）

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (Kingdom of the Netherlands)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1　適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項；
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とオランダ王国との間の租税条約第21条
The Income Tax Convention between Japan and Kingdom of the Netherlands, Article 21

2　この付表に記載される者の氏名又は名称；
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください（注５）。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)

3　租税条約の特典条項の要件に関する事項；
Aから C の順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。（注６）
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as “Yes” or “No”. If you check any box as “Yes” in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached.(Note６)

A

(1)　個人 Individual　□該当 Yes，□非該当 No

(2)　①政府、地方政府又は地方公共団体、②オランダ中央銀行、③①のいずれかが直接又は間接に所有する者　□該当 Yes，□非該当 No
①the government , any political subdivision or local authority thereof,②the Central Bank of the Netherlands or ③a person that is owned, either directly or indirectly, by any entities mentioned in ①.

(3)　公開会社（注７）　Publicly Traded Company (Note７)　□該当 Yes，□非該当 No

公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code

(4)　銀行、保険会社又は証券会社　Bank, insurance company or securities dealer　□該当 Yes，□非該当 No
設立の根拠法令 Law for Establishment　　規制の根拠法令 Law for Regulation

(5)　年金基金（注８）　Pension Fund（Note８）　□該当 Yes，□非該当 No
（直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超えるものが日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものの又はその基金の 75%を超えるものが、適格者である日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者が拠出した基金である年金基金に限ります。受益者等の 50%を超えるものが、両締約国の居住者である事情又はその基金の 75%超えるものが、適格者である両締約国の居住者が拠出した基金である年金基金である事情を記入してください。）
The “Pension Fund” is limited to those where more than 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year, or more than 75% of the contributions made to the person is derived from residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above which are qualified persons. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting country, or more than 75% of the contributions are made to the person is derived from residents of either contracting countries which are qualified persons.)

設立等の根拠法令 Law for Establishment　　非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

(6)　公益団体（注９）　Public Service Organization（Note９）　□該当 Yes，□非該当 No
設立等の根拠法令 Law for Establishment　　設立の目的 Purpose of Establishment　　非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

改　　正　　後

（317　特典条項に関する付表（オランダ王国））

B

(1)　個人以外の者　　☐該当 Yes，☐非該当 No

Person other than an Individual

「個人以外の者」の場合、日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者である A の(1)から(6)までの者が、議決権の 50%以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有するものに限ります。(注 10)

The "Person other than an Individual" refers to residents of Japan or the contracting country of the convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(4) ,(5) or (6) of A and own either directly or indirectly shares or other beneficial interests representing at least 50% of the voting power of the person.(Note10)

年　月　日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) ＿＿＿／＿＿＿／＿＿＿

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	居住地国における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	A の番号 Number of applicable Line in A	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			☐	
			☐	
			☐	
合　　計 Total（持分割合　Ratio (%) of Shares owned）				(　%)

(2)　「１」の租税条約の相手国の居住者である法人　　☐該当 Yes，☐非該当 No

Company that is a resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1

次の(a)又は(b)の要件を満たす 7 以下の者（「同等受益者」といいます。）が、その法人の議決権の 75%以上に相当する株式を直接又は間接に保有する場合に限ります。「同等受益者」に関する事情を記入してください。(注 11)

(a)　日本との間に租税条約を有している国の居住者であって、次の(aa)から(cc)までの要件を満たすもの

(aa)　その租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること

(bb)　その租税条約において、その居住者が特典条項における適格者に該当すること（その租税条約が特典条項を有しない場合には、その条約に「１」の租税条約の特典条項が含まれているとしたならばその居住者が適格者に該当するであろうとみられること）

(cc)　その居住者が、「１」の租税条約の特典が要求される「１」の租税条約の第 10 条３、第 11 条３、第 12、第 13 条又は第 20 条に定める所得についてその租税条約の適用を受けようとしたならば、「１」の租税条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること

(b)　A の(1)から(6)までの者

The company is limited to those whose shares representing at least 75% of the voting power of the company are owned, either directly or indirectly, by seven or fewer persons who meet requirement (a) or (b) ("equivalent beneficiaries"). Please provide details below regarding equivalent beneficiaries. (Note11)

(a) The resident of a country that has a convention for avoidance of double taxation between that country and Japan, and meets the following requirements from (aa) through to (cc)

(aa) that convention contains provisions for effective exchange of information

(bb) that resident is a qualified person under the limitation on benefits provisions in that convention (where there are no such provisions in that convention, would be a qualified person when that convention is read as including provisions corresponding to the limitation on benefits provisions of the convention mentioned in 1)

(cc) that resident would be entitled under that convention to a rate of tax with respect to an item of income referred to in paragraph 3 of Article 10, paragraph 3 of Article 11 or Article 12, 13 or 20 of the convention mentioned in 1 for which the benefits are being claimed under the convention mentioned in 1 that is at least as low as the rate applicable under the convention mentioned in 1

(b) Person listed in (1) through to (6) in A

株主の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	(a)の場合 (a)			(b)の場合 (b)	株主等の持分 Number of Shares owned
		(aa)を満たすか Requirement (aa)	(bb)を満たすか Requirement (bb)	(cc)を満たすか Requirement (cc)	A の番号 Number of applicable Line in A	
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
合　　計 Total（持分割合 Ratio (%) of Shares owned）						(　%)

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

改　　正　　前

（312　特典条項に関する付表（オランダ王国））

B

(1)　個人以外の者　　☐該当 Yes，☐非該当 No

Person other than an Individual

「個人以外の者」の場合、日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者である A の(1)から(6)までの者が、議決権の 50%以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有するものに限ります。(注 10)

The "Person other than an Individual" refers to residents of Japan or the contracting country of the convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(4) ,(5) or (6) of A and own either directly or indirectly shares or other beneficial interests representing at least 50% of the voting power of the person.(Note10)

年　月　日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) ＿＿＿／＿＿＿／＿＿＿

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	居住地国における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	A の番号 Number of applicable Line in A	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			☐	
			☐	
			☐	
合　　計 Total（持分割合　Ratio (%) of Shares owned）				(　%)

(2)　「１」の租税条約の相手国の居住者である法人　　☐該当 Yes，☐非該当 No

Company that is a resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1

次の(a)又は(b)の要件を満たす 7 以下の者（「同等受益者」といいます。）が、その法人の議決権の 75%以上に相当する株式を直接又は間接に保有する場合に限ります。「同等受益者」に関する事情を記入してください。(注 11)

(a)　日本との間に租税条約を有している国の居住者であって、次の(aa)から(cc)までの要件を満たすもの

(aa)　その租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること

(bb)　その租税条約において、その居住者が特典条項における適格者に該当すること（その租税条約が特典条項を有しない場合には、その条約に「１」の租税条約の特典条項が含まれているとしたならばその居住者が適格者に該当するであろうとみられること）

(cc)　その租税条約に規定する税率が、「１」の租税条約の税率よりも制限的でないこと(注 12)

(b)　A の(1)から(6)までの者

The company is limited to those whose shares representing at least 75% of the voting power of the company are owned, either directly or indirectly, by seven or fewer persons who meet requirement (a) or (b) ("equivalent beneficiaries"). Please provide details below regarding equivalent beneficiaries. (Note11)

(a) The resident of a country that has a convention for avoidance of double taxation between that country and Japan, and meets the following requirements from (aa) through to (cc)

(aa) that convention contains provisions for effective exchange of information

(bb) that resident is a qualified person under the limitation on benefits provisions in that convention (where there are no such provisions in that convention, would be a qualified person when that convention is read as including provisions corresponding to the limitation on benefits provisions of the convention mentioned in 1)

(cc) The rate under that convention is no less restrictive than that in the convention mentioned in 1 (Note12)

(b) Person listed in (1) through to (6) in A

株主の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	(a)の場合 (a)			(b)の場合 (b)	株主等の持分 Number of Shares owned
		(aa)を満たすか Requirement (aa)	(bb)を満たすか Requirement (bb)	(cc)を満たすか Requirement (cc)	A の番号 Number of applicable Line in A	
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
合　　計 Total（持分割合 Ratio (%) of Shares owned）						(　%)

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

改　正　後

（317　特典条項に関する付表（オランダ王国））

C

(1) (a)の要件を満たす「1」の租税条約の相手国の居住者　☐該当 Yes，☐非該当 No
Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions of (a)

(a) 次の(ⅰ)から(ⅲ)の要件を全て満たす「1」の租税条約の相手国の居住者
Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions from (ⅰ) through (ⅲ)

(ⅰ) (b)に規定する多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること
The resident functions as a headquarters company for a multinational corporate group mentioned in(b)

(ⅱ) 特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき、租税の軽減又は免除を受けようとする所得が(b)(ⅱ)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること
The item of income which is granted application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article derived from that other Contracting State is derived in connection with, or is incidental to, the business referred to in (ⅱ) of (b)

(ⅲ) 特典条項の適用がある租税条約の規定に規定する要件を満たすこと
The resident satisfies any other specified conditions in the paragraphs or Articles which grant application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article.

(b) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、次の(ⅰ)から(ⅵ)までの要件を全て満たす限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされます。
The resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be considered a headquarters company for a multinational corporate group for the purpose of (a) only if all of the following conditions from (ⅰ) through (ⅵ) are satisfied

(ⅰ) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、その多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又はその多国籍企業集団の資金供給を行うこと
The resident mentioned in 1 provides a substantial portion of overall supervision and administration of the group or provides financing for the group

(ⅱ) その多国籍企業集団が、5以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において事業を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの5の国内においてその多国籍企業集団が行う事業が、それぞれその多国籍企業集団の総所得の 5%以上を生み出す場合に限ります。(注 12)
The group consists of companies which are resident in and are carrying on business in at least five countries, and the business carried on in each of the five countries generates at least 5% of the gross income of the group (Note 12)

(ⅲ) 「1」の租税条約の相手国以外のそれぞれの国内において多国籍企業集団が行う事業が、いずれもその多国籍企業集団の総所得の 50%未満しか生み出さないこと(注 12)
The business carried on in any one country other than the other contracting country of the convention mentioned in 1 generate less than 50 % of the gross income of the group (Note 12)

(ⅳ) 「1」の租税条約の相手国の居住者の総所得のうち、日本国内から「1」の租税条約の相手国の居住者が取得するものの占める割合が 50%以下であること(注 12)
No more than 50% of the resident's gross income is derived from the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Note 12)

(ⅴ) (ⅰ)に規定する機能を果たすために、「1」の租税条約の相手国の居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること
The resident has, and exercises, independent discretionary authority to carry out the functions referred to in clause (ⅰ)

(ⅵ) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、「1」の租税条約の相手国において、所得に対する課税上の規則であって(2)に規定する者が従うものと同様のものに従うこと
The resident is subject to the same income taxation rules in the other contracting country of the convention mentioned in 1 as persons described in (2)

(2) 次の(a)から(c)の要件を全て満たす者 Person satisfying all of the following conditions from (a) through (c)　☐該当 Yes，☐非該当 No
居住地国において従事している事業の概要(注 13)；Description of business in residence country (Note 13)

(a) 居住地国において従事している事業が、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。）ではないこと(注 14)：　☐はい Yes，☐いいえ No
The business in the country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless the business is banking, insurance or securities business carried on by a bank, insurance company or securities dealer) (Note 14)

(b) 所得が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること(注 15)：　☐はい Yes，☐いいえ No
An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence (Note 15)

(c) （日本国内において行う事業から所得を取得する場合）居住地国において行う事業が日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること(注 16)：　☐はい Yes，☐いいえ No
(If you derive an item of income from a business in Japan) The business conducted in the country of residence is substantial in relation to the business conducted in Japan. (Note 16)

日本国内において従事している事業の概要；Description of Business in Japan.

D　国税庁長官の認定；
Determination by the NTA Commissioner
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A through to C above are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日　Date of authorization　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received＿＿＿＿＿＿＿＿

改　正　前

（312　特典条項に関する付表（オランダ王国））

C

(1) (a)の要件を満たす「1」の租税条約の相手国の居住者　☐該当 Yes，☐非該当 No
Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions of (a)

(a) 次の(ⅰ)から(ⅲ)の要件を全て満たす「1」の租税条約の相手国の居住者
Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions from (ⅰ) through (ⅲ)

(ⅰ) (b)に規定する多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること
The resident functions as a headquarters company for a multinational corporate group mentioned in(b)

(ⅱ) 特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき、租税の軽減又は免除を受けようとする所得が(b)(ⅱ)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること
The item of income which is granted application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article derived from that other Contracting State is derived in connection with, or is incidental to, the business referred to in (ⅱ) of (b)

(ⅲ) 特典条項の適用がある租税条約の規定に規定する要件を満たすこと
The resident satisfies any other specified conditions in the paragraphs or Articles which grant application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article.

(b) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、次の(ⅰ)から(ⅵ)までの用件を全て満たす限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされます。
The resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be considered a headquarters company for a multinational corporate group for the purpose of (a) only if all of the following conditions from (ⅰ) through (ⅵ) are satisfied

(ⅰ) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、その多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又はその多国籍企業集団の資金供給を行うこと
The resident mentioned in 1 provides a substantial portion of overall supervision and administration of the group or provides financing for the group

(ⅱ) その多国籍企業集団が、5以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において事業を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの5の国内においてその多国籍企業集団が行う事業が、それぞれその多国籍企業集団の総所得の 5%以上を生み出す場合に限ります。(注 13)
The group consists of companies which are resident in and are carrying on business in at least five countries, and the business carried on in each of the five countries generates at least 5% of the gross income of the group (Note 13)

(ⅲ) 「1」の租税条約の相手国以外のそれぞれの国内において多国籍企業集団が行う事業が、いずれもその多国籍企業集団の総所得の 50%未満しか生み出さないこと(注 13)
The business carried on in any one country other than the other contracting country of the convention mentioned in 1 generate less than 50 % of the gross income of the group (Note 13)

(ⅳ) 「1」の租税条約の相手国の居住者の総所得のうち、日本国内から「1」の租税条約の相手国の居住者が取得するものの占める割合が 50%以下であること(注 13)
No more than 50% of the resident's gross income is derived from the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Note 13)

(ⅴ) (ⅰ)に規定する機能を果たすために、「1」の租税条約の相手国の居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること
The resident has, and exercises, independent discretionary authority to carry out the functions referred to in clause (ⅰ)

(ⅵ) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、「1」の租税条約の相手国において、所得に対する課税上の規則であって(2)に規定する者が従うものと同様のものに従うこと
The resident is subject to the same income taxation rules in the other contracting country of the convention mentioned in 1 as persons described in (2)

(2) 次の(a)から(c)の要件を全て満たす者 Person satisfying all of the following conditions from (a) through (c)　☐該当 Yes，☐非該当 No
居住地国において従事している事業の概要(注 14)；Description of business in residence country (Note 14)

(a) 居住地国において従事している事業が、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。）ではないこと(注 15)：　☐はい Yes，☐いいえ No
The business in the country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless the business is banking, insurance or securities business carried on by a bank, insurance company or securities dealer) (Note 15)

(b) 所得が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること(注 16)：　☐はい Yes，☐いいえ No
An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence (Note 16)

(c) （日本国内において行う事業から所得を取得する場合）居住地国において行う事業が日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること(注 17)：　☐はい Yes，☐いいえ No
(If you derive an item of income from a business in Japan) The business conducted in the country of residence is substantial in relation to the business conducted in Japan. (Note 17)

日本国内において従事している事業の概要；Description of Business in Japan.

D　国税庁長官の認定；
Determination by the NTA Commissioner
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A through to C above are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日　Date of authorization　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received＿＿＿＿＿＿＿＿

改　　正　　後	改　　正　　前
（317　特典条項に関する付表（オランダ王国））	（312　特典条項に関する付表（オランダ王国））
様　式　17-オランダ王国 FORM　17-Kingdom of the Netherlands	（同　左）

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE”

注　意　事　項

付表の提出について

1　この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します（一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の２、３及び４を参照してください。）（以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。）。

2　特典条項の適用を受けようとする付表の「１」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
　付表の「３」のＡのいずれかに該当する場合　：３年
　付表の「３」のＢ、Ｃ、Ｄのいずれかに該当する場合：１年

3　租税条約の適用を受けようとする所得、利得又は収益（以下「所得等」といいます。）が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得等について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得等についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。

4　特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5　所得等の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得等の支払者の確認を受けたとき（特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。（「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）（様式 15）」）にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。）
　この場合、上記の確認をした所得等の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①　確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②　確認者の氏名（所属）、③　居住者証明書の提示を受けた日及び④　居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6　付表の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
　租税条約の適用を受ける者が「３」のＡ～Ｄのいずれかに該当する場合には、「１」の租税条約の適用を受けることができます（なお、Ｃに該当する場合には、その判定の対象とした所得等についてのみ、Ｄに該当する場合には認定の対象となった所得等についてのみ、「１」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。）。

【裏面に続きます。】

INSTRUCTIONS

Submission of the Attachment Form

1　If you apply for the application of a tax convention that has a limitation on the benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the “application form for LOB convention”.)

2　If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
　If any line of A of Section 3 applies: 3 years
　If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3　If the income, profit or gain (Hereinafter, these will be called “income”.) for which an application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from a national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividends of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4　If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

5　In the case that recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to “Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)”, the residency certification must be appended to this attachment form).
　In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column “Others” of the Application Form: ①the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient’.); ②the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③the date that certification is shown; and ④the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6　Applicable blocks must be checked.
　If any of A though to D in 3 applies, the benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, the benefits will be granted only for the income for which the authorization was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.

【Continue on the reverse】

改　正　後

（317　特典条項に関する付表（オランダ王国））

7　公開会社とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人（その株式が③又は④に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録されるものである場合には、その法人の事業の管理の場所及び支配の主たる場所が、その法人の居住地国にあるときに限ります。）をいいます。この場合、課税年度の開始の日の前日に終了する 12 箇月の期間中に一又は二以上の公認の有価証券市場において取引された法人の主たる種類の株式の総数がその 12 箇月の期間中のその主たる種類の株式に係る発行済株式の総数の平均の６%以上である場合には、その種たる種類の株式は、その課税年度において一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものとされます。

法人の「事業の管理の場所及び支配の主たる場所」は、役員及び上級管理者がその法人（その法人が直接又は間接に所有する子会社を含む。）の戦略上、財務上及び運営上の経営判断を行うための日々の職務をその一方の締約国において他のいずれの国より多く遂行し、かつ、その役員及び上級管理者を補佐する職員がこれらの経営判断の準備及び決定のために必要な日々の活動をその一方の締約国において他のいずれの国より多く行う場合に限り、その法人が居住者とされる締約国内に存在するものとされます。

日蘭租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、① 日本国の金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品業協会により設立された有価証券市場、②_オランダの金融監督に関する法律第５条の26１（又は同法を承継する法律の関連規定）に規定する許可に基づき金融市場庁（又は同庁を承継する当局）による規制に従ってオランダにおいて設立された有価証券市場、③_アイルランド証券取引所、ロンドン証券取引所、スイス証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、香港証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリード証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場、④_両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場をいいます。

8　年金基金とは、①「１」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立され、かつ、規制され、②_老齢年金、障害年金若しくは遺族年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営され、かつ、③_これらの活動に関して取得する所得につき「１」の租税条約の相手国において租税を免除される者をいいます。

9　公益団体とは、「１」の租税条約の相手国において設立された団体で、主として宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために設立され、かつ、運営されるものをいいます（「１」の租税条約の相手国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限ります）。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類（パンフレット等の写しなどでも構いません。）を添付してください。

10　B(1)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日（配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日とします。）に先立つ 12 か月の期間を通じて、判定します。

その他の場合には、その所得の支払が行なわれる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。

なお、「　年　月　日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

11　持分の最も多い株主から順次記載し、その合計割合が 75%以上に達したときには、その他の株主について記載する必要はありません。

12　「１」の租税条約の相手国の居住者は、租税条約の適用を受ける所得を取得する課税年度の直前の３課税年度の総所得の平均が総所得に関する要件を満たしている場合には、その所得を取得する課税年度について要件を満たすものとみなされます。

なお、総所得とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいいます。

【次頁に続きます。】

7　A “Publicly Traded Company” refers to a company whose principal class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges, provided that, if the shares are listed or registered on a recognized stock exchange specified in ③ or ④, the primary place of management and control of the company is in the country of residence. In this case, the share in the principal class of shares of a company are considered to be regularly traded on one or more recognized stock exchanges in a taxable year if the aggregate number of the shares in that class traded on such stock exchange or exchanges during the twelve months ending on the day before the beginning of that taxable year is at least 6 per cent of the average number of the shares outstanding in that class during that twelve-month period.

The “primary place of management and control” of a company will be in the Contracting Stage of which it is a resident only if executive officers and senior management employees exercise day-to-day responsibility for the strategic, financial and operational policy decision making for the company (including its direct and indirect subsidiaries) more in that Contracting State than in any other state and the staff of such persons conduct the day-to-day activities necessary for preparing and making those decisions more in that Contracting State in any other state.

In the case of the Japan- the Netherlands Income Tax Convention, “Recognized Stock Exchange” means ①any stock exchange established by a financial instruments Exchange or an approved-type financial instrument firms association under the Financial Instruments and Exchange Law (Law No. 25 of 1948) of Japan;②any regulated market established in the Netherlands subject to regulation by the Authority for the Financial Markets (or its successor) under a license as meant in paragraph 1 of Article 5:26 of the Act on Financial Supervision (or its successor) of the Netherlands ;③the Irish Stock Exchange, the London Stock Exchange, the Swiss Stock Exchange and the stock exchanges of Brussels, Düsseldorf, Frankfurt, Hamburg, Hong Kong, Johannesburg, Lisbon, Luxembourg, Madrid, Mexico, Milan, New York, Paris, Seoul, Singapore, Stockholm, Sydney, Toronto and Vienna, and the NASDAQ system; and ④ any other stock exchange which the competent authorities agree to recognize.

8　A “Pension Fund ”means any person that is; ①established and regulated as such under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1, ②operated principally to administer or provide old age, disability or survivor’s pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income for the benefit of other pension funds and ③exempt from tax in that contracting country with respect to income derived from the activities described in ②.

9　A “Public Service Organization” refers to an organization established and operated in the other contracting country of the convention mentioned in 1 principally for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose, only if all or a part of income may be exempt from tax under the domestic laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organization’s actual activity, e.g., copy of PR brochure, etc.

10　In case of withholding taxation, whether the condition stated in B (1) is satisfied and is tested for the period which preceeds the day of income payment (or in the case of dividends, the date on which entitlement to the dividents is determined) .

In all other cases, whether the condition stated in B(1) is satisfied and is tested for at least half the days of the taxable year.

In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

11　Please fill in the line in order from shareholders who own more shares to less. When their total ratio of shares owned reaches 75% or more, any other shareholders need not be mentioned.

12　Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be deemed to satisfy the gross income requirements for the taxable year in which the item of income is derived if that resident satisfies those gross income requirements when averaging the gross income of the three taxable years preceding that taxable year. The term “gross income” means the total revenues derived by an enterprise from its business, less the direct costs of obtaining such revenues.

【Continue on the next page】

改　正　前

（312　特典条項に関する付表（オランダ王国））

7　公開会社とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人（その株式が③又は④に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録されるものである場合には、その法人の事業の管理の場所及び支配の主たる場所が、その法人の居住地国にあるときに限ります。）をいいます。この場合、課税年度の開始の日の前日に終了する 12 箇月の期間中に一又は二以上の公認の有価証券市場において取引された法人の主たる種類の株式の総数がその 12 箇月の期間中のその主たる種類の株式に係る発行済株式の総数の平均の６%以上である場合には、その種たる種類の株式は、その課税年度において一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものとされます。

法人の「事業の管理の場所及び支配の主たる場所」は、役員及び上級管理者がその法人（その法人が直接又は間接に所有する子会社を含む。）の戦略上、財務上及び運営上の経営判断を行うための日々の職務をその一方の締約国において他のいずれの国より多く遂行し、かつ、その役員及び上級管理者を補佐する職員がこれらの経営判断の準備及び決定のために必要な日々の活動をその一方の締約国において他のいずれの国より多く行う場合に限り、その法人が居住者とされる締約国内に存在するものとされます。

日蘭租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、① 日本国の金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品業協会により設立された有価証券市場、②オランダの金融監督に関する法律第５条の26１（又は同法を承継する法律の関連規定）に規定する許可に基づき金融市場庁（又は同庁を承継する当局）による規制に従ってオランダにおいて設立された有価証券市場、③アイルランド証券取引所、ロンドン証券取引所、スイス証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、香港証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリード証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場、④両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場をいいます。

8　年金基金とは、①「１」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立され、かつ、規制され、②老齢年金、障害年金若しくは遺族年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することは他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営され、かつ、③これらの活動に関して取得する所得又は収益につき「１」の租税条約の相手国において租税を免除される者をいいます。

9　公益団体とは、「１」の租税条約の相手国おいて設立された団体で、主として宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために設立され、かつ、運営されるものをいいます（「１」の租税条約の相手国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限ります）。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類（パンフレット等の写しなどでも構いません。）を添付してください。

10　B(1)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得等の支払が行われる日（配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日とします。）に先立つ 12 か月の期間を通じて、判定します。

その他の場合には、その所得等の支払が行なわれる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。

なお、「　年　月　日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

11　持分の最も多い株主から順次記載し、その合計割合が 75%以上に達したときには、その他の株主について記載する必要はありません。

12　例えば、いわゆる親子間配当の減免に係る持株割合につき、「1」の租税条約で「直接又は間接に 50%以上」と規定し、判定対象株主の居住地国と日本国との租税条約で「直接に 15%以上」と規定している場合のように、後者の要件が前者の要件よりも制限的であるかどうか明らかでない場合には、「要件が制限的でない」ものとして判定して差し支えありません。

【次頁に続きます。】

7　A “Publicly Traded Company” refers to a company whose principal class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges, provided that, if the shares are listed or registered on a recognized stock exchange specified in ③ or ④, the primary place of management and control of the company is in the country of residence. In this case, the share in the principal class of shares of a company are considered to be regularly traded on one or more recognized stock exchanges in a taxable year if the aggregate number of the shares in that class traded on such stock exchange or exchanges during the twelve months ending on the day before the beginning of that taxable year is at least 6 per cent of the average number of the shares outstanding in that class during that twelve-month period.

The “primary place of management and control” of a company will be in the Contracting Stage of which it is a resident only if executive officers and senior management employees exercise day-to-day responsibility for the strategic, financial and operational policy decision making for the company (including its direct and indirect subsidiaries) more in that Contracting State than in any other state and the staff of such persons conduct the day-to-day activities necessary for preparing and making those decisions more in that Contracting State in any other state.

In the case of the Japan- the Netherlands Income Tax Convention, “Recognized Stock Exchange” means ①any stock exchange established by a financial instruments Exchange or an approved-type financial instrument firms association under the Financial Instruments and Exchange Law (Law No. 25 of 1948) of Japan;②any regulated market established in the Netherlands subject to regulation by the Authority for the Financial Markets (or its successor) under a license as meant in paragraph 1 of Article 5:26 of the Act on Financial Supervision (or its successor) of the Netherlands ;③the Irish Stock Exchange, the London Stock Exchange, the Swiss Stock Exchange and the stock exchanges of Brussels, Düsseldorf, Frankfurt, Hamburg, Hong Kong, Johannesburg, Lisbon, Luxembourg, Madrid, Mexico, Milan, New York, Paris, Seoul, Singapore, Stockholm, Sydney, Toronto and Vienna, and the NASDAQ system; and ④ any other stock exchange which the competent authorities agree to recognize.

8　A “Pension Fund ”means any person that is; ①established and regulated as such under the laws of the other contracting countries of the convention mentioned in 1, ②operated principally to administer or provide old age, disability or survivor’s pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income for the benefit of other pension funds and ③exempt from tax in that contracting country with respect to income or gains derived from activities described in ②.

9　A “Public Service Organization” refers to an organization established and operated in the other contracting countries of the convention mentioned in 1 principally for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose, only if all or a part of income may be exempt from tax under the domestic laws of the other contracting countries of the convention mentioned in 1. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organization’s actual activity, e.g., copy of PR brochure, etc.

10　In case of withholding taxation, whether the condition stated in B (1) is satisfied and is tested for the period which preceeds the day of income payment (or in the case of dividends, the date on which entitlement to the dividents is determined) .

In all other cases, whether the condition stated in B(1) is satisfied and is tested for at least half the days of the taxable year.

In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

11　Please fill in the line in order from shareholders who own more shares to less. When their total ratio of shares owned reaches 75% or more, any other shareholders need not be mentioned.

12　It may be determined that the conditions are no less restrictive when ,for example , regarding the holding ratio (%) relating to the tax relief of dividends between a parent company and its subsidiary, under the Convention of 「1」 in the case of「50% and above, directly or indirectly 」 between the country of residence of the stipulated shareholder and Japan 「15% and above, directly 」, it is not clear whether or not the latter conditions are more restrictive than the former conditions.

【Continue on the next page】

改　　正　　後

（317　特典条項に関する付表（オランダ王国））

13　あなたが関連者（持分の 50%以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。）を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地国において行う事業はあなたが居住地国において行う事業とされます。

14　「Cの(2)の(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。

15　「Cの(2)の(b)」の「所得が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得の基因となる活動が居住地国において従事している事業そのものである場合やその活動が居住地国における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。

16　「Cの(2)の(c)」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う事業から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地国において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や事業全体の貢献度からみて居住地国の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

13　If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your business in that country.

14　“Making or managing investments for the resident’s own account” in (a) of (2) of C refers to a business which has the nature of investment such as a business acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident’s own account.

15　“An item of income, profit or gain that is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence” in (b) of (2) of C refers to an income, profit or gain derived from activities which themselves constitute the business in the country of residence, or which are conducted as part of the business in the country of residence.

16　“Substantial in relation to the business conducted in Japan” in (c) of (2) of C refers to an additional condition if you derive income, profit or gain from a business in Japan either by yourself or by your affiliated corporation. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.

◇

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

改　　正　　前

（312　特典条項に関する付表（オランダ王国））

13　「１」の租税条約の相手国の居住者は、租税条約の適用を受ける所得を取得する課税年度の直前の３課税年度の総所得の平均が総所得に関する要件を満たしている場合には、その所得を取得する課税年度について要件を満たすものとみなされます。
　なお、総所得とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいいます。

14　あなたが関連者（持分の 50%以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。）を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地国において行う事業はあなたが居住地国において行う事業とされます。

15　「Cの(2)の(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。

16　「Cの(2)の(b)」の「所得等が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得等の基因となる活動が居住地国において従事している事業そのものである場合やその活動が居住地国における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得等をいいます。

17　「Cの(2)の(c)」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う事業から所得等を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地国において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や事業全体の貢献度からみて居住地国の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

13　Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be deemed to satisfy the gross income requirements for the taxable year in which the item of income is derived if that resident satisfies those gross income requirements when averaging the gross income of the three taxable years preceding that taxable year. The term “gross income” means the total revenues derived by an enterprise from its business, less the direct costs of obtaining such revenues.

14　If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your business in that country.

15　“Making or managing investments for the resident’s own account” in (a) of (2) of C refers to a business which has the nature of investment such as a business acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident’s own account.

16　“An item of income, profit or gain that is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence” in (b) of (2) of C refers to an income, profit or gain derived from activities which themselves constitute the business in the country of residence, or which are conducted as part of the business in the country of residence.

17　“Substantial in relation to the business conducted in Japan” in (c) of (2) of C refers to an additional condition if you derive income, profit or gain from a business in Japan either by yourself or by your affiliated corporation. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.

◇

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

改　正　後

（318　特典条項に関する付表（スイス））

様　式　17-スイス
FORM　17-Switzerland

特典条項に関する付表（スイス）

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (Switzerland)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1　適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項；
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とスイスとの間の租税条約第22条のA
The Income Tax Convention between Japan and Switzerland, Article 22A

2　この付表に記載される者の氏名又は名称；
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください（注５）。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)

3　租税条約の特典条項の要件に関する事項；
Ａから Ｃの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。（注６）
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as “Yes” or “No”. If you check any box as “Yes” in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note６)

A

(1)　個人 Individual　□該当 Yes，□非該当 No

(2)　適格政府機関（注７）　Qualified Governmental Entity (Note7)　□該当 Yes，□非該当 No

(3)　公開会社（注８）　Publicly Traded Company (Note8)　□該当 Yes，□非該当 No

公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code

(4)　銀行、保険会社又は証券会社　Bank, insurance company or securities dealer　□該当 Yes，□非該当 No
設立の根拠法令 Law for Establishment　　規制の根拠法令 Law for Regulation

(5)　年金基金又は年金計画（注９）　Pension Fund or Pension Scheme (Note9)　□該当 Yes，□非該当 No
（直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超えるものが日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の 50%を超えるものが、両締約国の居住者である事情を記入してください。）
The “Pension Fund” or “Pension Scheme” is limited to those where more than 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting countries.

設立等の根拠法令 Law for Establishment　　非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

(6)　公益団体（注 10）　Public Service Organization (Note10)　□該当 Yes，□非該当 No
設立等の根拠法令 Law for Establishment　　設立の目的 Purpose of Establishment　　非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

Ａのいずれにも該当しない場合は、Ｂに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

改　正　前

（313　特典条項に関する付表（スイス））

様　式　17-スイス
FORM　17-Switzerland

特典条項に関する付表（スイス）

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (Switzerland)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1　適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項；
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とスイスとの間の租税条約第22条のA
The Income Tax Convention between Japan and Switzerland, Article 22A

2　この付表に記載される者の氏名又は名称；
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください（注５）。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)

3　租税条約の特典条項の要件に関する事項；
Ａから Ｃの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。（注６）
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as “Yes” or “No”. If you check any box as “Yes” in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note６)

A

(1)　個人 Individual　□該当 Yes，□非該当 No

(2)　適格政府機関（注７）　Qualified Governmental Entity (Note7)　□該当 Yes，□非該当 No

(3)　公開会社（注８）　Publicly Traded Company (Note8)　□該当 Yes，□非該当 No

公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code

(4)　銀行、保険会社又は証券会社　Bank, insurance company or securities dealer
設立の根拠法令 Law for Establishment　　規制の根拠法令 Law for Regulation

(5)　年金基金又は年金計画（注９）　Pension Fund or Pension Scheme (Note9)　□該当 Yes，□非該当 No
（直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超えるものが日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の 50%を超えるものが、両締約国の居住者である事情を記入してください。）
The “Pension Fund” or “Pension Scheme” is limited to those where more than 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting countries.

設立等の根拠法令 Law for Establishment　　非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

(6)　公益団体（注 10）　Public Service Organization (Note10)　□該当 Yes，□非該当 No
設立等の根拠法令 Law for Establishment　　設立の目的 Purpose of Establishment　　非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

Ａのいずれにも該当しない場合は、Ｂに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

改　正　後

（318　特典条項に関する付表（スイス））

B

(1)　個人以外の者　　☐該当 Yes，☐非該当 No

Person other than an Individual

「個人以外の者」の場合、日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者である A の(1)から(6)までの者が、発行済株式その他の受益に関する持分又は議決権の 50%以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有するものに限ります。(注 11)

The "Person other than an Individual" refers to residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(4) ,(5) or (6) of A and own either directly or indirectly shares or other beneficial interests representing at least 50% of the capital or of the voting power of the person.(Note11)

年　月　日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date)　　/　　/

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	居住地国における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	A の番号 Number of applicable Line in A	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			☐	
			☐	
			☐	
合　計 Total（持分割合　Ratio（%）of Shares owned）				（　%）

(2)　「１」の租税条約の相手国の居住者である法人　　☐該当 Yes，☐非該当 No

Company that is a resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1

次の(a)又は(b)の要件を満たす 7 以下の者（「同等受益者」といいます。）が、その法人の発行済株式又は議決権の 75%以上に相当する株式を直接又は間接に保有する場合に限ります。「同等受益者」に関する事情を記入してください。(注 12)

(a)　日本との間に租税条約を有している国の居住者であって、次の(aa)から(cc)までの要件を満たすもの

(aa)　その租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること

(bb)　その租税条約において、その居住者が特典条項における適格者に該当すること（その租税条約が特典条項を有しない場合には、その条約に「１」の租税条約の特典条項が含まれているとしたならばその居住者が適格者に該当するであろうとみられること）

(cc)　その居住者が、「１」の租税条約の特典が要求される「１」の租税条約の第 10 条３、第 11 条３(c)、(d)若しくは(e)、第 12、第 13 条６又は第 22 条に定める所得についてその租税条約の適用を受けようとしたならば、「１」の租税条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること

(b)　A の(1)から(6)までの者

The company is limited to those whose shares representing at least 75% of the capital or of the voting power of the company are owned, either directly or indirectly, by seven or fewer persons who meet requirement (a) or (b) ("equivalent beneficiaries"). Please provide details below regarding equivalent beneficiaries. (Note12)

(a) The resident of a country that has a convention for avoidance of double taxation between that country and Japan, and meets the following requirements from (aa) through to (cc)

(aa) that convention contains provisions for effective exchange of information

(bb) that resident is a qualified person under the limitation on benefits provisions in that convention (where there are no such provisions in that convention, would be a qualified person when that convention is read as including provisions corresponding to the limitation on benefits provisions of the convention mentioned in 1)

(cc) that resident would be entitled under that convention to a rate of tax with respect to an item of income referred to in paragraph 3 of Article 10, subparagraph (c), (d) or (e) of paragraph 3 of Article 11, Article 12, paragraph 6 of Article 13 or Article 22 of the convention mentioned in 1 for which the benefits are being claimed under the convention mentioned in 1 that is at least as low as the rate applicable under the convention mentioned in 1.

(b) Person listed in (1) through to (6) in A

株主の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	(a)の場合 (a) (aa)を満たすか Requirement (aa)	(a)の場合 (a) (bb)を満たすか Requirement (bb)	(a)の場合 (a) (cc)を満たすか Requirement (cc)	(b)の場合 (b) A の番号 Number of applicable Line in A	株主等の持分 Number of Shares owned
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
合　計 Total（持分割合 Ratio(%) of Shares owned）						（　%）

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

改　正　前

（313　特典条項に関する付表（スイス））

B

(1)　個人以外の者　　☐該当 Yes，☐非該当 No

Person other than an Individual

「個人以外の者」の場合、日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者である A の(1)から(6)までの者が、発行済株式その他の受益に関する持分又は議決権の 50%以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有するものに限ります。(注 11)

The "Person other than an Individual" refers to residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(4) ,(5) or (6) of A and own either directly or indirectly shares or other beneficial interests representing at least 50% of the capital or of the voting power of the person.(Note11)

年　月　日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date)　　/　　/

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	居住地国における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	A の番号 Number of applicable Line in A	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			☐	
			☐	
			☐	
合　計 Total（持分割合　Ratio（%）of Shares owned）				（　%）

(2)　「１」の租税条約の相手国の居住者である法人　　☐該当 Yes，☐非該当 No

Company that is a resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1

次の(a)又は(b)の要件を満たす 7 以下の者（「同等受益者」といいます。）が、その法人の発行済株式又は議決権の 75%以上に相当する株式を直接又は間接に保有する場合に限ります。「同等受益者」に関する事情を記入してください。(注 12)

(a)　日本との間に租税条約を有している国の居住者であって、次の(aa)から(cc)までの要件を満たすもの

(aa)　その租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること

(bb)　その租税条約において、その居住者が特典条項における適格者に該当すること（その租税条約が特典条項を有しない場合には、その条約に「１」の租税条約の特典条項が含まれているとしたならばその居住者が適格者に該当するであろうとみられること）

(cc)　その租税条約に規定する税率が、「１」の租税条約の税率よりも制限的でないこと(注 13)

(b)　A の(1)から(6)までの者

The company is limited to those whose shares representing at least 75% of the capital or of the voting power of the company are owned, either directly or indirectly, by seven or fewer persons who meet requirement (a) or (b) ("equivalent beneficiaries"). Please provide details below regarding equivalent beneficiaries. (Note12)

(a) The resident of a country that has a convention for avoidance of double taxation between that country and Japan, and meets the following requirements from (aa) through to (cc)

(aa) that convention contains provisions for effective exchange of information

(bb) that resident is a qualified person under the limitation on benefits provisions in that convention (where there are no such provisions in that convention, would be a qualified person when that convention is read as including provisions corresponding to the limitation on benefits provisions of the convention mentioned in 1)

(cc) The rate under that convention is no less restrictive than that in the convention mentioned in 1 (Note13)

(b) Person listed in (1) through to (6) in A

株主の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	(a)の場合 (a) (aa)を満たすか Requirement (aa)	(a)の場合 (a) (bb)を満たすか Requirement (bb)	(a)の場合 (a) (cc)を満たすか Requirement (cc)	(b)の場合 (b) A の番号 Number of applicable Line in A	株主等の持分 Number of Shares owned
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
		☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No	☐はい Yes，☐いいえ No		
合　計 Total（持分割合 Ratio(%) of Shares owned）						（　%）

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

改　正　後

（318　特典条項に関する付表（スイス））

C

(1) (a)の要件を満たす「1」の租税条約の相手国の居住者　☐該当 Yes，☐非該当 No
Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions of (a)

(a) 次の(ⅰ)から(iii)までの要件を全て満たす「1」の租税条約の相手国の居住者
Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions from (ⅰ) through (iii)

(ⅰ) (b)に規定する多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること
The resident functions as a headquarters company for a multinational corporate group mentioned in (b)

(ⅱ) 特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき、租税の軽減又は免除を受けようとする所得が(b)(ⅱ)に規定する営業又は事業の活動に関連し、又は付随して取得されるものであること
The item of income which is granted application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article derived from that other Contracting State is derived in connection with, or is incidental to, the trade or business activity referred to in (ⅱ) of (b).

(iii) 特典条項の適用がある租税条約の規定に規定する要件を満たすこと
The resident satisfies any other specified conditions in the subparagraphs, paragraphs or Articles which grant application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article.

(b) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、次の(ⅰ)から(ⅵ)までの要件を全て満たす限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされます。
The resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be considered a headquarters company for a multinational corporate group for the purpose of (a) only if all of the following conditions from (ⅰ) through (ⅵ) are satisfied.

(ⅰ) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、その多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又はその多国籍企業集団の資金供給を行うこと
The resident mentioned in 1 provides a substantial portion of overall supervision and administration of the group or provides financing for the group

(ⅱ) その多国籍企業集団が、5以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において営業又は事業の活動を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの5の国内においてその多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、それぞれその多国籍企業集団の総所得の5%以上を生み出す場合に限ります。(注 13)
The group consists of companies which are resident in and are engaged in an active trade or business in at least five countries, and the trade or business activities carried on in each of the five countries generate at least 5 % of the gross income of the group (Note13)

(iii) 「1」の租税条約の相手国以外のそれぞれの国内においてその多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、いずれもその多国籍企業集団の総所得の50%未満しか生み出さないこと(注 13)
The trade or business activities carried on in any one country other than the other contracting country of the convention mentioned in 1 generate less than 50% of the gross income of the group (Note13)

(ⅳ) 「1」の租税条約の相手国の居住者の総所得のうち、日本国内から「1」の租税条約の相手国の居住者が取得するものの占める割合が 50%以下であること(注 13)
No more than 50% of the resident's gross income is derived from the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Note13)

(ⅴ) (ⅰ)に規定する機能を果たすために、「1」の租税条約の相手国の居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること
The resident has, and exercises, independent discretionary authority to carry out the functions referred to in (ⅰ)

(ⅵ) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、「1」の租税条約の相手国において、所得に対する課税上の規則であって(2)に規定する者が従うものと同様のものに従うこと
The resident is subject to the same income taxation rules in the other contracting country of the convention mentioned in 1 as persons described in (2)

(2) 次の(a)から(c)の要件を全て満たす者 Person satisfying all of the following conditions from (a) through (c)　☐該当 Yes，☐非該当 No
居住地国において従事している事業の概要(注 14)；Description of business in residence country (Note14)

(a) 居住地国において従事している事業が、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。）ではないこと (注 15)：　☐はい Yes，☐いいえ No
The business in the country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless the business is banking, insurance or a securities business carried on by a bank, insurance company or securities dealer) (Note15)

(b) 所得が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること (注 16)：　☐はい Yes，☐いいえ No
An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence (Note16)

(c) （日本国内において行う事業から所得を取得する場合）居住地国において行う事業が日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること (注 17)：　☐はい Yes，☐いいえ No
(If you derive an item of income from a business in Japan) The business conducted in the country of residence is substantial in relation to the business conducted in Japan. (Note 17)

日本国内において従事している事業の概要；Description of Business in Japan.

D　国税庁長官の認定；
Determination by the NTA Commissioner
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A through to C above are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日　Date of authorization　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received＿＿＿＿＿＿＿＿

改　正　前

（313　特典条項に関する付表（スイス））

C

(1) (a)の要件を満たす「1」の租税条約の相手国の居住者　☐該当 Yes，☐非該当 No
Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions of (a)

(a) 次の(ⅰ)から(iii)までの要件を全て満たす「1」の租税条約の相手国の居住者
Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions from (ⅰ) through (iii)

(ⅰ) (b)に規定する多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること
The resident functions as a headquarters company for a multinational corporate group mentioned in (b)

(ⅱ) 特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき、租税の軽減又は免除を受けようとする所得が(b)(ⅱ)に規定する営業又は事業の活動に関連し、又は付随して取得されるものであること
The item of income which is granted application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article derived from that other Contracting State is derived in connection with, or is incidental to, the trade or business activity referred to in (ⅱ) of (b).

(iii) 特典条項の適用がある租税条約の規定に規定する要件を満たすこと
The resident satisfies any other specified conditions in the subparagraphs, paragraphs or Articles which grant application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article.

(b) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、次の(ⅰ)から(ⅵ)までの要件を全て満たす限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされます。
The resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be considered a headquarters company for a multinational corporate group for the purpose of (a) only if all of the following conditions from (ⅰ) through (ⅵ) are satisfied.

(ⅰ) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、その多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又はその多国籍企業集団の資金供給を行うこと
The resident mentioned in 1 provides a substantial portion of overall supervision and administration of the group or provides financing for the group

(ⅱ) その多国籍企業集団が、5以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において営業又は事業の活動を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの5の国内においてその多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、それぞれその多国籍企業集団の総所得の5%以上を生み出す場合 に限ります。(注 14)
The group consists of companies which are resident in and are engaged in an active trade or business in at least five countries, and the trade or business activities carried on in each of the five countries generate at least 5 % of the gross income of the group (Note14)

(iii) 「1」の租税条約の相手国以外のそれぞれの国内においてその多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、いずれもその多国籍企業集団の総所得の50%未満しか生み出さないこと(注 14)
The trade or business activities carried on in any one country other than the other contracting country of the convention mentioned in 1 generate less than 50% of the gross income of the group (Note14)

(ⅳ) 「1」の租税条約の相手国の居住者の総所得のうち、日本国内から「1」の租税条約の相手国の居住者が取得するものの占める割合が 50%以下であること(注 14)
No more than 50% of the resident's gross income is derived from the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Note14)

(ⅴ) (ⅰ)に規定する機能を果たすために、「1」の租税条約の相手国の居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること
The resident has, and exercises, independent discretionary authority to carry out the functions referred to in (ⅰ)

(ⅵ) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、「1」の租税条約の相手国において、所得に対する課税上の規則であって(2)に規定する者が従うものと同様のものに従うこと
The resident is subject to the same income taxation rules in the other contracting country of the convention mentioned in 1 as persons described in (2)

(2) 次の(a)から(c)の要件を全て満たす者 Person satisfying all of the following conditions from (a) through (c)　☐該当 Yes，☐非該当 No
居住地国において従事している事業の概要(注 15)；Description of business in residence country (Note15)

(a) 居住地国において従事している事業が、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。）ではないこと (注 16)：　☐はい Yes，☐いいえ No
The business in the country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless the business is banking, insurance or a securities business carried on by a bank, insurance company or securities dealer) (Note16)

(b) 所得が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること (注 17)：　☐はい Yes，☐いいえ No
An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence (Note17)

(c) （日本国内において行う事業から所得を取得する場合）居住地国において行う事業が日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること (注 18)：　☐はい Yes，☐いいえ No
(If you derive an item of income from a business in Japan) The business conducted in the country of residence is substantial in relation to the business conducted in Japan. (Note 18)

日本国内において従事している事業の概要；Description of Business in Japan.

D　国税庁長官の認定；
Determination by the NTA Commissioner
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A through to C above are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日　Date of authorization　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received＿＿＿＿＿＿＿＿

改　正　後

（318　特典条項に関する付表（スイス））

様　式　17-スイス
FORM　17-Switzerland

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE”

注　意　事　項

付表の提出について

1　この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します（一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の２、３及び４を参照してください。）（以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。）。

2　特典条項の適用を受けようとする付表の「１」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
　付表の「３」のＡのいずれかに該当する場合　　：３年
　付表の「３」のＢ、Ｃ、Ｄのいずれかに該当する場合：１年

3　租税条約の適用を受けようとする所得、利得又は収益（以下「所得等」といいます。）が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得等について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得等についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。

4　特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5　所得等の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得等の支払者の確認を受けたとき（特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。（「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）（様式 15）」）にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。）
　この場合、上記の確認をした所得等の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6　付表の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
　租税条約の適用を受ける者が「３」のＡ～Ｄのいずれかに該当する場合には、「１」の租税条約の適用を受けることができます（なお、Ｃに該当する場合には認定の対象となった所得等についてのみ、Ｄに該当する場合には認定の対象となった所得等についてのみ、「１」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。）。

7　適格政府機関とは、①「１」の租税条約の相手国の政府、地方政府又は地方公共団体、②スイス国立銀行、③①のいずれかがその資本の過半数を直接又は間接に所有する者をいいます。

8　公開会社とは、その主たる種類の株式が以下の①又は②における公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日瑞租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、① 日本国の金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品業協会により設立された有価証券市場、②株式の公認の取引が行われるスイスの有価証券市場、③ロンドン証券取引所、アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリード証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場、④両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場をいいます。

【裏面に続きます。】

Submission of the Attachment Form

1　If you apply for the application of a tax convention that has a limitation on the benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the “application form for LOB convention”.)

2　If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
　If any line of A of Section 3 applies: 3 years
　If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3　If the income, profit or gain (Hereinafter, these will be called “income”.) for which an application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from a national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividends of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4　If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

5　In the case that recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to “Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)”, the residency certification must be appended to this attachment form).
　In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column “Others” of the Application Form: ①the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient’.); ②the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③the date that certification is shown; and ④the date of issue of the residency certification.　The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6　Applicable blocks must be checked.
　If any of A though to D in 3 applies, the benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, the benefits will be granted only for the income for which the authorization was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.

7　“Qualified Governmental Entity” means ①the government of the other contracting country of the convention mentioned in 1, any political subdivision or local authority thereof,②the Swiss National Bank or ③a person a majority of the capital of which is owned, either directly or indirectly, by any entities mentioned in ①.

8　A “Publicly Traded Company” refers to a company whose principal class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange mentioned in following ① or ②, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges. In the case of the Japan- Switzerland Income Tax Convention, “Recognized Stock Exchange” means ①any stock exchange established by a Financial instruments Exchange or an approved-type financial instruments firms association under the terms of the Financial Instruments and Exchange Law (Law No. 25 of 1948) of Japan;②any Swiss stock exchange on which registered dealings in shares take place;③the London Stock Exchange, the Irish Stock Exchange and the stock exchanges of Amsterdam, Brussels, Düsseldorf, Frankfurt, Hamburg, Johannesburg, Lisbon, Luxembourg, Madrid, Mexico, Milan, New York, Paris, Seoul, Singapore, Stockholm, Sydney, Toronto and Vienna, and the NASDAQ system; and ④ any other stock exchange which the competent authorities agree to recognize.

【Continue on the reverse】

改　正　前

（313　特典条項に関する付表（スイス））

様　式　17-スイス
FORM　17-Switzerland

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE”

注　意　事　項

付表の提出について

1　この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します（一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の２、３及び４を参照してください。）（以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。）。

2　特典条項の適用を受けようとする付表の「１」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
　付表の「３」のＡのいずれかに該当する場合　　：３年
　付表の「３」のＢ、Ｃ、Ｄのいずれかに該当する場合：１年

3　租税条約の適用を受けようとする所得、利得又は収益（以下「所得等」といいます。）が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得等について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得等についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。

4　特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5　所得等の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得等の支払者の確認を受けたとき（特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。（「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）（様式 15）」）にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。）
　この場合、上記の確認をした所得等の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6　付表の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
　租税条約の適用を受ける者が「３」のＡ～Ｄのいずれかに該当する場合には、「１」の租税条約の適用を受けることができます（なお、Ｃに該当する場合には、その判定の対象とした所得等についてのみ、Ｄに該当する場合には認定の対象となった所得等についてのみ、「１」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。）。

7　適格政府機関とは、①「１」の租税条約の相手国の政府、地方政府又は地方公共団体、②スイス国立銀行、③①のいずれかがその資本の過半数を直接又は間接に所有する者をいいます。

8　公開会社とは、その主たる種類の株式が以下の①又は②における公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日瑞租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、① 日本国の金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品業協会により設立された有価証券市場、②株式の公認の取引が行われるスイスの有価証券市場、③ロンドン証券取引所、アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリード証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場、④両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場をいいます。

【裏面に続きます。】

Submission of the Attachment Form

1　If you apply for the application of a tax convention that has a limitation on the benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the “application form for LOB convention”.)

2　If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
　If any line of A of Section 3 applies: 3 years
　If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3　If the income, profit or gain (Hereinafter, these will be called “income”.) for which an application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from a national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividends of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4　If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

5　In the case that recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to “Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)”, the residency certification must be appended to this attachment form).
　In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column “Others” of the Application Form: ①the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient’.); ②the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③the date that certification is shown; and ④the date of issue of the residency certification.　The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6　Applicable blocks must be checked.
　If any of A though to D in 3 applies, the benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, the benefits will be granted only for the income for which the authorization was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.

7　“Qualified Governmental Entity” means ①the government of the other contracting country of the convention mentioned in 1, any political subdivision or local authority thereof,②the Swiss National Bank or ③a person a majority of the capital of which is owned, either directly or indirectly, by any entities mentioned in ①.

8　A “Publicly Traded Company” refers to a company whose principal class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange mentioned in following ① or ②, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges. In the case of the Japan- Switzerland Income Tax Convention, “Recognized Stock Exchange” means ①any stock exchange established by a Financial instruments Exchange or an approved-type financial instruments firms association under the terms of the Financial Instruments and Exchange Law (Law No. 25 of 1948) of Japan;②any Swiss stock exchange on which registered dealings in shares take place;③the London Stock Exchange, the Irish Stock Exchange and the stock exchanges of Amsterdam, Brussels, Düsseldorf, Frankfurt, Hamburg, Johannesburg, Lisbon, Luxembourg, Madrid, Mexico, Milan, New York, Paris, Seoul, Singapore, Stockholm, Sydney, Toronto and Vienna, and the NASDAQ system; and ④ any other stock exchange which the competent authorities agree to recognize.

【Continue on the reverse】

改　正　後

（318　特典条項に関する付表（スイス））

9　年金基金又は年金計画とは、①　「１」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立され、②退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金若しくは年金計画の利益のために所得を取得することを目的として運営され、かつ、③　これらの活動に関して取得する所得につき「１」の租税条約の相手国において租税を免除される者をいいます。

10　公益団体とは、「１」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立された団体で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、運動、文化その他公の目的のために運営されるものをいいます（「１」の租税条約の相手国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限ります）。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類（パンフレット等の写しなどでも構いません。）を添付してください。

11　B(1)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得等の支払が行われる日（配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日とします。）に先立つ12か月の期間を通じて、判定します。
　その他の場合には、その所得等の支払が行われる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。
　なお、「　年　月　日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

12　持分の最も多い株主から順次記載し、その合計割合が75%以上に達したときには、その他の株主について記載する必要はありません。

13　「１」の租税条約の相手国の居住者は、租税条約の適用を受ける所得を取得する課税年度の直前の３課税年度の総所得の平均が総所得に関する要件を満たしている場合には、その所得を取得する課税年度について要件を満たすものとみなされます。
　なお、総所得とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいいます。

14　あなたが関連者（持分の　50%以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。）を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地国において行う事業はあなたが居住地国において行う事業とされます。

15　「Cの(2)の(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。

16　「Cの(2)の(b)」の「所得が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得等の基因となる活動が居住地国において従事している事業そのものである場合やその活動が居住地国における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。

17　「Cの(2)の(c)」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う事業から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地国において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や事業全体の貢献度からみて居住地国の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

9　A “Pension Fund or Pension Scheme”means any person that is; ① established under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1, ②operated principally to administer or provide pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income for the benefit of other pension funds or pension schemes and ③exempt from tax in that contracting country with respect to income derived from the activities described in ②.

10　A “Public Service Organization” refers to an organization established under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1 and maintained exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, sportive, cultural or public purpose only if all or part of income may be exempt from tax under the domestic laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organization’s actual activity, e.g., copy of PR brochure, etc.

11　In case of withholding taxation, whether the condition stated in B(1) is satisfied and is tested for the period which preceeds the day of income payment (or in the case of dividends, the date on which entitlement to the dividents is determined).
　In all other cases, whether the condition stated in B(1) is satisfied and is tested for at least half the days of the taxable year.
　In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

12　Please fill in the line in order from shareholders who own more shares to less. When their total ratio of shares owned reaches 75% or more, any other shareholders need not be mentioned.

13　Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be deemed to satisfy the gross income requirements for the taxable year in which the item of income is derived if that resident satisfies those gross income requirements when averaging the gross income of the three taxable years preceding that taxable year. The term “gross income” means the total revenues derived by an enterprise from its business, less the direct costs of obtaining such revenues.

14　If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your　business in that country.

15　“Making or managing investments for the resident’s own account” in (a) of (2) of C refers to a business which has the nature of investment such as a business acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident’s own account.

16　“An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence” in (b) of (2) of C refers to an income derived from activities which themselves constitute the business in the country of residence, or which are conducted as part of the business in the country of residence.

17　“Substantial in relation to the business conducted in Japan” in (c) of (2) of C refers to an additional condition if you derive income from a business in Japan either by yourself or by your affiliated corporation. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

改　正　前

（313　特典条項に関する付表（スイス））

9　年金基金又は年金計画とは、①　「１」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立され、②退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金若しくは年金計画の利益のために所得を取得することを目的として運営され、かつ、③　これらの活動に関して取得する所得につき「１」の租税条約の相手国において租税を免除される者をいいます。

10　公益団体とは、「１」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立された団体で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、運動、文化その他公の目的のために運営されるものをいいます（「１」の租税条約の相手国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限ります）。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類（パンフレット等の写しなどでも構いません。）を添付してください。

11　B(1)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得等の支払が行われる日（配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日とします。）に先立つ12か月の期間を通じて、判定します。
　その他の場合には、その所得等の支払が行われる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。
　なお、「　年　月　日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

12　持分の最も多い株主から順次記載し、その合計割合が75%以上に達したときには、その他の株主について記載する必要はありません。

13　例えば、いわゆる親子間配当の減免に係る持株割合につき、「1」の租税条約で「直接又は間接に50%以上」と規定し、判定対象株主の居住地国と日本国との租税条約で「直接に15%以上」と規定している場合のように、後者の要件が前者の要件よりも制限的であるかどうか明らかでない場合には、「要件が制限的でない」ものとして判定して差し支えありません。

14　「１」の租税条約の相手国の居住者は、租税条約の適用を受ける所得を取得する課税年度の直前の３課税年度の総所得の平均が総所得に関する要件を満たしている場合には、その所得を取得する課税年度について要件を満たすものとみなされます。
　なお、総所得とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいいます。

15　あなたが関連者（持分の　50%以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。）を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地国において行う事業はあなたが居住地国において行う事業とされます。

16　「Cの(2)の(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。

17　「Cの(2)の(b)」の「所得が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得等の基因となる活動が居住地国において従事している事業そのものである場合やその活動が居住地国における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。

18　「Cの(2)の(c)」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う事業から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地国において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や事業全体の貢献度からみて居住地国の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

9　A “Pension Fund or Pension Scheme”means any person that is; ① established under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1, ②operated principally to administer or provide pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income for the benefit of other pension funds or pension schemes and ③exempt from tax in that contracting country with respect to income derived from the activities described in ②.

10　A “Public Service Organization” refers to an organization established under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1 and maintained exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, sportive, cultural or public purpose only if all or part of income may be exempt from tax under the domestic laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organization’s actual activity, e.g., copy of PR brochure, etc.

11　In case of withholding taxation, whether the condition stated in B(1) is satisfied and is tested for the period which preceeds the day of income payment (or in the case of dividends, the date on which entitlement to the dividents is determined).
　In all other cases, whether the condition stated in B(1) is satisfied and is tested for at least half the days of the taxable year.
　In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

12　Please fill in the line in order from shareholders who own more shares to less. When their total ratio of shares owned reaches 75% or more, any other shareholders need not be mentioned.

13　It may be determined that the conditions are no less restrictive when, for example, regarding the holding ratio (%) relating to the tax relief of dividends between a parent company and its subsidiary, under the Convention of「1」in the case of「50% and above, directly or indirectly 」between the country of residence of the stipulated shareholder and Japan「15% and above, directly 」, it is not clear whether or not the latter conditions are more restrictive than the former conditions.

14　Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be deemed to satisfy the gross income requirements for the taxable year in which the item of income is derived if that resident satisfies those gross income requirements when averaging the gross income of the three taxable years preceding that taxable year. The term “gross income” means the total revenues derived by an enterprise from its business, less the direct costs of obtaining such revenues.

15　If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your　business in that country.

16　“Making or managing investments for the resident’s own account” in (a) of (2) of C refers to a business which has the nature of investment such as a business acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident’s own account.

17　“An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence” in (b) of (2) of C refers to an income derived from activities which themselves constitute the business in the country of residence, or which are conducted as part of the business in the country of residence.

18　“Substantial in relation to the business conducted in Japan” in (c) of (2) of C refers to an additional condition if you derive income from a business in Japan either by yourself or by your affiliated corporation. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

改　正　後

（328　勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書）

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

住所　〒　電話　－　－

（フリガナ）

氏名　㊞

下記の事情により確認を受けたいので、租税特別措置法施行令 第２条の28第１項 第２条の33 の規定により、この旨申請します。

賃金の支払者	名称	
	所在地	〒　電話　－　－
勤務先	名称	
	所在地	〒　電話　－　－
事務代行先	名称	
	所在地	〒　電話　－　－
受入機関の営業所等	名称	
	所在地	〒　電話　－　－
災害・疾病その他これらに類するやむを得ない事情の詳細等	・当該事情が生じた年月日（　年　月　日） ・当該事情の詳細	
その他参考となるべき事項	・貯蓄の種類（　） ・契約日（　年　月　日） ・契約者番号（　）	
添付書類の名称		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄								処理事績		
	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿		処理内容	承認・却下
	決裁	・　・							申請者への通知年月日	・　・
							通知書		所轄署への送付年月日	・　・

（規格Ａ４）

28.06 改正

改　正　前

（323　勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書）

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

住所　〒　電話　－　－

（フリガナ）

氏名　㊞

個人番号

下記の事情により確認を受けたいので、租税特別措置法施行令 第２条の28第１項 第２条の33 の規定により、この旨申請します。

賃金の支払者	名称	
	所在地	〒　電話　－　－
勤務先	名称	
	所在地	〒　電話　－　－
事務代行先	名称	
	所在地	〒　電話　－　－
受入機関の営業所等	名称	
	所在地	〒　電話　－　－
災害・疾病その他これらに類するやむを得ない事情の詳細等	・当該事情が生じた年月日（　年　月　日） ・当該事情の詳細	
その他参考となるべき事項	・貯蓄の種類（　） ・契約日（　年　月　日） ・契約者番号（　）	
添付書類の名称		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄								処理事績		
	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿		処理内容	承認・却下
	決裁	・　・							申請者への通知年月日	・　・
							通知書		所轄署への送付年月日	・　・

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）

（規格Ａ４）

27.06 改正

改　正　後

（337　相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書）

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

発行会社受付印　税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

譲渡人	住所又は居所	〒 電話　－　－	
	（フリガナ） 氏名	㊞	
	個人番号		

租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人	氏名		死亡年月日	平成　年　月　日
	死亡時の住所又は居所			
納付すべき相続税額又はその見積額		円	（注）納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合にはこの特例の適用はありません。	
課税価格算入株式数				
上記のうち譲渡をしようとする株式数				
その他参考となるべき事項				

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

税務署受付印

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

発行会社	所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 名称	㊞
	法人番号	

上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第５条の２第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲り受けた株式数	
１株当たりの譲受対価	
譲受年月日	平成　年　月　日

（注）上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うことになります。この場合、届出書の提出は不要です。

※税務署処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門			通信日付印	確認印	番号
								年　月　日		

28.06 改正

改　正　前

（332　相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書）

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

発行会社受付印　税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

譲渡人	住所又は居所	〒 電話　－　－	
	（フリガナ） 氏名		
	個人番号		

租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人	氏名		死亡年月日	平成　年　月　日
	死亡時の住所又は居所			
納付すべき相続税額又はその見積額		円	（注）納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合にはこの特例の適用はありません。	
課税価格算入株式数				
上記のうち譲渡をしようとする株式数				
その他参考となるべき事項				

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

税務署受付印

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

発行会社	所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 名称	
	法人番号	

上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第５条の２第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲り受けた株式数	
１株当たりの譲受対価	
譲受年月日	平成　年　月　日

（注）上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うことになります。この場合、届出書の提出は不要です。

※税務署処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門			通信日付印	確認印	番号
								年　月　日		

27.06 改正

改　正　後

（338　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

配分取扱者受付印　税務署受付印

投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書

APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP

この申告書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照して下さい。
See separate instructions

税務署整理欄 For official use only			
適用:有、無			
番号確認		身元確認	

＿＿＿＿税務署長 殿
To the District Director, ＿＿＿＿＿＿ Tax Office

１．申告者に関する事項
Details of Applicant

氏名又は名称 Name		
個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入） Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)		
非居住者の場合 Individual	住所等（注５） Domicile, etc. (Note5)	
外国法人の場合 Corporation	本店又は主たる事務所の所在地 Place of Head or Main Office	

※　該当する方にチェックして下さい。　Please check the box of applicable sentence.

□　投資組合契約につき、租税特別措置法第 41 条の 21 第１項各号に掲げる要件を全て満たしていることから、同条第１項及び/又は同法第 67 条の 16 第１項の特例の適用を受けたいので、同法第 41 条の 21 第３項及び/又は同法第 67 条の 16 第２項の規定により申告します。
In accordance with the provisions in Paragraph 3 of Article 41･21 and/or Paragraph 2 of Article 67･16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to apply for the special provision prescribed in Paragraph 1 of Article 41･21 and/or Paragraph 1 of Article 67･16 of the Act, with regard to the Investment Limited Partnership Contract, since I (we) qualify all conditions listed in Paragraph 1 of Article 41･21 of the Act.

□　租税特別措置法第 41 条の 21 第１項及び/又は同法第 67 条の 16 第１項の特例の適用を受けるため提出した「投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書」の記載内容に変更があったので、同法第 41 条の 21 第７項及び/又は同法第 67 条の 16 第２項の規定により申告します。
In accordance with the provisions in Paragraph 7 of Article 41･21 and/or Paragraph 2 of Article 67･16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to change item(s) reported in the previous "Application Form (to Modify Previous Application) to Apply for Special Provision for Foreign Member of Investment Limited Partnership" to apply for the special provisions prescribed in Paragraph 1 of Article 41･21 and /or Paragraph 1 of Article 67･16 of the Act.

Date　年 Year　月 Month　日 Date

署名 Signature ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．特例適用投資組合契約に関する事項　（注：契約書の写しを添付してください。（注３））
Details of Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision
Note: Please attach the copy of contract to this form. (Note 3)

投資組合の名称 Name of Partnership				
国内事務所等の所在地（注６） Place of Office in Japan, etc. (Note 6)				
配分の取扱者の氏名又は名称 Name of Distribution Manager				
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate				
投資組合の事業の内容 Detail of Business				
投資組合契約締結年月日 Date of Contract	／　／	投資組合の存続期間 Period of Duration	／　／ ～ ／　／	
投資組合財産に対する持分割合（注７） Share of Property (Note 7)	（　　%） %	損益分配割合（注７） Share of Distribution of Profit and Loss(Note 7)	（　　%） %	

改　正　前

（333　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

（同　左）

改　正　後

（338　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

３．特殊の関係のある者に関する事項（注８、１３）
Details of Special Related Person (Note 8, 13)

氏名又は名称 Name			
投資組合財産に対する持分割合 Share of Property	%	損益分配割合 Share of Distribution of Profit and Loss	%

４．申告者が持分を有する他の組合に関する事項（注９、１３）
Details of the Other Partnership Shared by Applicant (Note 9, 13)

組合の名称 Name			
主たる事務所の所在地 Place of Main Office			
組合の代表者の氏名又は名称 Name of Representative			
２．の組合の投資組合財産に対する持分割合（注１０） Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%	２．の組合に係る損益分配割合（注１０） Share of Distribution of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%
このうち申告者の持分割合（注１０） Applicant's Share of Property Mentioned Above (Note 10)	%	このうち申告者の損益分配割合（注１０） Applicant's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned Above (Note 10)	%

５．租税特別措置法施行令第２６条の３０第１５項若しくは第１６項及び/又は同令第３９条の３３第２項若しくは第３項の適用に関する事項（注１１、１３）
Details Where the Applicant Applies for Paragraph 15 or 16 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 or 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation (Note 11, 13)

適用条項：
Applicable Provision:

☐ 租税特別措置法施行令第２６条の３０第１５項及び/又は同令第３９条の３３第２項
Paragraph 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

☐ 租税特別措置法施行令第２６条の３０第１６項及び/又は同令第３９条の３３第３項
Paragraph 16 of Article 26-30 and/or Paragraph 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

(1)　直前に有していた他の恒久的施設に関する事項
Details of the Other Permanent Establishment Which Was Held by Applicant Just Before This Application

直前に有していた他の恒久的施設の名称 Name	
恒久的施設の所在地 Place of Permanent Establishment	
第５号要件を満たすこととなる年月日 Date of Qualifying Requirements of Act on Special Measures Concerning Taxation 41-21(1)(v)	/　/

(2)　他の投資組合契約に関する事項（注１２）
Details of the Other Applicable Partnership for Exception (Note 12)

他の投資組合の名称 Name	
国内事務所等の所在地（注６） Place of Office in Japan, etc. (Note 6)	
他の投資組合契約につきこの申告書を提出した場合のその提出年月日 Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit	/　/

６．納税管理人に関する事項（注１４）
Details of Tax Agent (Note 14)

氏名 Name		届出をした税務署名 Name of Tax Office Registered
住所又は居所 Domicile or Residence		税務署 Tax Office

７．その他参考となるべき事項（注１５）
Others (Note 15)

改　正　前

（333　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

３．特殊の関係のある者に関する事項（注８、１３）
Details of Special Related Person (Note 8, 13)

氏名又は名称 Name			
投資組合財産に対する持分割合 Share of Property	%	損益分配割合 Share of Distribution of Profit and Loss	%

４．申告者が持分を有する他の組合に関する事項（注９、１３）
Details of the Other Partnership Shared by Applicant (Note 9, 13)

組合の名称 Name			
主たる事務所の所在地 Place of Main Office			
組合の代表者の氏名又は名称 Name of Representative			
２．の組合の投資組合財産に対する持分割合（注１０） Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%	２．の組合に係る損益分配割合（注１０） Share of Distribution of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%
このうち申告者の持分割合（注１０） Applicant's Share of Property Mentioned Above (Note 10)	%	このうち申告者の損益分配割合（注１０） Applicant's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned Above (Note 10)	%

５．租税特別措置法施行令第２６条の３０第１４項若しくは第１５項及び/又は同令第３９条の３３第２項若しくは第３項の適用に関する事項（注１１、１３）
Details Where the Applicant Applies for Paragraph 14 or 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 or 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation (Note 11, 13)

適用条項：
Applicable Provision:

☐ 租税特別措置法施行令第２６条の３０第１４項及び/又は同令第３９条の３３第２項
Paragraph 14 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

☐ 租税特別措置法施行令第２６条の３０第１５項及び/又は同令第３９条の３３第３項
Paragraph 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

(1)　直前に有していた他の恒久的施設に関する事項
Details of the Other Permanent Establishment Which Was Held by Applicant Just Before This Application

直前に有していた他の恒久的施設の名称 Name	
恒久的施設の所在地 Place of Permanent Establishment	
第５号要件を満たすこととなる年月日 Date of Qualifying Requirements of Act on Special Measures Concerning Taxation 41-21(1)(v)	/　/

(2)　他の投資組合契約に関する事項（注１２）
Details of the Other Applicable Partnership for Exception (Note 12)

他の投資組合の名称 Name	
国内事務所等の所在地（注６） Place of Office in Japan, etc. (Note 6)	
他の投資組合契約につきこの申告書を提出した場合のその提出年月日 Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit	/　/

６．納税管理人に関する事項（注１４）
Details of Tax Agent (Note 14)

氏名 Name		届出をした税務署名 Name of Tax Office Registered
住所又は居所 Domicile or Residence		税務署 Tax Office

７．その他参考となるべき事項（注１５）
Others (Note 15)

改　　正　　後

（338　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

「投資組合契約の外国組合員の課税の特例に関する（変更）申告書」に関する注意事項
INSTRUCTION FOR “APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP”

注　意　事　項	INSTRUCTIONS
申告書の提出について	SUBMISSION OF THE FORM
1　この申告書は、租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項に規定する非居住者又は外国法人（以下併せて「外国組合員」といいます。）が、これらの規定の適用を受けようとする場合、又は既に適用を受けるために申告書を提出している外国組合員がその申告書の内容を変更する場合に使用します。	1 This form is to be used by a non-resident or a foreign corporation who is foreign member of an Investment Limited Partnership to apply for special tax treatment (hereinafter referred to as “the Partnership”) under Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (hereinafter referred as “the Act”), or in order to change any item(s) reported in the previous application(s).
2　この申告書は、３通を作成して、投資組合の無限責任組合員で組合利益の配分の取扱いをする者（以下、「配分の取扱者」といいます。）に提出してください。また、配分の取扱者は、このうち２通を申告者から受理した日の属する月の翌月10日までに、組合利益に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。	2 Three copies of this form must be submitted to the Partnership Profit Distribution Manager who is an general partner of the Partnership (hereinafter referred to as “the Manager”). The manager must submit two copies to the district director of the competent local tax office concerning the withholding tax by the 10th of the month following the month in which the application form is received from the applicant.
3　添付書類（契約書の写し）は、２通を配分の取扱者を経由して上記２の所轄税務署長に提出してください。	3 Two copies of the attachment (i.e. copy of contract) must be submitted to the district director explained in note 2 above through the Manager.
申告書の記載について	COMPLETION OF THE FORM
4　申告書の「１」欄及び「２」欄は必ず記入して下さい。「３」欄から「７」欄は、該当する場合に記入して下さい。 変更申告書として使用する場合は、「１」欄及び「２」欄の投資組合の名称及び国内事務所等の所在地は必ず記入し、その他の欄は、変更があった場合のその変更後の内容を記載してください。	4 Make sure to fill in boxes 1 and 2; also fill in boxes 3 to 7 if applicable. Where this form is used for modification, make sure to fill in box 1 and the “Name of Partnership” and “Place of Office in Japan, etc.” sections of box 2, and enter any information changed into the other box(es).
5　申告書の「１」欄の「住所等」欄について、国内に居所を有する場合は、居所を併記してください。	5 If the individual has residence in Japan, additionally enter the address of residence in Japan in the “Domicile, etc.” of box 1.
6　申告書の「２」欄及び「５(2)」欄の記載に当たり、投資組合の国内事務所等の所在地と上記２の納税地が異なる場合には、その納税地を併記して下さい。 なお、国内事務所等とは、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいい、これらが二以上ある場合はそのうち主たるものをいいます。 また、主たる事務所が国外にある場合には、その国外の所在地を併記してください。	6 Enter the place of tax payment explained in note 2 additionally into box 2 and box 5(2) if the place of tax payment explained in note 2 is different from “Place of Office in Japan, etc.” “Office in Japan, etc.” means an office, place of business or any other place equivalent in Japan, and means the main place of business if the applicant has two or more offices in Japan, etc. If the main office locates outside Japan, additionally enter the address of the main office in the “Domicile, etc.” section of box 2.
7　申告書の「２」欄の「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄には、申告者が直接に有する割合を記載します。また、括弧内には、「３」欄及び「４」欄の記載がある場合に、「２」欄から「４」欄までの各「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄に記載された割合の合計を記載します。 【記入例】 「２」欄の「持分割合」欄が10%、「３」欄の「持分割合」欄が６%、「４」欄の「２．の組合の投資組合財産に対する	7 Enter the share directly held by applicant in the “Share of Property” and “Share of Distribution of Profit and Loss” section of box 2, and then enter the total of the share in box 2, share in box 3 and “Share mentioned above of Applicant” of box 4 in the parentheses. [Example] In the case that the “Share of Property” of box 2 is 10%, “Share of Property” of box 3 is 6% and “Share of Property

改　　正　　前

（333　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

（同　左）

改　　正　　後

（338　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

持分割合」欄が７％の場合は、「２」欄の「持分割合」欄の括弧内に 23%（23%＝10%＋６%＋７%）と記載します。

of Partnership Mentioned in Box 2" of Box 4 is 7%, enter "23%" (23%=10%+6%+7%) in the parentheses of "Share of Property" in box 2.

８　申告書の「３」欄は、申告者と租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第５項第２号に規定する特殊の関係のある者が特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。

8 Fill in box 3 where the special related person of the applicant under Article 26-30(5)(ii) of the Cabinet Order of the Act has a share in the property of the partnership for special tax treatment.

９　申告書の「４」欄は、申告者が締結している租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第２項各号に掲げる他の組合（以下、「他の組合」といいます。）が「２」欄に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。

9 Fill in box 4 where the applicant has a contract with the other partnership prescribed under each item of Article 26-30(2) of the Cabinet Order of the Act (hereinafter, referred to as "the Other Partnership") which has a share in the property of the partnership mentioned in box 2.

10　申告書の「４」欄の「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には、他の組合が２．に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対して有する持分割合を記載し、「このうち申告者の持分割合」欄には、「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄に記載した割合のうち申告者が他の組合を通じて有する割合を記載します。損益分配割合についても同様です。

【記入例】

申告者が 40%の持分を有しているＡ組合がＢ投資組合（特例適用対象）に対して 15%の持分割合を有している場合は、「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には「15%」、「このうち申告者の持分割合」欄には「６%」（６%＝40%×15%）と記載します。

10 Enter the other partnership's share of property of the partnership mentioned in box 2 into "Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2" in box 4. Enter the percentage of the share of property which the applicant possesses through the other partnership out of the share described in "Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2" of box 4; in the same way, fill in "Applicant's Share of Property Mentioned Above."

[Example]

In the case where Partnership A of which 40% of the property is held by the applicant has 15% of the property of Investment Limited Partnership B (applied for the special provision), enter "15%" into "Share of Property of Partnership mentioned in Box 2" and "6%" (6%=40%×15%) into "Applicant's Share of Property Mentioned Above" respectively.

11　申告書の「５」欄は、租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 15 項若しくは第 16 項及び/又は同令第 39 条の 33 第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合に、第５号要件（租税特別措置法第 41 条の 21 第１項第５号に掲げる要件をいいます。）を満たす日の前日に有していた恒久的施設（恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものをいいます。）について記載します。

これらの条項の適用を受ける場合は、適用を受ける条項の先頭のボックスにチェックを入れた上で、租税特別措置法施行令第 26 の 30 第 15 項及び/または同令第 39 条の 33 第２項の適用を受ける場合は⑴を、同じく同令第 26 条の 30 第 16 項及び/または同令第 39 条の 33 第３項の適用を受ける場合は⑴及び⑵を、それぞれ記載してください。

11 Enter details of the permanent establishment in Japan (meaning an office, place of business or any other place equivalent through permanent establishment) which used to be held by the applicant the day before the date when the applicant is qualified requirements of Article 41-21(1)(v) of the Act into box 5, where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(15) or (16) and/or Article 39-33(2) or (3) of the Cabinet Order of the Act.

Check the box of each applicable provision, and fill in (1) where the applicant applies for provisions of Article 26-30(15) and/or Article 39-33(2) of the Cabinet Order of the Act, or fill in (1) and (2) where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(16) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.

12　申告書の「５（２）」欄は、租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 16 項及び/または同令第 39 条の 33 第３項の規定を受ける場合に、申告者が締結している他の投資組合契約について記載します。

なお、複数の投資組合契約がある場合には、次の点に注意してください。

⑴　全ての契約についてこの申告書が提出されるまでは、特例は適用されません。

⑵　本申告書の提出後、他の投資組合契約につき申告書を提出する場合には、その提出年月日について本申告書を変更する申告書を提出する必要があります。

12 Enter the details of the other applicable investment limited partnership into box 5(2) where the applicant has applied for the provisions of Article 26-30(16) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.

Please note the following information where the applicant has contract multiple investment partnership subject to the special provisions.

(1) Special provisions are not applied until all application for all partnership contracts are submitted.

(2) The application must be submitted to modify information in the "Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit" when the applicant submits the application for another

改　　正　　前

（333　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

持分割合」欄が７％の場合は、「２」欄の「持分割合」欄の括弧内に 23%（23%＝10%＋６%＋７%）と記載します。

of Partnership Mentioned in Box 2" of Box 4 is 7%, enter "23%" (23%=10%+6%+7%) in the parentheses of "Share of Property" in box 2.

８　申告書の「３」欄は、申告者と租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第５項第２号に規定する特殊の関係のある者が特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。

8 Fill in box 3 where the special related person of the applicant under Article 26-30(5)(ii) of the Cabinet Order of the Act has a share in the property of the partnership for special tax treatment.

９　申告書の「４」欄は、申告者が締結している租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第２項各号に掲げる他の組合（以下、「他の組合」といいます。）が「２」欄に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。

9 Fill in box 4 where the applicant has a contract with the other partnership prescribed under each item of Article 26-30(2) of the Cabinet Order of the Act (hereinafter, referred to as "the Other Partnership") which has a share in the property of the partnership mentioned in box 2.

10　申告書の「４」欄の「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には、他の組合が２．に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対して有する持分割合を記載し、「このうち申告者の持分割合」欄には、「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄に記載した割合のうち申告者が他の組合を通じて有する割合を記載します。損益分配割合についても同様です。

【記入例】

申告者が 40%の持分を有しているＡ組合がＢ投資組合（特例適用対象）に対して 15%の持分割合を有している場合は、「２.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には「15%」、「このうち申告者の持分割合」欄には「６%」（６%＝40%×15%）と記載します。

10 Enter the other partnership's share of property of the partnership mentioned in box 2 into "Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2" in box 4. Enter the percentage of the share of property which the applicant possesses through the other partnership out of the share described in "Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2" of box 4; in the same way, fill in "Applicant's Share of Property Mentioned Above."

[Example]

In the case where Partnership A of which 40% of the property is held by the applicant has 15% of the property of Investment Limited Partnership B (applied for the special provision), enter "15%" into "Share of Property of Partnership mentioned in Box 2" and "6%" (6%=40%×15%) into "Applicant's Share of Property Mentioned Above" respectively.

11　申告書の「５」欄は、租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 14 項若しくは第 15 項及び/又は同令第 39 条の 33 第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合に、第５号要件（租税特別措置法第 41 条の 21 第１項第５号に掲げる要件をいいます。）を満たす日の前日に有していた恒久的施設（国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものをいいます。）について記載します。

これらの条項の適用を受ける場合は、適用を受ける条項の先頭のボックスにチェックを入れた上で、租税特別措置法施行令第 26 の 30 第 14 項及び/または同令第 39 条の 33 第２項の適用を受ける場合は⑴を、同じく同令第 26 条の 30 第 15 項及び/または同令第 39 条の 33 第３項の適用を受ける場合は⑴及び⑵を、それぞれ記載してください。

11 Enter details of the permanent establishment in Japan (meaning an office, place of business or any other place equivalent in Japan) which used to be held by the applicant the day before the date when the applicant is qualified requirements of Article 41-21(1)(v) of the Act into box 5, where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(14) or (15) and/or Article 39-33(2) or (3) of the Cabinet Order of the Act.

Check the box of each applicable provision, and fill in (1) where the applicant applies for provisions of Article 26-30(14) and/or Article 39-33(2) of the Cabinet Order of the Act, or fill in (1) and (2) where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(15) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.

12　申告書の「５（２）」欄は、租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 15 項及び/または同令第 39 条の 33 第３項の規定を受ける場合に、申告者が締結している他の投資組合契約について記載します。

なお、複数の投資組合契約がある場合には、次の点に注意してください。

⑴　全ての契約についてこの申告書が提出されるまでは、特例は適用されません。

⑵　本申告書の提出後、他の投資組合契約につき申告書を提出する場合には、その提出年月日について本申告書を変更する申告書を提出する必要があります。

12 Enter the details of the other applicable investment limited partnership into box 5(2) where the applicant has applied for the provisions of Article 26-30(15) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.

Please note the following information where the applicant has contract multiple investment partnership subject to the special provisions.

(1) Special provisions are not applied until all application for all partnership contracts are submitted.

(2) The application must be submitted to modify information in the "Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit" when the applicant submits the application for another

改　　正　　後

（338　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

applicable partnership.

13　申告書の「３」欄から「５」欄について、該当する者又は組合が複数の場合には、該当する者又は組合の全てにつき「３」欄から「５」欄の記載内容を記した別紙を添付して下さい。

13 Attach documents which describe information in boxes 3 to 5 about every person or partnership concerned respectively, where there are two or more persons or partnerships concerned.

14　申告書の「６」欄は、国税通則法の規定により納税管理人の届出をしている場合に記載します。

14 Fill in box 6 where the applicant has registered a “tax agent” under the provision of the General Law for National Taxes to the district director of the tax office.

15　変更申告書として使用する場合には、「７」欄に、変更のあった年月日及び最初に提出した申告書の提出年月日を記載してください。また、「１」欄又は「２」欄に係る変更があった場合には、変更前の内容を記載してください。

15 Enter the date of the change and the date of the submission of the previous application into box 7 where this form is used to modify the application.
In the case where there is any change in box 1 and/or box 2 enter the items before the change as well.

この申告書に記載された事項その他租税特別措置法上の特例の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether special provision under the Law should be applied or not.

改　　正　　前

（333　投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する（変更）申告書）

（同　左）

改　正　後

（339　法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書）

税務署受付印

法人税の課税標準とされないこととなる
国内源泉所得の明細書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地	〒
（フリガナ） 外国法人の名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞

租税特別措置法第67条の16第3項（外国組合員に対する課税の特例）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用申告書の提出年月日	平成　年　月　日	変更申告書の提出年月日	平成　年　月　日
（フリガナ） 投資組合の名称			
国内事務所等の所在地			
（フリガナ） 配分の取扱者の氏名又は名称			

国内源泉所得の種類及び金額	種類	金額
		円

その他参考となるべき事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

28.06改正

改　正　前

（334　法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書）

税務署受付印

法人税の課税標準とされないこととなる
国内源泉所得の明細書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地	〒
（フリガナ） 外国法人の名称	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞

租税特別措置法第67条の16第3項（外国組合員に対する課税の特例）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用申告書の提出年月日	平成　年　月　日	変更申告書の提出年月日	平成　年　月　日
（フリガナ） 投資組合の名称			
国内事務所等の所在地			
（フリガナ） 配分の取扱者の氏名又は名称			

国内源泉所得の種類及び金額	種類	金額
		円

その他参考となるべき事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（339　法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書）	（334　法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書）
法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書の記載要領等	**法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書の記載要領等**
1　この明細書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第67条の16第1項（外国組合員の課税の特例）の規定の適用により法人税法（以下「法」といいます。）第141条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第138条第1項（国内源泉所得）又は平成26年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第138条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得について、その明細を届け出る場合に使用してください。	1　この明細書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第67条の16第1項（外国組合員の課税の特例）の規定の適用により法人税法（以下「法」といいます。）第141条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第138条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得について、その明細を届け出る場合に使用してください。
2　この明細書は、措置法第67条の16第3項に規定する外国法人が同項に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有することになった日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。	2　この明細書は、措置法第67条の16第3項に規定する外国法人が同項に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有することになった日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
3　この明細書の各欄は、次により記載します。 (1)　「外国法人の名称」欄には、措置法第67条の16第3項に規定するこの明細書を提出する外国法人の名称を記載してください。 (2)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (3)　「特例適用申告書の提出年月日」及び「変更申告書の提出年月日」欄には、特例適用投資組合契約（当該外国法人が締結している措置法第67条の16第2項において準用する措置法第41条の21第1項の規定の適用に係る同条第2項第1号に規定する投資組合契約をいいます。）に係る措置法第67条の16第2項において準用する措置法第41条の21第3項に規定する特例適用申告書及び措置法第67条の16第2項において準用する措置法第41条の21第7項に規定する変更申告書の提出年月日を記載します。 (4)　「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する投資組合（措置法第41条の21第2項第2号に規定する投資組合をいいます。）の名称を記載してください。 (5)　「国内事務所等の所在地」欄には、当該投資組合の国内にある事務所、事務所その他これらに準ずるもの（これらが2以上あるときは、そのうち主たるものとします。以下「国内事務所等」といいます。）を記載してください。 なお、当該投資組合の主たる事務所が国外にある場合におけるその国外にある主たる事務所の所在地及び当該国内事務所等の所在地と特例適用投資組合契約に係る措置法第41条の21第3項に規定する納税地とが異なる場合にはその納税地を記載してください。 (6)　「配分の取扱者の氏名又は名称」欄には、特例適用投資組合契約に係る措置法第41条の21第3項に規定する配分の取扱者の氏名又は名称を記載してください。 (7)　「国内源泉所得の種類及び金額」欄には、措置法第67条の16第1項の規定の適用により法第141条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第138条第1項又は旧法第138条に規定する国内源泉所得の種類及び金額を記載してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)　「※」欄は、記載しないでください。	3　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)　「外国法人の名称」欄には、措置法第67条の16第3項に規定するこの明細書を提出する外国法人の名称を記載してください。 (2)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (3)　「特例適用申告書の提出年月日」及び「変更申告書の提出年月日」欄には、特例適用投資組合契約（当該外国法人が締結している措置法第67条の16第2項において準用する措置法第41条の21第1項の規定の適用に係る同条第2項第1号に規定する投資組合契約をいいます。）に係る措置法第67条の16第2項において準用する措置法第41条の21第3項に規定する特例適用申告書及び措置法第67条の16第2項において準用する措置法第41条の21第7項に規定する変更申告書の提出年月日を記載します。 (4)　「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する投資組合（措置法第41条の21第2項第2号に規定する投資組合をいいます。）の名称を記載してください。 (5)　「国内事務所等の所在地」欄には、当該投資組合の国内にある事務所、事務所その他これらに準ずるもの（これらが2以上あるときは、そのうち主たるものとします。以下「国内事務所等」といいます。）を記載してください。 なお、当該投資組合の主たる事務所が国外にある場合におけるその国外にある主たる事務所の所在地及び当該国内事務所等の所在地と特例適用投資組合契約に係る措置法第41条の21第3項に規定する納税地とが異なる場合にはその納税地を記載してください。 (6)　「配分の取扱者の氏名又は名称」欄には、特例適用投資組合契約に係る措置法第41条の21第3項に規定する配分の取扱者の氏名又は名称を記載してください。 (7)　「国内源泉所得の種類及び金額」欄には、措置法第67条の16第1項の規定の適用により法人税法第141条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる同法第138条に規定する国内源泉所得の種類及び金額を記載してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)　「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（340　恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書）

税務署受付印

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地	〒
(フリガナ) 外国法人の名称	
法人番号	
(フリガナ) 代表者の氏名	㊞

租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項（恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例）に規定する特例適用投資組合契約等について同項の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用投資組合契約を締結している場合	(フリガナ) 投資組合の名称	
	国内にある事務所等の所在地	
	納通地	
	特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日	平成　年　月　日
	内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約について租税特別措置法第67条の16第1項の規定の適用を	受けている・受けていない
投資組合契約を締結している場合	(フリガナ) 投資組合の名称	
	主たる事務所の所在地	
	租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件を	満たしている・満たしていない

内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合	譲渡事業年度終了の日	変更前
内国法人の特殊関係株主等の保有割合	%	%
内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法人税法施行令第178条第4項第3号又は平成26年改正前の法人税法施行令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者の保有割合		

譲渡した内国法人の株式又は出資の明細	銘柄	株式数又は出資金額
		内
		内
		内
		内
		内

その他参考となるべき事項	

通理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

28.06 改正

改　正　前

（335　恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書）

税務署受付印

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書

※整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

本店又は主たる事務所の所在地	〒
(フリガナ) 外国法人の名称	
法人番号	
(フリガナ) 代表者の氏名	㊞

租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項（恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例）に規定する特例適用投資組合契約等について同項の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用投資組合契約を締結している場合	(フリガナ) 投資組合の名称	
	国内にある事務所等の所在地	
	納通地	
	特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日	平成　年　月　日
	内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約について租税特別措置法第67条の16第1項の規定の適用を	受けている・受けていない
投資組合契約を締結している場合	(フリガナ) 投資組合の名称	
	主たる事務所の所在地	
	租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件を	満たしている・満たしていない

内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合	譲渡事業年度終了の日	変更前
内国法人の特殊関係株主等の保有割合	%	%
内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法人税法施行令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者の保有割合		

譲渡した内国法人の株式又は出資の明細	銘柄	株式数又は出資金額
		内
		内
		内
		内
		内

その他参考となるべき事項	

通理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

27.06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（340　恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書）	（335　恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書）
恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書の記載要領等	**恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第 39 条の 33 の２第１項に規定する特例適用投資組合契約等について同項に規定する恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第 39 条の 33 の２第１項に規定する特例適用投資組合契約等について同項に規定する恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、譲渡の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。	2　この届出書は、譲渡の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。
3　この届出書の各欄は、次により記載します。 (1)　「外国法人の名称」及び「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、措置法令第 39 条の 33 の２第１項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所を記載してください。 (2)　「特例適用投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第 39 条の 33 の２第１項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。 イ　「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する租税特別措置法第 41 条の 21 第２項第２号に規定する投資組合の名称を記載します。 ロ　「国内にある事務所等の所在地」欄には、投資組合の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが２以上あるときは、そのうち主たるものとします。）の所在地（投資組合の主たる事務所が国外にある場合には、国外にある主たる事務所を含みます。）を記載してください。 ハ　「納税地」欄には、ロの所在地と特例適用投資組合契約に係る租税特別措置法第 41 条の 21 第３項に規定する納税地とが異なる場合に、その納税地を記載してください。 ニ　「特例適用申告書及び変更届出書の提出年月日」欄には、租税特別措置法第 41 条の 21 第３項（同法第 67 条の 16 第２項において準用する場合を含みます。）に規定する特例適用申告書及び同法第 41 条の 21 第７項（同法第 67 条の 16 第２項において準用する場合を含みます。）に規定する変更申告書の提出年月日を記載してください。 (3)　「投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第 39 条の 33 の２第１項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。 イ　「投資組合の名称」欄には、投資組合契約によって成立する投資組合の名称を記載してください。 ロ　「主たる事務所の所在地」欄には、投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。 (4)　「内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合」の「譲渡事業年度終了の日」欄には、譲渡事業年度終了の日において、内国法人の発行済株式総数又は出資の総額のうちに次に掲げる者が所有している内国法人の株式の数又は出資の金額の占める割合を記載してください。 なお、措置法令第 39 条の 33 の２第１項第１号に規定する譲渡事業年度終了の日以前３年以内において保有割合の変更があった場合には、「変更前」欄に変更前の割合を記載してください。 イ　措置法令第 39 条の 33 の２第１項の規定の適用を受けようとする外国法人に係る法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 178 条第１項第４号ロ又は平成 26 年改正前の法人税法施行令（以下「旧法令」といいます。）第 187 条第１項第３号ロの内国法人の特殊関係株主等（ロに掲げるものを除きます。） ロ　イの外国法人に係る法令第 178 条第１項第４号ロ又は旧法令第 187 条第１項第３号ロの内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法令第 178 条第４項第３号又は旧法令第 187 条第４項第３号に掲げる者に該当する者 (5)　「譲渡した内国法人の株式又は出資の明細」の各欄 イ　「銘柄」欄には、法人税法施行令第 39 条の 33 の２第１項の規定を受けようとする外国法人が譲渡した同項の規定の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄を記載してください。 ロ　「株式数又は出資金額」欄は、銘柄ごとの株式数又は出資金額を記載してください。 なお、内国法人の株式又は出資のうちに措置法施行令第 26 の 31 第３項各号に掲げる株式又は出資がある場合には、その数又は金額をこの欄の上段に内書きしてください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。	3　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)　「外国法人の名称」及び「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、措置法令第 39 条の 33 の２第１項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所を記載してください。 (2)　「特例適用投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第 39 条の 33 の２第１項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。 イ　「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する租税特別措置法第 41 条の 21 第２項第２号に規定する投資組合の名称を記載します。 ロ　「国内にある事務所等の所在地」欄には、投資組合の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが２以上あるときは、そのうち主たるものとします。）の所在地（投資組合の主たる事務所が国外にある場合には、国外にある主たる事務所を含みます。）を記載してください。 ハ　「納税地」欄には、ロの所在地と特例適用投資組合契約に係る租税特別措置法第 41 条の 21 第３項に規定する納税地とが異なる場合に、その納税地を記載してください。 ニ　「特例適用申告書及び変更届出書の提出年月日」欄には、租税特別措置法第 41 条の 21 第３項（同法第 67 条の 16 第２項において準用する場合を含みます。）に規定する特例適用申告書及び同法第 41 条の 21 第７項（同法第 67 条の 16 第２項において準用する場合を含みます。）に規定する変更申告書の提出年月日を記載してください。 (3)　「投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第 39 条の 33 の２第１項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。 イ　「投資組合の名称」欄には、投資組合契約によって成立する投資組合の名称を記載してください。 ロ　「主たる事務所の所在地」欄には、投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。 (4)　「内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める保有割合」の「譲渡事業年度終了の日」欄には、譲渡事業年度終了の日において、内国法人の発行済株式総数又は出資の総額のうちに次に掲げる者が所有している内国法人の株式の数又は出資の金額の占める割合を記載してください。 なお、措置法令第 39 条の 33 の２第１項第１号に規定する譲渡事業年度終了の日以前３年以内において保有割合の変更があった場合には、「変更前」欄に変更前の割合を記載してください。 イ　措置法令第 39 条の 33 の２第１項の規定の適用を受けようとする外国法人に係る法人税法施行令第 187 条第１項第３号ロの内国法人の特殊関係株主等（ロに掲げるものを除きます。） ロ　イの外国法人に係る法人税法施行令第 187 条第１項第３号ロの内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る同条第４項第３号に掲げる者に該当する者 (5)　「譲渡した内国法人の株式又は出資の明細」の各欄 イ　「銘柄」欄には、法人税法施行令第 39 条の 33 の２第１項の規定を受けようとする外国法人が譲渡した同項の規定の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄を記載してください。 ロ　「株式数又は出資金額」欄は、銘柄ごとの株式数又は出資金額を記載してください。 なお、内国法人の株式又は出資のうちに措置法施行令第 26 の 31 第３項各号に掲げる株式又は出資がある場合には、その数又は金額をこの欄の上段に内書きしてください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。

改　正　後

（358　未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書）

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署受付印

平成　年　月　日

住所	〒 電話　－　－
（フリガナ） 氏名	㊞
生年月日	平成　年　月　日
金融商品取引業者等の営業所の所在地	
金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

災害等事由 ※　該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	□	①　租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第１号該当（災害による家屋の損害）
	□	②　租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第２号該当（医療費の合計額が200万円超）
	□	③　租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第３号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）
	□	④　租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第４号該当（特別障害者に該当）
	□	⑤　租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第５号該当（離職、事業廃止等）
災害等事由の生じた年月日	平成　年　月　日	
災害等事由の詳細	別紙のとおり	
その他参考となるべき事項		
添付書類の名称		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認・却下
	決裁	・　・							申出者への通知年月日	・　・
							通知書		所轄署への送付年月日	・　・

（規格Ａ４）

28.06 改正

改　正　前

（351　未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書）

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

住所	〒 電話　－　－
（フリガナ） 氏名	㊞
生年月日	平成　年　月　日
個人番号	
金融商品取引業者等の営業所の所在地	
金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

災害等事由 ※　該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	□	①　租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第１号該当（災害による家屋の損害）
	□	②　租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第２号該当（医療費の合計額が200万円超）
	□	③　租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第３号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）
	□	④　租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第４号該当（特別障害者に該当）
	□	⑤　租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項第５号該当（離職、事業廃止等）
災害等事由の生じた年月日	平成　年　月　日	
災害等事由の詳細	別紙のとおり	
その他参考となるべき事項		
添付書類の名称		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄										
	起案	・　・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理事績	処理内容	承認・却下
	決裁	・　・							申出者への通知年月日	・　・
							通知書		所轄署への送付年月日	・　・

番号確認	身元確認	確認書類
	□　済 □　未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

（規格Ａ４）

27.12

改　　正　　後

（358　未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書）

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等

1　災害等事由の確認の申出制度について

この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」と併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。

（注）１　この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

２　この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。

３　災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から１年を経過する日までに提出する必要があります。

４　この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。

2　各欄の記載方法

⑴　「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。

（削　除）

⑵　「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。

⑶　「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の□にレ印を記載してください。

⑷　「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記⑶でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。

（注）災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。

なお、支払った医療費が保険金等によって補塡される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補塡される保険金等の額が確定した日を記載することになります。

⑸　「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。

なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人○○○○」と記載してください。

⑹　「添付書類の名称」欄には、下記３の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。

⑺　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

⑻　「※」欄は、記載しないでください。

3　添付書類

災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第５項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。

（添付書類の種類）

区　分		添付書類の例示
共通		・未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） （注）未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 ・扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）
①	災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
②	医療費の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補塡された保険金等の額の証明）
③	一定の寡婦又は寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）
④	特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職、事業廃止等	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） ・個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）

（注）１　添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。

２　医療費の対象となるのは、所得税法第73条第１項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。

改　　正　　前

（351　未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書）

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等

1　災害等事由の確認の申出制度について

この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の８第５項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」と併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。

（注）１　この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

２　この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。

３　災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から１年を経過する日までに提出する必要があります。

４　この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。

2　各欄の記載方法

⑴　「住所」、「氏名」、「生年月日」及び「個人番号」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名、生年月日及び個人番号を記載してください。

なお、この申出書を提出する際には、未成年者口座開設者の個人番号カード等の本人確認書類を提示し、又はその写しを提出してください。

⑵　「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。

⑶　「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の□にレ印を記載してください。

⑷　「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記⑶でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。

（注）災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。

なお、支払った医療費が保険金等によって補塡される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補塡される保険金等の額が確定した日を記載することになります。

⑸　「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。

なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人○○○○」と記載してください。

⑹　「添付書類の名称」欄には、下記３の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。

⑺　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

⑻　「※」欄は、記載しないでください。

3　添付書類

災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第５項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。

（添付書類の種類）

区　分		添付書類の例示
共通		・未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） （注）未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 ・扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）
①	災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
②	医療費の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補塡された保険金等の額の証明）
③	一定の寡婦又は寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）
④	特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職、事業廃止等	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） ・個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）

（注）１　添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。

２　医療費の対象となるのは、所得税法第73条第１項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。

改　　正　　後	改　　正　　前
（360　未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書）	（354　未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書）
	（同　左）

第　　号

平成　　年　　月　　日

住所

氏名　　殿

税務署長
財務事務官

㊞

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書

あなたから平成　　年　　月　　日付でされた未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

（処分の理由）

（規格Ａ４）

27.12

改　　正　　後	改　　正　　前
（360　未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書）	（354　未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書）
不服申立て等について	**不服申立て等について**
【不服申立てについて】 ○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。	**【不服申立てについて】** ○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して２月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○　異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○　なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して２月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
【取消しの訴えについて】 ○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。 ○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。 ○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	**【取消しの訴えについて】** ○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。 ○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。 ○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改　　正　　後

（360　未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書）

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1　使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができない旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本文の「平成　年　月　日付でされた」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
(確認できない旨の通知書)「(処分の理由)」欄	災害等事由について、確認できない理由を記入する。 なお、確認申請書の提出日が提出期限（災害等事由が生じた日から 11 カ月を経過する日）を徒過していた場合には、その旨を記入する。
教　　示	「･･･3月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる申請者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、確認できた場合の通知書には、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改　　正　　前

（354　未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書）

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1　使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができない旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本文の「平成　年　月　日付でされた」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
(確認できない旨の通知書)「(処分の理由)」欄	災害等事由について、確認できない理由を記入する。 なお、確認申請書の提出日が提出期限（災害等事由が生じた日から11カ月を経過する日）を徒過していた場合には、その旨を記入する。
教　　示	「･･･2月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる申請者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、確認できた場合の通知書には、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。